

502  
88

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



司法省編纂 (法案理由書)

確定法文 帝國議會修正理由

# 改正刑事訴訟法理由

東京中央社發兌

502-88



# 改正刑事訴訟法理由

司法省編纂 (法案理由書)

確定法文 帝國議會修正理由

東京中央社發兌

大正  
11. 5. 15  
內交

## 凡例

- 一、本書は司法省の編纂に係る刑事訴訟法案理由書及び第四十五回帝國議會に於ける修正の經過其他を輯録し、確定法文に準據して刊行したり。
  - 一、同理由書中確定法文に従ひ修正すべき箇所は悉く之に修正を加へたり。
- 尙同理由書中案の文字は之を法と改めたり、例へば本案はとあるを本法はと爲したるが如し。

大正十一年四月

編者識す

正改 刑事訴訟法理由 目次

- 一 本法案成立ノ經過……………一
- 二 本法ノ要綱……………二

第一編 總 則……………八

- 第一章 裁判所ノ管轄……………八
- 第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避……………二二
- 第三章 訴訟能力……………三〇
- 第四章 辯護及輔佐……………三二
- 第五章 裁判……………三六
- 第六章 書類……………四〇
- 第七章 送達……………五〇
- 第八章 期間……………五三
- 第九章 被告人ノ召喚、拘引及拘留……………五五
- 第十章 被告人訊問……………八四
- 第十一章 押收及搜索……………八七

第十二章 檢證……………一〇六

第十三章 證人訊問……………一一一

第十四章 鑑定……………一二七

第十五章 通譯……………一三二

第十六章 訴訟費用……………一三三

第二編 第一審……………一三九

第一章 搜查……………一三九

第二章 公訴……………一五三

第三章 豫審……………一六〇

第四章 公判……………一七二

  第一節 公判準備……………一七四

  第二節 公判手續……………一七九

  第三節 公判ノ裁判……………一九二

第三編 上訴……………二〇三

第一章 通則……………二〇三

第二章 控訴……………二一〇

第三章 上告……………二一六

第四章 抗告……………二四二

第四編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續……………二五〇

第五編 再審……………二五五

第六編 非常上告……………二七九

第七編 略式手續……………二八一

第八編 裁判ノ執行……………二八五

第九編 私訴……………二九九

第一章 通則……………二九九

第二章 第一審……………三〇四

第三章 上訴……………三一八

附則……………三一八

●帝國議會に於ける修正の理由其他……………自一、至一一、

# 刑事訴訟法理由

## (一) 本法(案)成立の經過

現行刑事訴訟法は明治二十三年三月二十日を以て公布せられ同年十一月一日より施行せられたるものなり然るに司法省は昔年ならずして早く既に其の不備を認め之か完美を期する爲め明治二十八年十二月刑事訴訟法調査委員を設けて其の改正に着手し同三十一年に至り案畧々成り將に審議に附せられむとせしか時恰も法典調査會規則の改正に遭遇し汎く諸般の法典及附屬法令の改正並制定に關する事項を同會に於て起案審議せしむることと爲りたるより司法省は之を同會に引繼ぐに至れり法典調査會は明治三十三年三月二十九日第一回委員會を開き爾後同三十四年三月に至る迄會議を累ぬること前後七十三回にして草案を作成し同年五月之を裁判所、検事局並辯護士會に配付して其の意見を徴し仍審議中明治三十六年四月法典調査會廢止せられ改正の事業一時中絶す而して其の間明治三十二年及同四十年刑事訴訟法に部分的の改正を加へたりと雖皆其の大綱に關するものに非ず然るに刑法及監獄法の改正に伴ひ全典改正の要愈切なるものあるを以て明治四十一年司法省は更に其の調査立案を法律取調委員會の議に附するに至れり法律取調委員會は主査委員を設けて鋭

意調査立案に従事せしめ大正二年十月一たび其の稿を終へたるも主査委員會に於て一應の議決を爲したるに止まり未だ總會の議に附するに至らず更に調査を進めて稿を改め大正五年五月二十三日成案を待たるを以て未定稿の儘之を裁判所、検事局、監獄、辯護士會、貴族院、衆議院、帝國大學及各私立大學に送付して其の意見を徴し又廣く世に公にして學者實際家の批判を覓めたるに各方面より意見を提出するもの尠なからず依て深く其の意見を參稽して三たび稿を改め大正七年九月二十三日之を完了して委員總會の議に附するに至れり法律取調委員會設立以來會議を重ねること實に五百八十九回を算す委員總會は該第三次草案を議題とし會を開くこと十回審査將に耐ならむとするに際し大正八年七月法律取調委員會廢止せられたるか爲改正の事業は中途にして休止するの已むなきに至れり然れども刑事訴訟法改正の事業は一日も忽にすへからざるものあり司法省は大正九年四月一日更に刑事訴訟法改正調査委員會を設け先業を繼承して調査立案の事業に膺らしむ刑事訴訟法改正調査委員會は法律取調委員會の第三次草案を基礎として調査を進行し會議を累ぬること百一回慎重審議を遂げ大正十年八月二十四日全會一致の決議を以て茲に改正案の完成を告ぐるに至れり

## (一) 本法の要綱

(一) 本法は之を大別して九編と爲す、第一編は總則にして十六章より成る第一章裁判所の

管轄、第二章裁判所職員の除斥忌避及回避、第三章訴訟能力、第四章辯護及輔佐、第五章裁判、第六章書類、第七章送達、第八章期間、第九章被告人の召喚引及引留、第十章被告人訊問、第十一章押収及搜索、第十二章檢證、第十三章證人訊問、第十四章鑑定、第十五章通譯、第十六章訴訟費用是なり、第二編は第一審の規定にして分て四章と爲す即第一章捜査、第二章公訴、第三章豫審、第四章公判とし第四章は更に之を第一節公判準備、第二節公判手續、第三節公判の裁判と爲す、第三編は上訴に關する規定にして之を四章に分別す第一章通則、第二章控訴、第三章上告、第四章抗告是なり、第四編は大審院の特別權限に屬する訴訟手續、第五編は再審、第六編は非常上告、第七編は略式手續、第八編は裁判の執行に關する規定なり此等の數編には章を置かず、第九編は私訴に關する規定にして之を分て三章と爲す第一章通則、第二章第一審、第三章上訴是なり

(二) 今本法の組織を現行法と比較して觀察するに

- イ、現行法は裁判所と題する一編を設け其の内に管轄(第一章)除斥及忌避回避(第二章)の規定を置きたれとも本法は此の如き編を設けず管轄並除斥及忌避回避に關する規定は各總則中の一章として之を規定したり
- ロ、現行法は犯罪の捜査起訴及豫審を併せて獨立の一編(第三編)と爲したれとも本法は之を第二編(即第一審)中に規定することとせり
- ハ、現行法は豫審の章(第三編第三章)に被告人の召喚引及引留に關する規定(現行法第



三編第三章第一節令狀) 被告人の訊問に關する規定(同第四節)並證據集取に關する規定(同第五節)檢證搜索及物件差押同第六節證人訊問同第七節鑑定)即ち本法の被告人の召喚勾引勾留、被告人訊問、押收搜索、檢證、證人訊問、鑑定に該當する規定を網羅したれども此等の規定は皆豫審手續に固有のものに非ざるを以て本法は現行法の組織を改め總則中に於て裁判所を本位として之を規定し豫審及各審級の手續に共通すべきものとせり而して豫審の章には豫審に固有の規定のみを存置することとせり

二、本法總則中の一章たる訴訟能力に關する規定は新設したるものにして現行法には全く其實質を存せず

ホ、本法總則中に辯護及輔佐、裁判、書類、送達、期間、通譯、訴訟費用と題する各章あり現行法には此の如き表題を存せされども其の實質を存し此等の事項は各所に散在して規定せられ居れり本法は之を各獨立の章に拾集して補正を加へたり

ヘ、現行法は公判の規定を獨立の一編と爲し之を通則、區裁判所の公判、地方裁判所の公判の三章に分ちたれども本法は之を捜査、豫審及起訴と共に第二編に規定し且現行法に於けるか如き區別を爲さずして公判と題する一章を設け之を公判の準備、公判の手續、公判の裁判の三節に分類したり

ト、現行法は非常上告を上告の規定に附加したれども本法は之を分離して獨立の一編とせり

チ、大正二年法律第二十號刑事略式手續法は簡易の刑事訴訟手續に外ならざるを以て之を本法に編入して獨立の一編としたり

リ、現行法は私訴に關する法則を公訴の手續中に錯綜して規定したれども本法は獨立の一編を設け之に關する一切の規定を收輯したり

(三)本法の規定中現行法と實質に於て大差なく殆ど字句の修正に止まるものなしとせずと雖其の實質に變更を加へたるもの頗る多し即ち實際の經驗に徴して現行の手續に幾多の改善を加へ又最新の學理と東西の立法を參酌して其の長を採り又時代の變遷に従ひて之に適應すへき幾多の改正を加へたるものあり其の要旨は編の順序に従ひ條章を逐つて之を説明すへく茲に一々舉示すること難し、其の主要なるものを畧述すれば左の如し

イ、道義を重んじ淳風良俗を保持するの趣旨を以て幾多の規定を設けたること

ロ、管轄に關する無用の限界を除去し牽連事件の併合、分離並に移送を自由に實際の便益に適應せしめたること

ハ、訴訟能力の章を設けて意思無能力者及法人の代表に關する規定を置きたること

ニ、捜査の手續に關する規定を設け殊に捜査上必要あるとき檢事をして強制處分を判事に求むることを得せしめたること

ホ、公訴に付任意主義を採用したることを明示すると同時に公訴の取消を認め尙檢事の  
上訴拋棄及取下を認めて主義を一貫したること

- へ、彈劾式訴訟の主義を一貫し裁判所又は豫審判事は検事の公訴提起あるに非されは絶對に事件の審判を爲すことを得ざるものと爲したること
- ト、重罪事件に付豫審を経由することを要するの制を改め豫審を求むるや否やを検事の裁量に委ねたること
- チ、被告の當事者たる地位を確保し其の權利利益を擁護するの趣旨を以て幾多の規定を設けたること
- リ、未決勾留に關しては人身の自由を尊重する趣旨に於て勾留日數の制限を定め其の他多くの規定を設けたること
- 又、豫審中に於ても辯護人の選任を許し辯護人は豫審手續に付一定の範圍に於て之に參與することを得るものと爲し又公判に於ては辯護人は裁判長の許可を受け被告人、證人等を直接に訊問する權を有するものと爲したること
- ル、公判を以て名實共に刑事訴訟手續の中樞たらしむるの趣旨に於て豫審の目的を定め之をして公判の前提手續たるの性質に戻ることなからしめたること
- ヲ、公判の準備に關する規定を新設し又計算其の他繁雜なる事項に付公廷外に於ける取調を爲すの制を定めて公判手續の進捗を圖りたること
- ワ、特別の場合の外被告人の出廷を公判開廷の要件と爲し闕席判決の制を全廢したること

カ、人の供述を録取したる書類を證據とするは原則として法律に定めたる的確なるものに限り其の他のものは證據と爲らざるものと爲したること

ヨ、判決書には被告人又は辯護人の主張したる抗辯の重要なものに付説明するを原則と爲したること

タ、控訴に付ては成るべく覆審の趣旨を貫かむことを期したること

レ、上告に關する制度に重大なる改正を加へて根本の主義を一變したり即ち第一審の判決に對し控訴を爲さずして上告を爲し得る場合を認めたること、法令違背を理由とする場合の外一定の條件の下に事實の認定又は刑の量定の不當を理由として上告を爲すことを得るものと爲したること、上告裁判所原判決を破毀したる場合に於ては原則として之を他の裁判所へ移送せずして自ら事實の審理を爲し被告事件に付判決を爲すへきものと爲したること

リ、再審の原因並手續に付詳密なる規定を置き現制度の缺點を補ひたること

ツ、非常上告を爲し得べき範圍を擴張し法律解釋の統一を期する制度の趣旨に適せしめたること

ネ、私訴の手續に改正を加へ各場合に適應して公私の便を計るに力めたること

# 第一編 總 則

## 第一章 裁判所の管轄

【理由】 裁判所の管轄は之を分別して事物の管轄及土地の管轄と爲す事物の管轄に關する事項にして裁判所構成法の規定に従ふべきものは之を本章に掲げず本章に於ては先づ裁判所の土地の管轄を定め尙事物及土地の管轄に關係ある事項にして裁判所構成法に規定せざるもの及其の規定に變更を加ふべきものに付法則を設くることとせり

管轄の問題と裁判權自體の問題とは嚴に之を區別せざるへからず通常裁判所と特別裁判所とは裁判權を異にするか故に其の間に於て管轄の問題を生ずることなし現行法は此の區別を閑却したるの嫌あるを以て本法に於ては特に此の點に留意して規定を設けたり

裁判權を異にする裁判所の間に於ては各其の權限を確守し他の畛域に立入ることを認容すべきに非ず裁判所の管轄は叙上の觀念を以て之を定むることを得ず裁判所の管轄は通常裁判所の間に於て裁判權の行使に關し事務の歸屬を定むるものなるか故に之を規律するに當りては専ら公私の便益に着眼し可成流通を自在にし事に當て機

宜の措置を爲すに便ならしむることを期せざるへからず徒に規定を嚴格にし彼此相侵すへからざることを裁判權自體を規律するか如くするは公私の便益を犠牲にして裁判權の行使を澁滞せしむる弊あるを免れず本法に於ては深く此の點に留意し現行法の不備を補正したり

現行法の下に於ては數個の裁判所管轄を有する場合に於て其の中の或裁判所をして先着手牽連等の事由に基き管轄を専有せしめ之に因りて他の裁判所の固有の管轄權を排除するの主義を採用したれとも此の如きは理論に偏して實際の便益を輕視するの批難あるを免かれず故に本法は此の如き場合に於て他の管轄裁判所の固有の管轄權に何等の影響を及ぼさざることと爲し以て事件の分離併合を簡易にし裁判權の行使に不便ならしめんことを期したり

管轄の規定既に定まると雖も特別の事情あるか爲管轄裁判所をして審判せしめずして他の裁判所に移し審判せしむるを得策とする場合なきに非ず此の如き場合に於ては管轄を移轉するの必要あり又時としては事實上管轄裁判所の存在せざるか或は其の不明なるか爲管轄の指定を必要とする場合あり故に本法に於ても亦現行法と均しく管轄の指定及移轉に關する規定を設けたり唯本法に於ては現行法の規定を不適當として補正したる點あるを以て其の内容相同しからざるものあり

第一條 裁判所ノ土地管轄ハ犯罪地又ハ被告人ノ住所、居所若ハ現在地ニ依ル

帝國外ニ在ル帝國艦船内ニ於テ犯シタル罪ニ付テハ前項ニ規定スル地ノ外其ノ艦船ノ本籍若ハ船籍ノ所在地又ハ犯罪後其ノ艦船ノ繫泊シタル地ニ依ル

【理由】 本條は裁判所の土地管轄を規定したるものなり現行法は犯罪地及被告人所在地を以て土地管轄の標準と爲すも本法は之に被告人の住所及居所を加へたり蓋し被告人の住所並居所に於て犯罪の證據を發見すること多きを以てなり

第二項は帝國外に在る帝國艦船内に於て犯したる罪に付土地の管轄を規定したるものにして現行法が單に定繫港及犯罪後最初に着船したる地を以て管轄の標準と爲したるを改め第一項に掲けたる土地の外艦船の本籍若は船籍の所在地又は犯罪後其の艦船の繫泊したる總ての地を以て管轄の標準と爲したり

現行法は特に外國に於て犯したる罪に付管轄裁判所を定め内地に於ける逮捕地及被告人送致の地を以て之を定むるの標準と爲せとも本法に於ては此の如き特別規定を設くることなく此の場合に於ても一般の原則に従はしむることとし一般の原則に依りて管轄裁判所を確定すること能はさるときは第十五條に依り管轄指定の手續を爲すべきものとせり

第二條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ上級裁判所併セテ之ヲ管轄スルコトヲ得

【理由】 本條に依れば上級裁判所は本來の管轄權の外事件の牽連を理由として下級

裁判所の管轄に屬する事件に付ても亦管轄權を有するものなり茲に注意すべきは上級裁判所が併合して管轄するの故を以て下級裁判所の固有の管轄權に消長を及ぼさることとなり

第三條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件上級裁判所ノ公判ニ繫屬スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得

【理由】 事物管轄を異にする數個の事件牽連する場合に於て上級裁判所總ての事件を審理することを得るは前條の規定に照して明なり然れとも事案に依りては併合審理を適當とせず之を分離して審理するを便益とする場合あり斯る場合に於ては上級裁判所は檢事の意見を聽き決定を以て本來の管轄權を有する下級裁判所に之を移送することを得ることとせり

第四條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件各別ニ上級裁判所及下級裁判所ノ公判ニ繫屬スルトキハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ下級裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ヲ併セテ審判スルコトヲ得

【理由】 事物管轄を異にする數個の事件牽連するときは上級裁判所併せて之を管轄することを得るは第二條の規定する所なれとも之あるか爲に下級裁判所の管轄權に消長を及ぼさるを以て檢事數個の牽連事件を各別に各管轄裁判所に起訴するは何等

違法の點なく從て訴を受けたる裁判所は各自獨立して之を審判せざるへからず然れとも此の如き場合に於ては寧ろ上級裁判所之を併合して審理するを適當とすること多きを以て上級裁判所は檢事の意見を聽き決定を以て下級裁判所の管轄に屬する事件を併せて審判することを得べきものとせり此の場合に於て下級裁判所は其の受理したる事件を上級裁判所に移送せざるへからず

本條は明文の示すか如く事件公判に繫屬する場合にのみ適用すべきものなり故に區裁判所の公判に繫屬する事件を地方裁判所の豫審に繫屬する事件と併合して審理することを許さず

**第五條** 土地管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ一個ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル裁判所併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得

【理由】 本條は同等裁判所の間に於て一の裁判所は他の裁判所の土地管轄に屬する牽連事件を管轄することを明かにしたるものなり即ち一の裁判所は本來の管轄權の外事件の牽連を理由として他の同等裁判所の管轄に屬する事件に付ても亦管轄權を有するものなり然れとも之か爲に他の裁判所の固有の管轄權に何等の消長をも及ぼすべきものに非ざるは第二條の場合に同じ

**第六條** 土地管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件同一裁判所ノ公判ニ繫屬スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ其ノ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以

テ管轄權ヲ有スル他ノ裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得

土地管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件同一裁判所ノ豫審ニ繫屬スルトキ亦前項ニ同シ

【理由】 土地管轄を異にする數個の事件牽連する場合に於て之を併せて一の管轄裁判所に起訴することを得るは前條の規定に徴し明瞭なり此の場合に於て受訴裁判所は其の儘事件を併合して審理することを得べきは勿論なりと雖時宜に依り之を分離して審判するを適當とする場合なきにあらず本條は此の場合に關する規定なり本條は事件の公判に繫屬する場合と其の豫審に繫屬する場合とを區別せず而して移送の決定ありたる場合に於て同一の状態に於て移送を受けたる裁判所に繫屬するに至るべきは論を俟たず

**第七條** 事物管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件各別ニ數個ノ裁判所ノ公判ニ繫屬スルトキハ各裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ一ノ裁判所ニ併合スルコトヲ得

事物管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件各別ニ數個ノ裁判所ノ豫審ニ繫屬スルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テ各裁判所ノ決定一致セサルトキハ各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ事件ヲ一ノ裁判所ニ併合スルコトヲ得

【理由】 本條は數個の同等裁判所に分離して起訴せられたる數個の牽連事件の併合に關する規定なり土地管轄を異にする數個の事件牽連する場合に於ては一個の事件

に付管轄権を有する裁判所併せて他の事件を管轄することを得るは第五條の規定する所なるも之が爲に他の同等裁判所の固有の管轄権に消長を及さざるものなるか故に検事は數個の牽連事件を各別に數個の管轄裁判所に起訴することを得べく公訴を受けたるは裁判所は獨立し一審判することを得へし然るに此の如き場合に於ては寧ろ之を併合し一の裁判所に於て審判することを適當とすること多きを以て各裁判所は檢事の請求に因り決定を以て之を一の裁判所に併合することを得るものとせり

本條亦事件の豫審に繫屬する場合と公判に繫屬する場合とを區別せず唯併合すべき事件は總て同一の状態に於て繫屬すべきものなることを要す豫審の程度に在る事件は既に公判に繫屬する事件とを併合するは爲し得へからざることなり豫審の程度に在る事件を公判に繫屬する事件に併合せんとせば必ず其の終結を待たざるへからず

各裁判所の決定一に歸するときは何等の問題をも生ぜざれとも其の間一致を缺く場合あるべきを以て之に備ふるの規定を存せざるへからず是れ本條第三項の規定を存する所以なり此の規定に従へば直近上級裁判所の指定したる裁判所其の事件を併合して審判すべきものにして他の裁判所は其の受けたる事件を其の裁判所に移送せざるへからず

**第八條** 數個ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

- 一 一人數罪ヲ犯シタルトキ
  - 二 數人共ニ同一又ハ別個ノ罪ヲ犯シタルトキ
  - 三 數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
  - 四 數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
- 犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虚偽ノ鑑定通譯ノ罪、贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

**【理由】** 本條は如何なる場合に於て事件互に牽連すべきものなりやを明かにしたるものなり現行法は牽連事件に付一人數罪の場合竝從犯と正犯及正犯數名ある場合を規定するに止まり不便尠からざるを以て本條に依り其の範圍を擴し必要と認めたる各場合を網羅せり

**第九條** 同一事件事物管轄ヲ異ニスル數個ノ裁判所ノ豫審又ハ公判ニ繫屬スルトキハ上級裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄権ヲ有スル下級裁判所ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

**【理由】** 本條は上級裁判所と下級裁判所との間に存する管轄の競合に因る抵觸を調和する規定なり現行法の下に於ては上級裁判所と下級裁判所との間に管轄競合の問題を生ずる餘地なしと雖本法に於ては上級裁判所か下級裁判所の管轄に屬する牽連

事件に付管轄権を有する旨を規定し而も之か爲下級裁判所の管轄権を奪ふことなきを以て同一事件に付上級裁判所と下級裁判所とか重複して管轄権を有するに至り従つて同一の事件に付上級裁判所と下級裁判所とか同時に公訴を受くる場合を生ずへし本條は此の場合に於ては上級裁判所其の審判を爲すべきものとし其の先に公訴を受けたると後に公訴を受けたるとを區別せず故に下級裁判所は上級裁判所より先に公訴を受けたる場合と雖第三百六十五條第三號に依り公訴棄却の決定を爲すべきものとす唯下級裁判所に於て審判するを適當とする事情ある場合に於ては上級裁判所は検事の請求に因り其の旨の決定を爲すことを得るものとす

**第十條** 同一事件事物管轄ヲ同シクスル數個ノ裁判所ノ豫審又ハ公判ニ繫屬スルトキハ最初ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ後ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

【理由】 本條は同等裁判所の間に於ける管轄の競合に因る抵觸を調和する規定なり第一條に於て管轄の標準として規定したる事項數多あるか故に同一事件に付數個の同等裁判所か管轄権を有することの可能なるは想像に難からず其の場合に於て數個の裁判所か同一事件に付公訴を受けたるときは其中の一個の裁判所をして審判せしめざるへからず本條は叙上の場合に於て公訴を受けたる時期を標準として最初に

公訴を受けたる裁判所をして審判を爲さしむることとせり現行法は一の裁判所の先着手に因り他の裁判所の管轄権を排斥するものと爲せとも此の主義は本法の採用する所に非ず最初に公訴を受けたる裁判所か審判を爲す結果他の管轄裁判所審判を爲すことを得ざるに過ぎずして其の管轄権に何等の影響をも及さざるを以て後に公訴を受けたる裁判所は第三百六十五條第三號に依り公訴棄却の決定を爲すべきものにして管轄違の言渡を爲すべきものに非ず而して後に公訴を受けたる裁判所をして審判せしむるを適當とする事情ある場合に於て強て最初に公訴を受けたる裁判所をして審判せしむるは其の當を得ざるか故に各裁判所に共通する直近上級裁判所は檢事の請求に因り決定を以て後に公訴を受けたる裁判所をして其の事件を審判せしむることを得ることとせり

**第十一條** 裁判所ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フコトヲ得前項ノ規定ハ豫審判事及受命判事ニ之ヲ準用ス

【理由】 本條は裁判所の管轄區域外に於ける職務執行に關する規定なり土地の管轄既に定まる以上は裁判所は其の管轄区域内に於て職務の執行を爲すべく濫に區域の外に出て職務を行ふか如きは事務の分配を紛更するものにして若し區域外に於て職務を行ふの要あるに於ては囑託の手續に依るを原則とせざるへからず然りと雖管轄は本來事件に付き定まるものにして地域は事件に付管轄を定むるの標

準たるに過ぎず苟も帝國裁判權の及ふべき範圍内に於て絶對に裁判權の行使を禁止するは謂れなきことなり故に裁判所自ら管轄區域外に行動するを以て眞實發見の爲め必要ありとする場合に於ては例外として之を承認せざるへからず是れ本條の規定ある所以なり

第十二條 訴訟手續ハ管轄違ノ理由ニ因リ其ノ效力ヲ失ハス

【理由】 本條は管轄違の裁判所の爲したる訴訟手續の效力を規定したるものなり管轄違の言渡ありたる場合に於て其の以前に爲したる訴訟手續を有効と爲すへきや否やに付疑あり本法は明文を設け之を有効と爲す

第十三條 裁判所ハ管轄權ヲ有セサルトキト雖急速ヲ要スル場合ニ於テハ事實發見ノ爲必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ豫審判事及受命判事ニ之ヲ準用ス

【理由】 管轄權なき裁判所は其の事件に付處分を爲すこと能はざるは當然なり然れども此の原則を墨守するときは往々急速を要すへき事件に對し機宜の措置を爲す能はざるの憾なしとせず是れ本條の規定を設くる所以なり

第十四條 檢事ハ左ノ場合ニ於テ關係アル第一審裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ管轄指定ノ請求ヲ爲スヘシ

一 裁判所ノ管轄區域明確ナラサル爲管轄裁判所ノ定マラサルトキ

二 管轄違ヲ言渡シタル確定裁判アリタル事件ニ付他ニ管轄裁判所ナキトキ

【理由】 本條は管轄指定の請求に付規定するものにして其の趣旨裁判所構成法第十條と異なることなし唯同條第一號に所謂權限ある裁判所に於て法律上の理由若は特別の事情に因り裁判權を行ふことを得す且同法第十三條に依り之に代るへきことを定められたる裁判所も亦之を行ふことを得ざる場合の如きは本來管轄移轉の原由とすへきものなるか故に本法は之を（第十六條に移し）管轄指定の原由と爲さす尙裁判所構成法第十條第三號に所謂法律に従ひ又は二以上の確定判決に因り二以上の裁判所裁判權を互有する場合に他の規定を以て解決するを得るを以て之を管轄指定の原由と爲さす

第十五條 法律ニ依ル管轄裁判所ナキトキ又ハ之ヲ知ルコト能ハサルトキハ檢事總長ハ大審院ニ管轄指定ノ請求ヲ爲スヘシ

【理由】 現行法は法律に依る管轄裁判所なき場合又は之を知ること能はざる場合に於て管轄裁判所を指定する規定を缺如す本條は其の不備を補ふか爲設けたるものなり

第十六條 檢事ハ左ノ場合ニ於テ直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スヘシ

一 管轄裁判所又ハ裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リ定メタル裁判所ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ



二 被告人ノ地位、地方ノ民心、訴訟ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル虞アルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テハ被告人亦管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條は管轄移轉の請求に付規定するものにして現行法第三十六條及第三十七條と其の趣意を同じくす本條第一號に管轄移轉請求の原由として掲けたる場合は現行法の下に於ては管轄指定の原由なり本法之を改めて管轄移轉の原由と爲したる理由は第十四條に於て説明したり

第十七條 犯罪ノ性質、被告人ノ地位、地方ノ民心其ノ他ノ事情ニ因リ管轄裁判所ニ於テ審判ヲ爲ストキハ公安ヲ害スル虞アリト認ムル場合ニ於テハ檢事總長ハ大審院ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スヘシ

【理由】 本條の趣旨現行法第三十四條第三十五條に同じ

第十八條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

檢事前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

【理由】 本條乃至第二十三條は管轄の指定及移轉に關する手續を規定したるものなり

本條は管轄の指定又は移轉の請求手續を規定し第一項は檢事及被告人の爲すべき請

求に共通するものにして第二項は檢事の請求に付特に設けたる規定なり

第十九條 檢事豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知スヘシ

【理由】 管轄の指定又は移轉の請求ありたるときは裁判所は繫屬せる事件の訴訟手續を停止すべきものなるを以て檢事は裁判所をして其の請求ありたることを知らしめざるへからず是れ本條の規定を設けたる所以なり

第二十條 檢事豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付第十六條第一項第二號ニ規定スル事由ノ爲管轄移轉ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ  
被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ管轄裁判所ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

【理由】 檢事豫審又は公判に繫屬する事件に付第十六條第一項第二號に記載したる事由の爲管轄移轉の請求をなしたる場合に於ては被告人をして之に對する意見を陳述するの機會を得せしむるを相當とす是れ本條の規定ある所以なり

第二十一條 被告人管轄移轉ノ請求書ヲ差出スニハ事件ノ繫屬スル裁判所ヲ經由スヘシ  
前項ノ裁判所請求書ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ其ノ裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ  
檢事ハ請求書ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

【理由】 本條は被告人の爲すべき管轄移轉の請求に付特に設けたる規定なり  
第二十二條 豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求アリタルトキハ

決定アル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 豫審又は公判に繫屬する事件に付管轄の指定又は移轉の請求ありたる場合に於て裁判所をして依然其の訴訟手續を進行せしむるは當を得ず故に本條に依り其の訴訟手續を停止するを以て原則と爲す唯急速を要する事項の審理を遷延せしむるは失當なるを以て但書を設けたり

第二十三條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

【理由】 管轄の指定又は移轉の請求に付ての裁判は其の請求を受けたる裁判所決定を以て之を爲す

### 第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避

【理由】 本章の規定は現行法第二編第二章の規定に相當するものにして現行法と同じく判事及裁判所書記の除斥忌避及回避を認めたり今本章に依り現行法を改正したる要點を擧ぐれば除斥の原因に付現行法の規定未だ盡さざる所あるを以て之を擴張して必要と認めたる各場合を網羅し忌避權の行使動もすれば濫用に陥るの虞あるを以て其の弊を抑止する爲適當の規定を設け尙現行法に於ては忌避の申請及其の裁判

は民事訴訟法の規定に依るべきものとするも之に關する獨立の法則を設くるを適當とし之を本條に掲ぐるごととせり

第二十四條 判事ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘシ

- 一 判事被害者ナルトキ
- 二 判事私訴當事者ナルトキ
- 三 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ配偶者、四親等内ノ血族三親等内ノ姻族又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルトキ、親族關係ノ止ミタル後亦同シ
- 四 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ
- 五 判事事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
- 六 判事事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人、輔佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ
- 七 判事事件ニ付權事又ハ司法警察官ノ職務ヲ行ヒタルトキ
- 八 判事事件ニ付豫審終結決定若ハ前審ノ裁判又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタルトキ但シ受託判事トシテ關與シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條は現行法第四十條と同じく判事か法律上其の職務の執行より除斥せらるべき場合を列擧したるものなり

第一號は現行法第一號に同じ

第二號は新設したるものなり本法に従へは判事私訴の被告人と爲る場合なきも私訴に参加すべき場合なしとせざるを以て第一號のみにては盡さざる所あり故に本號を新設して現行法の不備を補足せり

第三號は現行法第二號に相當するものなり現行法に規定せる親族の範圍は全部に及び廣きに失するを以て之を四親等内の血族及三親等内の姻族に限定し尙現行法に於て親族關係のみを以て除斥の原因とし同居の戸主若は家族たる關係を度外視するは狭きに失するを以て之を補足せり又現行法に於ては判事の配偶者と被告人被害者又は是等の者の配偶者との間に存する親族關係を以て除斥の原因と爲せとも判事の配偶者の親族は判事の姻族なるを以て特に規定するの要なく其の場合に付ては忌避回避の規定の運用に待つを適當とし之を削除したり

第四號は現行法第三號後段に相當するものにして現行法に於て判事被告人若は被害者の法定代理人なる場合のみを認むるは不十分なるを以て之を補足せり

第五號は現行法第三號前段に同じ

第六號第七號は新設したるものなり現行法に於て兩號記載の事由を以て除斥の原因と爲さざるは缺陷なり

第八號は現行法第四號に相當す現行法には判事事件の豫審終結に干與し又は不服を申立てられたる裁判の前審に干與したるときとあるを以て豫審の決定に干與せされは豫審手續に干與するも除斥の原因と爲らす又前審の判決に干與せされは例令前審の公判手續に干與するも除斥の原因と爲らざるや明かなり然れとも此の如きは狭きに失するの憾あるを以て現行法に示したる場合の外尙豫審終結決定又は前審の判決の基礎と爲りたる取調に干與したる場合を除斥の原因とすることに改め唯受託判事として干與したる場合は除斥の原因と爲すの必要なしと認めたるを以て但書を以て之を除外せり

第二十五條 判事職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキトキ又ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アルトキハ  
檢事、被告人、私訴當事者之ヲ忌避スルコトヲ得

辯護人ハ被告人ノ爲忌避ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

(本條第二項は帝國議會に於て追加されたり)

【理由】 本條の趣旨現行法第四十一條に同じ

第二十六條 事件ニ付請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アリトシテ判事ヲ忌避スルコトヲ得ス但シ忌避ノ原由アリシコトヲ知ラサリシトキ又ハ忌避ノ原由其ノ後ニ發生シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條は忌避權の濫用に對する制限を規定したるものにして其の趣旨現行法

に引用せられたる民事訴訟法第三十四條に同じ

**第二十七條** 合議裁判所ノ判事ニ對スル忌避ノ申立ハ其ノ判事所屬ノ裁判所ニ之ヲ爲シ豫審判事、受命判事、區裁判所判事ニ對スル忌避ノ申立ハ忌避スヘキ判事ニ之ヲ爲スヘシ  
忌避ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ原由ヲ示スヘシ  
忌避ノ原由及前條但書ノ事實ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ之ヲ説明スヘシ

忌避セラレタル判事ハ第二十八條第四項但書及第二十九條ノ場合ヲ除クノ外忌避ノ申立ニ對シ意見書ヲ差出スヘシ

【理由】 本條は忌避申立の方式を規定したるものなり

**第二十八條** 合議裁判所ノ判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所決定ヲ爲スヘシ

忌避セラレタル判事ハ前項ノ決定ニ關與スルコトヲ得ス

第一項ノ裁判所忌避セラレタル判事ノ退去ニ因リ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ直近上級裁判所決定ヲ爲スヘシ

豫審判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所、區裁判所判事忌避セラレタルトキハ管轄地方裁判所決定ヲ爲スヘシ但シ忌避セラレタル判事忌避ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ其ノ決定アリタルモノト看做ス

【理由】 本條は忌避に對する裁判並其の裁判を爲すヘキ裁判所を定めたるものなり  
第二項は忌避せられたる判事をして決定に關與するを得ざらしむるものにして當然の規定なり第三項末段は忌避せられたる豫審判事又は區裁判所判事忌避を相當と認めたるときは管轄裁判所に於て決定を爲さず忌避せられたる判事自ら脱退し得ヘキことを定めたるものなり

**第二十九條** 訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ適用セス第二十六條又ハ第二十七條第二項第三項ノ規定ニ違反シテ爲シタル忌避ノ申立ヲ却下スル場合亦同シ  
前項ノ場合ニ於テハ忌避セラレタル豫審判事、受命判事、區裁判所判事ハ忌避ノ申立ヲ却下スル裁判ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條は忌避の原由を審査せずして直に其の申立を却下する場合に關する規定にして忌避濫用の弊害を抑止せんか爲に新に設けたるものなり而して此の場合に於て忌避せられたる判事をして決定を爲さしめ又は之に關與せしめされは規定の趣旨を貫く能はざるを以て前條第二項の規定を適用せざるものと爲せり

**第三十條** 忌避ノ申立アリタルトキハ前條ノ場合ヲ除クノ外訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條の趣旨は現行法第四十三條の規定と略同し唯現行法は公判に於ては常

に辯論を中止し豫審に於ては處分を繼續するを原則とし急速を要せざる事件に付手續を中止することを得るものとなせとも本法に於ては豫審たると公判たるとを問はず訴訟手續を停止するを原則とし前條に規定する場合及急速を要する場合を以て其の例外と爲したり

**第三十一條** 忌避ノ申立ヲ却下スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條は現行法に引用せられたる民事訴訟法第三十八條と其の趣旨を同じくす

**第三十二條** 忌避ノ申立ニ付決定ヲ爲スヘキ裁判所ハ第二十四條各號ノ一ニ該當スル者アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ除斥ノ決定ヲ爲スヘシ

**第二十七條第四項及第二十八條第二項第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス**

【理由】 本條は職權を以て除斥の決定を爲すべき場合を規定す判事第二十四條各號に該當する場合に於ては第二十五條の規定に依り當事者に於て之を忌避することを得るは勿論なりと雖裁判所自ら判事に除斥の原因あることを認めたる以上は敢て當事者の忌避を待つことなく進んで除斥の決定を爲すを相當とす是れ本條第一項の規定ある所以にして其の趣旨現行法に引用せらるる民事訴訟法第四十條第一項後段と異なることなし

第一項の規定に依り職權を以て除斥の決定を爲す場合に於ては原因の有無に關し當

該判事の意見を徴するを適當とし又當該判事をして此の決定に關與せしめざるを相當とすること忌避の場合と同様なるを以て第二項を設け此の趣旨を明にせり

**第三十三條** 判事忌避セラルヘキ原由アリト思料スルトキハ回避スヘシ

回避ノ申立ハ判事所屬ノ裁判所ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條ノ規定ハ回避ニ付之ヲ準用ス

【理由】 本條は判事の回避に關する規定にして其の趣旨現行法第四十四條に同じ

**第三十四條** 前二條ノ決定ハ之ヲ送達セス

【理由】 除斥の決定及回避に付ての決定は當該判事をして之を知らしむるを以て足るものにして當事者に之を送達するの必要なき故に本條を設く其の趣旨現行法に引用せられたる民事訴訟法第四十條第二項後段に同じ

**第三十五條** 本章ノ規定ハ第二十四條第八號ノ規定ヲ除クノ外裁判所書記ニ之ヲ準用ス

豫審判事又ハ受命判事ニ附屬スル裁判所書記ニ對スル忌避ノ申立ハ其所屬スル判事ニ之ヲ爲スヘシ

決定ハ裁判所書記所屬ノ裁判所之ヲ爲スヘシ但シ第二十九條第二項ノ裁判ハ裁判所書記ノ附屬スル判事之ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條は裁判所書記の除斥忌避及回避に關する規定なり

豫審判事又は受命判事に附屬する裁判所書記に對する忌避の申立は其の附屬する判

事に之を爲すを適當とするか故に第二項を以て其の趣旨を明にしたり  
 第三項本文は現行法第四十五條但書と其の趣旨を同じくす唯第二十九條第一項の理由に依り申立を却下すべき場合に於ては特に裁判所の決定を待たず裁判所書記の附屬する判事をして決定を爲さしむるを以て十分なりとするか故に但書を設けて其の趣旨を明にせり

### 第三章 訴訟能力

【理由】 法人又は意思能力を有せざる者被告人と爲りたる場合に於ては自ら訴訟行為を爲すこと能はざるを以て法律上其の訴訟上の無能力を補充するの必要あり現行法に於ては此の點に關する規定を缺如し實際上不便なるを以て本法は斯る場合に應せむか爲代表の制度を設け之を本章に規定したり

第三十六條 被告人法人ナルトキハ其ノ代表者訴訟行為ニ付キ之ヲ代表ス  
 數人共同シテ法人ヲ代表スル場合ト雖訴訟行為ニ付テハ各自之ヲ代表ス

【理由】 本條は法人被告人なる場合に於ける代表の制度を規定したるものなり我法制に於ては概括的に法人の犯罪能力を認むることなく唯例外として特別法に於て之を認むるに過ぎず而して特別法を以て法人を處罰する場合に於ても法人の當事者能

力を否認し之を被告人と爲さずして其の代表者を被告人と爲すを例とす明治三十三年法律第五十二號第二條は此の趣旨を以て規定したるものなり本法に於ては此の制度を改め法人の當事者能力を認めて之を被告人と爲し其の訴訟行為に付ては其の代表者之を代表すべきものとせり尙定款等に基き數人が共同して法人を代表する場合に於ても刑事訴訟に關しては各自獨立して法人を代表すべきものと定む

第三十七條 刑法第三十九條乃至第四十一條ノ例ヲ用キサル罪ニ該ル事件ニ付被告人意思能力ヲ有セサルトキハ其ノ法定代理人訴訟行為ニ付之ヲ代表ス

【理由】 各種特別法中刑法第三十九條乃至第四十一條の例を用ひざる罪を規定するものあり而して之に該當する事件に付公訴の提起ありたるるとき被告人事實上意思能力を有せざること其の例に乏しからず斯る場合に於て何人かをして訴訟行為に付之を代表せしむるに非されは訴訟の進行は得て之を望むへからず是れ本條の規定を設けたる所以なり

第三十八條 前二條ノ規定ニ依リ被告人ヲ代表スル者ナキトキハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ特別代理人ヲ選任スヘシ

特別代理人ハ被告人ヲ代表シテ訴訟行為ヲ爲ス者アルニ至ル迄其ノ任務ヲ行フ

【理由】 本條は前二條の規定に依る代表者なき場合に於て特別代理人を選任すべき旨を定む特別代理人は訴訟行為に付法人又は無能力者を代表すべきものにして其の

三二  
権限は法定代理人又は代表者の就任して訴訟行爲を爲すに至るまで繼續す

#### 第四章 辯護及輔佐

【理由】 現行法に於ては公判に於てのみ辯護人を用ゆることを認むるか故に總則中  
之に關する規定を存せすと雖本法に於ては公判開始後は勿論豫審中と雖一定の範圍  
内に於て辯護人の關與し得べきことを認むるか故に總則中獨立の一章を設けて之を  
規定す又輔佐は辯護と等しく被告人の爲に訴訟行爲を爲すものなるか故に之を辯護  
と同一の章に規定す

第三十九條 被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

被告人ノ法定代理人、輔佐人、直系尊屬、直系卑屬及配偶者並被告人ノ屬スル家ノ戸主  
ハ獨立シテ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

(本條中原法案に「夫」とあるを「配偶者」と修正する)

【理由】 本條第一項は辯護人選任の時期を規定するものにして被告人は公訴の提起  
ありたる後何時にても辯護人を選任することを得るものとす而して第二百九十條に  
依れば公訴の提起は豫審又は公判を請求するに依りて之を爲すべきものなるを以て  
被告人は公判開始後は勿論豫審中と雖辯護人を選任することを得へし抑豫審中に於

て辯護人の關與を認むべきや否やは考量を要すべき問題なり現行法は豫審密行の主  
義を嚴守し其の進行中辯護人の關與することを許さず本法に於ては豫審中と雖一定  
の範圍内に於て辯護人の關與を認むるに非されは十分に被告人の利益を保護する能  
はざる場合あるべきを慮り豫審請求後直に辯護人の選任を爲し得べきものとせり  
現行法は第七十九條第一項に於て被告人自ら辯護人を用ゆることを現定するも被  
告人の法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、夫及被告人の屬する家の戸主が獨  
立して被告人の爲に辯護人を用ゆることを認めず此の如きは被告人の保護を完うす  
る所以に非ざるを以て本法は本條第二項の規定を設け此の缺點を補正したり

第四十條 辯護人ハ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ  
裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ヲ辯護人ニ選任スルコトヲ  
得

【理由】 本條は辯護人の資格を定むるものにして其の趣旨現行法第七十九條第二  
項に同じ唯本法に於ては豫審中辯護人の選任を許すを以て許可を與ふる者を裁判所  
に限らす之に豫審判事を加へたるの差あるのみ

第四十一條 辯護人ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ爲スヘシ

豫審中爲シタル辯護人ノ選任ハ第一審ノ公判ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

【理由】 本條は辯護人選任の手續を定むる規定なり公判の各審級を通して辯護人を

用ゆると之を一審級又は二審級に限るとは特別の規定ある場合の外被告人法定代理人其の他選任すべき者の随意なり唯選任の效力を他の審級に及ぼすことと爲すは其の當を得ざるを以て何れの場合に於ても辯護人の選任は審級毎に之を爲すべきものと定む、而て豫審中に於て爲したる辯護人の選任は第一審公判に於て其の效力を保有せしむるを相當とし第二項を以て其の趣旨を明にせり

第四十二條 辯護人ノ選任ハ辯護人ト連署シタル書面ヲ差出シテ之ヲ爲スヘシ

【理由】 本條は辯護人選任の形式を定め辯護人の選任を爲さんとする者は辯護人と連署したる書面を以て爲すことを要するものと爲せり口頭を以てする選任を許さざるは手續を鄭重にし過誤なからしめむことを期するか爲なり

第四十三條 第三百三十四條又ハ第三百三十五條ノ規定ニ依リ附スヘキ辯護人ハ裁判所

在地ニ在ル辯護士又ハ司法官試補ノ中ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

【理由】 本條は官選辯護に關する規定にして現行法第百七十九條第二項第二百三十七條第二項と略其の趣旨を同じくす、司法官試補中より官選辯護人を選任するの制度は本法の創設する所なり

第四十四條 辯護人ハ被告事件公判ニ付セラレタル後裁判所ニ於テ訴訟ニ關スル書類及證據物ヲ閱覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得

豫審ニ於テハ辯護人ノ立會フコトヲ得ヘキ豫審處分ニ關スル書類及證據物ヲ閱覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得

辯護人ハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受ケ證據物ヲ謄寫スルコトヲ得

【理由】 本條は書類證據物の閱覽謄寫に付辯護人の有する權利を規定したるものなり第一項は現行法第百八十條と趣旨を同じくし、第二項は豫審處分に關する書類及證據物の閱覽謄寫に付規定するものにして新設せるものなり、第三項に於て證據物の謄寫に付裁判長又は豫審判事の許可を要件とすることを規定したるは證據物の取扱を鄭重にするの趣旨に外ならず

第四十五條 被告事件公判ニ付セラレタル後ニ於テハ辯護人ト勾留ヲ受ケタル被告人トノ接見及信書ノ往復ヲ禁スルコトヲ得ス

【理由】 本條は辯護人と勾留を受けたる被告人との交通に關する規定にして一般の法則に對する例外を定めたるものなり現行法第八十五條第三項は廣く被告人と他人との接見及書類物件の授受を禁し又は其の書類物件を差押ふることを得る旨を規定し其の接見又は書信の往復を爲す相手方に付何等の區別を爲さざるを以て辯護人も亦此の制限に服従せざるへからず然れとも此の如きは被告人の辯護權を尊重する所以に非ざるを以て本法は公訴提起後に於ては辯護人と勾留を受けたる被告人との接見及信書の往復に付制限を加へざる旨を規定し辯護權の行使に支障なからしめんこ



とを期せり

第四十六條 辯護人ハ別段ノ規定アル場合ニ限り獨立シテ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條は辯護人の獨立訴訟行爲に關する規定なり即ち辯護人訴訟行爲を爲すには被告人の意思に依るべきを原則とし別段の明文ある場合（第百五十八條第百七十八條第二百二十七條第三百三條等）に於ては例外として獨立して訴訟行爲を爲し得ることを明にす

第四十七條 被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬及夫並被告人ノ屬スル家ノ戸主ハ被告事件公判ニ付セラレタル後何時ニテモ輔佐人ト爲ルコトヲ得

輔佐人タラントスル者ハ審級毎ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

輔佐人ハ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ訴訟行爲ヲ獨立シテ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條は輔佐人に關する規定にして現行法第百八十一條第二百四十四條の規定を擴張して其の不備を輔正したるものなり

## 第五章 裁 判

【理由】 本法に於ても現行法と同じく裁判の方式に判決決定及命令の三種あること

を認めたり而して裁判は各審級に通して爲すべきものなれば之に關する一般の規定は之を一括して總則中に置くを妥當とし之を本章に掲げたり

第四十八條 判決ハ口頭辯論ニ基キテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

決定ハ公判廷ニ於テ申立ニ因リ之ヲ爲ストキハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

命令ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得

決定又ハ命令ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ區裁判所判事ニ之ヲ囑託スルコトヲ得  
受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

【理由】 凡そ裁判を爲すに付訴訟關係人の陳述を聽くことを必要とするや否やは其の判決なると決定なると命令なるとに依り差異あり、判決を爲すに付ては口頭辯論に基くべきことを原則とし此原則に對する例外は上告審に於ける特別の場合及第五百十二條に掲ぐる場合なり判決の基本と爲るべき口頭辯論は公判廷を開き檢事及被告人の口頭の陳述を聽くべきものなり被告人の陳述を聽かすして判決を爲し得るは第三百六十七條の如く特別の明文ある場合に限る、決定は公判廷に於て申立に因り之

を爲す場合に於ては必ず訴訟關係人の陳述を聴くべきものとし其の場合に於ては別段の規定なき限り訴訟關係人の供述を聴かすして之を爲すことを許す、命令は常に訴訟關係人の陳述を聴かすして之を爲すことを得べきものとす、叙上の法則は本條第一項乃至第三項の示す所なり、右の如く決定命令に付き書面審理を原則と爲し口頭審理に基くことを要せざるものと爲したる所以のものは此等の裁判は多くは判決の如く事件の本體に關するものに非ずして事件に付裁判を爲す前刑事訴訟に隨伴して起るべき問題を決するに過ぎざるものなるを以てなり

決定又は命令を爲すに付口頭審理を必要とせざるも書面のみに依り盡さざる場合あるべきを以て必要ある場合に於ては事實の取調を爲すことを得べきものとし本條四項以下の規定を設く

#### 第四十九條 裁判ニハ理由ヲ附スヘシ

上訴ヲ許サル決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得

【理由】 本條に於ては上訴を許さざる決定又は命令の外裁判には總て理由を付すべきものと爲す、判決の理由に付ては公判の章に於て別に規定する所あり

第五十條 裁判ノ告知ハ公判廷ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條は裁判の告知の方法を規定したるものなり裁判は告知に依りて其の効

力を生ずるものにして其の告知の方法に二種あり宣告の方法に依るもの及送達の方法に依るもの是れなり、公判廷に於ては宣告の方法に依り其他の場合に於ては原則として裁判書の謄本を送達して之を爲すものとす

第五十一條 裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

判決ノ宣告ヲ爲スニハ主文及理由ヲ朗讀シ又ハ主文ノ朗讀ト同時ニ理由ノ要旨ヲ告クヘシ

【理由】 本條は裁判宣告の方式を規定したるものにして其の趣旨現行法第二百四條第二項に同じ

第五十二條 檢事ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルトキハ速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル謄本又ハ抄本ヲ檢事ニ送付スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 檢事の執行指揮を要する裁判ありたるときは檢事をして正確なる指揮を爲さしむるの必要上速に裁判書又は裁判を記載したる謄本又は抄本を檢事に送付することを以て通則とせざるべからず是れ本條の規定ある所以なり

第五十三條 被告人其ノ他訴訟關係人ハ其ノ費用ヲ以テ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第二百六條を修正したるものなり現行法は單に判決に付てのみ規定すれども本法は規定の範圍を擴張し總ての裁判に通して之を適用することと

### 第六章 書類

【理由】 現行法に於て第二十條乃至第二十一條の二に書類作成の方式に關する規定を掲ぐる外書類に關する一般の通則を設けざるは缺點なるか故に本法に於ては特に一章を設け一括して之を掲ぐることにせり

第五十四條 訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所書記之ヲ作成スヘシ

【理由】 本條は訴訟書類作成の職責を有する者を定む裁判所書記は書類を作成し且之を整理するの責任を有す唯裁所の原本、豫審請求書、公判請求書又は裁判所書記の立會なくして取調を爲す場合に於ける調書の如く特に作成すべき者を定むるものに付ては本條の例に依るべきものに非ず

第五十五條 訴訟ニ關スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公ニスルコトヲ得ス

【理由】 公判開廷前に於て訴訟に關する書類の内容を公表するは其の弊害尠しとせず就中訴訟關係人の名譽を毀損し之に回復すへからざる損害を被らしむるの虞あり是れ本條の規定ある所以なり

第五十六條 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述

二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由  
調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ

供述者増減變更ヲ申立タルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ  
調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

【理由】 本條ハ被告人、被疑者（訴訟前犯罪の嫌疑を受くる者）證人、鑑定人、通事及翻譯人の訊問に付ては必ず調書を作成すべきこと並其の調書に記載すべき事項を規定したるものにして現行法第九十二條第九十五條第九十六條第一百一條第三百一一條及第三百三十六條等の規定を一括して修正したるものなり

第五十七條 檢證、押收又ハ搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ  
押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り之ヲ調書ニ添付スヘシ

【理由】 本條は檢證押收及搜索に付ては調書を作るべきことを定め押收を爲したる

場合には其の範圍を明瞭ならしむる爲其の品目を調書に記載するか又は目錄を作り之を調書に添付すべきものと定む

**第五十八條** 前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ裁判所取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ  
前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時ヲモ記載スヘシ

【理由】 本條は前二條の規定に依り作成すべき調書に共通して其の要件を定む而して其の要件として示す所は皆調書の正確を保つ爲缺くへからざるものなり

**第五十九條** 裁判所書記ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記ノ行フヘキ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ

【理由】 本條は裁判所書記の立會なくして作成すべき調書に關する規定なり被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事及翻譯人の取調又は檢證、押收若は搜索を爲す場合に於ては裁判所書記の立會あるを原則とし別段の定なき限り裁判所書記調書を作り之を供述者に讀み聞かすべきこと既に前數條に規定せる所なりと雖此等の取調又は處分は裁判所書記の立會なくして檢事又は司法警察官に於て爲す場合あり本條は此等の場合に於て書類の作成に關する職務を行ふべき者を明にするものなり

**第六十條** 公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ

公判調書ニハ左ノ事項其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ

- 一 公判ヲ爲シタル裁判所及年月日
  - 二 判事、檢事及裁判所書記ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、輔佐人及通事ノ氏名
  - 三 被告人出頭セザリシトキハ其ノ旨
  - 四 公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由
  - 五 被告事件ノ陳述及公判開廷中口頭ノ起訴アリタルトキハ其ノ要旨
  - 六 辯論ノ要旨
  - 七 第五十六條第二項ニ掲クル事項
  - 八 朗讀シ又ハ要旨ヲ告ケタル書類
  - 九 被告人ニ示シタル書類及證據物
  - 十 公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收
  - 十一 裁判長ノ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項
  - 十二 被告人若ハ辯護人最終ニ陳述シタルコト又ハ被告人若ハ辯護人ニ最終ニ陳述スル機會ヲ與ヘタルコト
  - 十三 判決其ノ他ノ裁判ノ宣告ヲ爲シタルコト
- 【理由】 本條は現行法第二百八條及第二百九條の規定を合せ修正したるものにして公判に付て調書を作るべきこと並其の調書に記載すべき事項を規定したるものなり

現行法の下に於ても公判始末書には前掲二條に明示したる事項の外尙一切の訴訟手續を記載すべきものと爲すと雖本條第二項第三號第五號第六號第九號第十號等に掲けたる事項の如きは尤も重要なものなるを以て特に擧示するの必要あり故に本法に於ては記載事項として之を明示したり、又現行法に於ては公に辯論を爲したることをも公判始末書に記載せしむることと爲したるも辯論は特に禁止する場合の外常に之を公開すべきものなるか故に本法に於ては公開を禁したるときに於てのみ其の旨を記載することとし公開したる旨を記載するの必要なきものとせり

**第六十一條** 公判調書ニ付テハ第五十六條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スコトヲ要セス

供述者ノ請求アルトキハ裁判所書記ヲシテ其ノ供述ニ關スル部分ヲ讀聞カサシメ増減變更ノ申立アリタルトキハ其ノ供述ヲ記載セシムヘシ

【理由】 公判調書は裁判所檢察其の他の訴訟關係人の實見したる事實を記載するものなるを以て其の記載の方式に付第五十六條第二項乃至第四項に掲ぐるか如き嚴格なる規定を設けざるも之か爲し調書の公正を害することなかるへし然れとも供述者に於て讀聞け又は増減變換の記載を請求したる場合に於て之を拒むべき理由なし本條は叙上の趣旨を明にしたるものなり

**第六十二條** 公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日内ニ之ヲ整理スヘシ

【理由】 本條は現行法第二百十條第一項の規定を修正したるものなり現行法に於ては公判始末書は判決言渡より三日内に整理すべきものとし公判開廷の都度之を爲すの要なきか故に公判の開廷數回に亘りたる場合に於ては判決言渡後一括して整理するも何等違法の嫌あることなし然れとも此の如くなるときは調書の正確を期するの點に於て遺漏なきを保せず故に本法に於ては公判調書は公判開廷毎に之を作成し其の日より五日内に之を整理すべきこととせり

**第六十三條** 公判調書ニハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

裁判長差支アルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

區裁判所判事差支アルトキハ裁判所書記其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

裁判所書記差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

【理由】 本條は現行法第二百十條第一項後段の規定に相當するものなり現行法に於ては裁判長、區裁判所判事又は裁判所書記死亡其の他の事由に因り署名捺印するを得ざる場合に付ての規定を缺如するを以て本法は明文を設けて此の缺點を補正したり

**第六十四條** 公判期日ニ於ケル訴訟 續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得

【理由】 本條は公判調書の效力を規定するものなり公判手續か適法に行はれざるときは其の全部又は一部無効と爲るべき場合あるか故に其の適法に行はれたるや否や

を證明する方法を定めざるへからず本法に於て公判調書の制度を設くるは此の必要に應ずるを以て主要の目的と爲すものたること疑を容れず而して既に公判調書の制度備はる以上は之に依りて公判手續の適否を證明することを得るは勿論之を以て唯一の證明方法と爲さざるへからず蓋し他の證明方法を許容するは其の必要なのみならず却て無用の手續に因り徒に紛雜を累ぬるの虞あるを以てなり現行法には此の明文なしと雖解釋上右と同一の趣旨に依るべきものと爲す本條は明文を以て之を明にしたるものなり

**第六十五條** 辯護人ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ速記者ヲシテ公判ニ於ケル被告人又ハ證人ノ供述ヲ筆記セシムルコトヲ得

【理由】 被告人又は證人の正確なる供述を知得することは辯護人の重要な職責なり是れ本條の規定ある所以なり  
速記は参考の用に供するものなり之を以て公判調書を補足するものと解すべきものに非ず

**第六十六條** 裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニ於テハ裁判書ヲ作ラスシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得

【理由】 凡そ裁判を爲るとき裁判書を作成するを原則とす判決に付ては全く例外を認めず、決定命令に付ては宣告するものの外皆裁判書を作成するものとし其宣告

するものに付ては裁判書を作成することなく其の決定又は命令を調書に記載せしむるを以て足る例へは公判廷に於て宣告する證據決定の如き是なり

**第六十七條** 裁判書ハ判事之ヲ作ルヘシ

【理由】 本條は裁判書の作成者を規定したるものなり

裁判書は審理の結果判断したる所を記述するものにして見聞したる事項を筆記するものに非ず故に判断を爲したる者又は之に關與したる者之を作成せざるへからず即ち一般の書類の如く裁判所書記をして作成せしむべきものに非ず故に本條を設けて叙上の趣旨を明にす

**第六十八條** 裁判書ニハ裁判ヲ爲シタル判事署名捺印スヘシ裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印シ他ノ判事署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

【理由】 本條は現行法第二百五條に相當する規定なり裁判の原本には通常其の裁判を爲したる判事悉く署名捺印すべきものなりと雖死亡其の他の事由に因り署名捺印すること能はざる場合なきを保せず本條は此の場合に應ずべき規定にして現行法の不備を補正したるものなり

**第六十九條** 裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及住居ヲ記載スヘシ裁判ヲ受クル者法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所ヲ記載スヘシ

判決書ニハ前項ニ規定スル事項ノ外公判ニ關與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載スヘシ

【理由】 本條第一項に於ては裁判書に共通する一般要件として裁判を受くべき者を表示し之を識別する爲必要な記載を爲すべきことを定め、第二項に於ては判決書の要件として第一項に記載したる事項の外公判に關與したる檢事の官氏名を記載すべきことを定む

第七十條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ

【理由】 本條は裁判書又は裁判を記載したる調書の謄本、抄本の作成に關するものなり

裁判書又は裁判を記載したる調書は其の謄本又は抄本を作成するを必要とすることあり之を送達し又は之を請求者に下付する場合の如し斯る場合に於ては通常原本を謄寫し又は之を鈔録して之を作成すべきものなれども原本のみに依るべきものとするときは不便の場合あるを免れざるか故に謄本に依りても亦之を作成することを許すこととせり

第七十一條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ  
書類ニハ每葉ニ契印スヘシ

【理由】 本條は官吏、公吏の作るべき書類の方式を規定したるものにして現行法第二十條第一項に相當するものなり現行法に於ては書類の作成其の方式に違背したるとき之に無効の制裁を附したれども本法は此の主義を採用せず之を相當の文書と見るべきや否やは事實の問題として解決すべきものと爲す

第七十二條 官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラス挿入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

【理由】 本條は書類の改竄に關する規定にして現行法第二十一條に相當するものなり現行法の下に於ては書類の改竄に關し一定の方式を定め之に違背したるときは其の改竄の效力を否認するの主義を採れども本法は此の如き主義に依らず前條と同じく事實の問題として之を決すべきものと爲す

第七十三條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

【理由】 本條は官吏、公吏に非ざる者の作成すべき書類の方式を規定したるものにして現行法第二十條第二項に相當するものなり

第七十四條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ他人ヲシテ代書セシメ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印スヘシ

他人ヲシテ代書セシメタル場合ニ於テハ代書シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

【理由】 本條の趣旨現行法第二十一條の一に同し

## 第七章 送 達

【理由】 現行法は送達の規定を總則中に置き僅に第十八條及第十九條の二ヶ條を設くるに過ぎず而して其の規定不備にして實際の運用上不使尠しとせず本法に於ては新に一章を設けて必要なる規定を網羅し現行法の不備を補正せり

**第七十五條** 被告人、私訴當事者、代理人、辯護人又ハ補佐人ハ書類ノ送達ヲ受クル爲書面ヲ以テ其ノ住居又ハ事務所ヲ裁判所ニ届出ツヘシ裁判所所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有セサトキハ其ノ所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其ノ者ト連署シタル書面ヲ以テ之ヲ届出ツヘシ

前項ノ規定ニ依ル届出ハ同一ノ地ニ在ル各審級ノ裁判所ニ對シ其ノ效力ヲ有ス

前二項ノ規定ハ在監者ニ之ヲ適用セス

送達ニ付テハ送達受取人ハ之ヲ本人ト看做シ其ノ住居又ハ事務所ハ之ヲ本人ノ住居ト看做ス

【理由】 本條は訴訟關係人の住居の届出及送達受取人に關する規定にして現行法第十八條に相應するものなり本法に於ては現行法に於ける假住所の制を廢し新に送達受取人を選任するの制を定め之に對する送達を以て本人に對して爲したる送達と同一の效力を有するものと爲す

住居の届出又は送達受取人の届出は同一の地に在る各審級の裁判所に對して其の效あるものとして審級を異にする毎に重ねて届出を爲すの煩を省き又在監者には是等の届出を要せざるものとす

**第七十六條** 住居、事務所又ハ送達受取人ヲ届出ツヘキ者其ノ届出ヲ爲ササルトキハ裁判所書記ハ書類ヲ郵便ニ付シテ其ノ送達ヲ爲スコトヲ得

前項ノ送達ハ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

【理由】 本條は現行法第十八條後段に相當する規定なり現行法に於ては裁判所所在地に住せざる訴訟關係人か假住所の届出を爲さざるときは書類の送達なしと雖も異議を述ぶることを得ざるものとすれども此の如きは全く送達を爲さずして送達したると同一の效果を生せしむるものにして酷に失するの嫌あり故に本法は住居、事務所又は送達受取人を届出つヘキ者其の届出を爲さざるときは書類を郵便に付し之を以て送達の效力を生すヘキものとせり

**第七十七條** 檢事ニ對スル送達ハ書類ヲ檢事局ニ送付シテ之ヲ爲スヘシ



【理由】 本條は檢事に對する送達を規定したるものなり檢事に對する送達は單に書類を檢事局に送付するを以て足るものとす是れ現今に於ても實際行はるる所なりと雖も何等明文なきときは疑を生ずるの餘地あり是れ新に本條を設くる所以なりとす

第七十八條 被告人ノ住居、事務所及現在地知レサルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得  
被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在ルルハ於テ他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

【理由】 本條は公示送達を爲すべき場合を規定したるものなり公示送達を爲すべき場合は被告人の住居、事務所、現在地共に知れざるとき及被告人裁判權の及はざる場所に在りて他の方法を以て送達すること能はざるときに限る、裁判權の及はざる場所は外國の外國國際慣例又は條約に依り特に裁判權の行使を除外したる場所をも包含す此の如き場所に於ても條約又は外國政府の承認に依り特に送達を爲すの方法存するときは之に従ふべきものなり

第七十九條 公示送達ハ裁判所ノ命シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得  
公示送達ハ裁判所書記送達スヘキ書類又ハ其ノ抄本ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シテ之ヲ爲スヘシ

公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ノ公示送達ハ裁判所書記召喚狀ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シ且其ノ謄本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公示送達ハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル日ヨリ三十日、其ノ他ノ公示送達ハ揭示場ニ公示ヲ始メタル日ヨリ七日ノ期間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

【理由】 本條は公示送達ノ手續及效力發生ノ時期を規定したるものなり

第八十條 書類ノ送達ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟法ヲ準用ス但シ司法警察官ノ發スル書類ノ送達ニ付テハ裁判所書記ニ屬スル職務ハ司法警察官之ヲ行ヒ執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察吏之ヲ行フ

【理由】 本條は現行法第十九條に相當する規定にして別段の規定ある場合の外書類の送達に付ては民事訴訟法の規定を準用す唯司法警察官の發する書類の送達機關は民事訴訟法に依ることを得ざるを以て但書の規定を設けたり

## 第八章 期間

【理由】 本章は現行法第十五條及第十六條の規定を修正したるに過ぎず現行法は第十七條に於て期間經過は原則として失權の效果を生ずることを規定すと雖本法に於ては此の如き概括的規定を削除したり蓋し期間經過の效果は各場合に付規定するを相當とするを以てなり例へは公訴の時効は公訴權の消滅を來し上訴期間の經過したるとき之を不適法として棄却すべきか如し

**第八十一條** 期間ノ計算ニ付テハ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ之ヲ起算シ日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス但シ時効期間ノ初日ハ時間ヲ論セス一日トシテ之ヲ計算ス月及年ハ曆ユ從ヒ之ヲ計算ス

期間ノ末日日曜日、一月一日二日四日、十二月二十九日三十日三十一日又ハ一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ニ當ルトキハ之ヲ期間ニ算入セス但シ時効期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條は現行法第十五條の規定に相當するものなり本條に於ては月又は年を以てする期間に付ても日を以てするものと同じく初日を算入せざる旨の明文を設け現行法に於て月を三十日とせるを改め民法刑法等の例に従ひ月も亦年と同じく曆に従ふべきものと爲し尙現行法と同じく期間の最終日休暇に當るときは之を期間に算入せざる原則を規定したれとも現行法に於ては休暇日の意味不明なるを以て之を列擧したり

時効期間に付例外を設けたるは現行法に同じ

**第八十二條** 法定ノ期間ハ訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住居又ハ事務所ノ所在地ト裁判所所在地トノ距離ニ從ヒ海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フ其ノ距離又ハ端數二十里ニ滿タサルモ五里以上ナルトキハ一日ヲ加フ但シ海路ハ二海里ヲ一里トシテ之ヲ計算ス前項ノ規定ハ宣告シタル裁判ニ對スル上訴ノ提起期間ニハ之ヲ適用セス

外國又ハ交ハ不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコトヲ得

(本條第二項は帝國議會に於て追加されたり)

【理由】 本條は現行法第十六條の規定に相當するものなり其の里程を増加したるは現今に於ける海陸交通の實情に適合せしむるの趣旨に外ならず

## 第九章 被告人ノ召喚、勾引及勾留

【理由】 現行法は被告人の召喚、勾引及勾留に關する規定を豫審の章に置きたるも此等の規定は本來豫審及公判に共通し捜査に付ても適用すべき場合あるを以て本法は改めて之を總則中に置くこととせり本章に於ては裁判所の爲す召喚、勾引及勾留を本位として規定し豫審に於ても同一の規定に依るべきことを明にし尙檢事及司法警察官の爲すべきものに付規程を定めたり

**第八十三條** 裁判所ハ公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ

【理由】 被告人を召喚するは之を訊問するか爲なり裁判所公訴を受理したるときは直に公判を開きて被告人を訊問する場合なると公判準備の爲め之を訊問する場合なるとを問はず別段の請求を俟たずして被告人を召喚すべきものなり豫審に於ても第三百二條に依り被告人を訊問すべきものなるを以て本條及び第三百二十二條に依り被

告人を召喚すべきものなり

**第八十四條** 被告人ノ召喚ハ召喚狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ  
被告人ヨリ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出頭シタル被告人ニ對シ  
口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ召喚狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス口頭ヲ  
以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ  
受訴裁判所ニ近接スル監獄ニ在ル被告人ニ對シテハ監獄官吏ニ通知シテ之ヲ召喚スルコ  
トヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人監獄官吏ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリ  
タルモノト看做ス

【理由】 本條は召喚の方式を規定す召喚は召喚狀を發して爲すを本則とし之を第一  
項に示す、本條第二項第三項には本則に依らざる簡易の方法を定め之を以て召喚狀  
の送達と同一の效力を有するものとせり

**第八十五條** 召喚ニ因リ出頭シタル被告人ハ速ニ之ヲ訊問スヘシ

被告人裁判所構内ニ在ルトキハ召喚ヲ爲ササル場合ニ於テモ之ヲ訊問スルコトヲ得

【理由】 召喚は訊問の爲に爲すものなるを以て召喚に應じて出頭したる被告人は速  
に之を訊問せざるへからず本條第一項此趣旨を明にす、被告人の訊問は召喚に依り  
裁判所に出頭せしめて之を爲すを本則とするも被告人裁判所構内に在る場合に於て  
は其の訊問を受くる爲めに任意に出頭したる場合なると偶然來合せたる場合なると

を分たす本則に依らずして直に之を訊問することを得べきものと爲す本條第二項此  
の趣旨を明にす

**第八十六條** 被告人再度ノ召喚ヲ受ケ故ナク出頭セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

(原法案條文 召喚ヲ受ケタル被告人期日ニ出頭セサルトキハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得)

【理由】 本條の趣旨現行法第七十一條に同じ

**第八十七條** 左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得

- 一 被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ
  - 二 被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ
  - 三 被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ
- 五百圓以下ノ罰金勾留又ハ科料ニ該ル事件ニ付テハ前項第一號ノ場合ヲ除クノ外被告人  
ヲ勾引スルコトヲ得ス但シ前條及第六百六條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

【理由】 本條は被告人を召喚することなく直に之を勾引することを得べき場合を定  
めたるものなり

現行法に依れば豫審に於ては罰金以下の刑に該る事件と禁錮以上の刑に該る事件と  
を問はず一定の條件を具備することを前提として被告人を勾引するを得べきものと  
し公判に於ては禁錮以上の刑に該る事件に付てのみ何時にても被告人を勾引するこ  
とを得べきものと爲す、本條は豫審と公判とを區別せず一定の條件の下に直に被告

人を勾引することを得べきものと爲す、直に勾引することを得べき場合は第一號乃至第三號に之を掲ぐ即ち此の條件の一を具備すれば召喚状を發せしめて直に勾引することを得全然之を具備せざる時は前條に依るに非されは之を勾引するを得ず本條第二項は事件を標準として更に制限を設く即ち五百圓を超過せざる罰金、勾留又は料料に該る事件に付ては第一項第一號の場合即ち被告人定りたる住居を有せざる場合に限り直に勾引することを許し第一項に示したる他の原因あるも之を許さず蓋し斯る輕微の罪に付ては假令第二號又は第三號の條件を具備するも犯人一定の住居を有するときは一旦之を召喚し召喚に應せざる時始めて勾引するを妥當とし召喚を爲さずして直に其自由を拘束するは酷に失するの嫌あり、反之一定の住居を有せざる浮浪の徒は之を召喚するも概して其效力なかるべく其の犯したる罪の如何に拘はらず之を召喚して然る後之を勾引すべきものとするは徒に無用の手續を履みて事を遷延せしむるに過ぎざるへし是れ第二項の規定を設くる所以なり、勾引の條件に付五百圓を超過する罰金を懲役禁錮と同一に取扱ひたるは多額の罰金の免脱を圖る餘地を少からしめむか爲なり殊に第三號の條件ある場合に之を必要とするは交通の便發達せる現時に於ては全財産を携へ逃亡し多額の罰金の免脱を圖ること稀なりとせず若し逃亡し又は逃亡するの虞ある場合に直に勾引することを得されは徵稅を目的とする法規の如きは殆ど其の目的を達すること能はざるに至らむ

第八十八條 被告人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

【理由】 本條勾引の方式を定め現行法と同しく勾引狀を發して之を爲すべきものとせり勾引狀の方式は第九十七條を以て之を定む

第八十九條 勾引シタル被告人ハ裁判所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被告人ヲ釋放スヘシ

【理由】 本條の趣旨現行法第七十三條に同じ

第九十條 第八十七條ノ規定ニ依リ被告人ヲ勾引スルコトヲ得ヘキ原由アルトキハ之ヲ勾留スルコトヲ得

被告人ノ勾留ハ第八十五條又ハ前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ被告人逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

被告人監獄ニ在ルトキハ第一項ノ原由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

【理由】 現行法は禁錮以上の刑に該る事件に限り勾留を爲すことを得せしめたるも第八十七條に付説明したる如く逃亡又は罪證湮滅に因り多額の罰金を免れんとする者に對して處罰の目的を達する爲には其自由を拘束するの已むを得ざる場合あり又一定の住居を有せざる浮浪の徒に至りては其の犯す所極めて輕微なるときと雖之を拘束するに非されは刑事訴追の目的を達する能はざること多かるべきを以て本條第一項に於て勾留の條件を勾引の條件と同一にし現行法の制を改めたり、勾留を爲すに

は其原由存するや否やを審査することを要するを以て原則とし被告人を訊問したる後に非されは之を爲すことを得ず唯被告人逃亡したるときは訊問せずして直に勾留することを得べきものとす此の點は現行法第七十五條と異なることなし  
 審理の必要上他の監獄に在る者を受訴裁判所所在地の監獄に勾留し又は既決の囚徒を拘置監に移す場合あり此の如き場合には新に自由を拘束するものに非ざるか故に別に第八十七條の條件を審査することを要せず是れ本條第三項の規定を設くる所以なり

### 第九十一條 被告人ノ勾留ハ勾留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

【理由】 本條は勾留の方式を定め現行法と同じく勾留狀を發して之を爲すべきものとす勾留狀の方式は第九十七條を以て之を定む

### 第九十二條 被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身體及名譽ヲ保全スルコトニ注意スヘシ

【理由】 被告人の勾留は未だ其の罪責定まらざるに先たち身體の自由を拘束するものにして其の目的とする所は逃亡を防ぎ罪證湮滅の虞なからしむるに外ならず故に罪責の定まるに至るまで清白人を以て之を遇し目的を達成するに必要な限度を超へて之に苦痛を與ふることあるへからず本條此の趣旨に則り努めて被拘禁者の身體名譽の保全に注意すべきことを訓示す此の事たるや事理極めて明白なるも豫斷の爲め失誤に陥り世上の評論に動されて不當の取扱を爲したるの例絶無に非ず事極めて

緊要なるを以て特に訓示的规定を置き萬一の失なからしめんことを期す

### 第九十三條 裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第八十三條乃至第九十一條ニ規定スル處

分ヲ爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

【理由】 召喚、勾引、勾留は裁判所之を爲すを原則とするも事體急速を要する場合あるべきを以て其の必要に應ずる爲め裁判長自ら其の處分を爲し又は部員をして之を爲さしむることを得べきものとせり

### 第九十四條 裁判長ハ被告人ノ現在地ノ豫審判事若ハ區裁判所判事、法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢事又ハ司法警察官ニ被告人ノ勾引ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス  
 受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス  
 囑託又ハ移送ヲ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ

【理由】 現行法第七十條第七十一條に於ては召喚の囑託を許し召喚に應せざるとき受託判事に於て勾引狀を發することを得るものとし勾引のみの囑託を許さず本法に於ては此の制を改め勾引のみの囑託を爲し得べきものと定む蓋し勾引の條件具備するときは直に勾引し得ざるの事由なく殊に被告人遠隔の地に在り逃亡の虞ある場合に於ては受訴裁判所の裁判長直に勾引の囑託を爲し受託官署直に之に應じて勾引狀

を發するに非されは時機を失するの虞あるを以てなり本條第二項に於て受囑官廳の範圍を擴めたるは機宜の處置を爲すに便ならしめむか爲なり

轉囑に付ては現行法には明文なく解釋上是を是認す本法は明文を以て之を定め司法警察官を除くの外皆轉囑の權限あることを認めたり受託の權限なき者囑託を受けたるとき直に權限ある官署に囑託を移送するを得せしむるに迅速に事を處理し時機を失する虞なからしめむか爲なり

受囑官署は受訴裁判所より直接に囑託を受けたる場合と轉囑の場合と囑託の移送を受けたる場合とを問はず囑託に依り勾引狀を發すべきものにして囑託を發したる官署の勾引狀を執行すべきものに非す是れ本條第四項の定むる所なり

**第九十五條** 被告人ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ裁判長ハ檢事長ニ被告人ノ容貌體格其ノ他ノ徵表ヲ記載シタル書面ヲ送付シ其ノ搜查及勾引ヲ囑託スルコトヲ得

(本項中原法案「人相書」とありたるを「容貌體格其他ノ徵表ヲ記載シタル書面」と修正さる)

囑託ヲ受ケタル檢事長ハ其ノ管内ノ檢事ヲシテ勾引狀ヲ發シ搜查及勾引ノ手續ヲ爲サシムヘシ

【理由】 現行法第八十條は被告人の所在不明なる場合に於て豫審判事に限り檢事長に搜查及逮捕を囑託するの權あるものと爲す本法は公判に於ても亦同様の必要あるを慮り裁判長にも此の權限あるを認め尙逮捕の囑託に代ふるに勾引の囑託を以てし

囑託を受けたる檢事長は管内の檢事をして勾引狀を發し搜查及勾引の手續を爲さしむべきものと定む

**第九十六條** 前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リテ勾引狀ヲ發シタル官署ハ被告人ヲ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ其ノ人違ナキカ否ヲ取調フヘシ

被告人人違ニ非サルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル裁判所ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テハ第八十九條ノ期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

【理由】 本條は受託官署の履行すべき手續を定め囑託に依り勾引狀を發したるときは其の執行に因り被告人を受取りたる後四十八時間内に之を取調へ人違なきことを確めたる上速に之を指定せられたる裁判所に勾引すべきものと爲す

第二項末段は送致を受けたる官署の履むべき手續にして第八十九條を補足したるものなり

**第九十七條** 召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ニハ被告事件、被告人ノ氏名及住居ヲ記載シ裁判長又ハ受命判事之ニ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住居分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ

召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘキ年月日時、場所及召喚ニ應セサルトキハ勾引狀ヲ發スル

コトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ  
勾留狀ニハ被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ  
裁判長第九十三條ノ規定ニ依リ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

【理由】 召喚狀、勾引狀、勾留狀に記載すべき事項は現行法に同じ裁判所之を發するときは裁判長裁判所を代表して記名捺印し裁判長第九十三條に依り之を發する場合には裁判所の發する場合と區別する爲其の旨を記載して裁判長之に記名捺印し受命判事第九十三條に依り之を發する場合に於ては受命判事之に記名捺印ス  
本條第三項及第四項には現行法に存せざる規定あり即ち召喚狀ニハ之に應せされは勾引狀を發することあるべき旨を記載すべく勾留狀には勾留すべき監獄を指定すべきものとする勾留狀に勾留すべき監獄を指定するも第百十條の適用に依り同一の勾留狀を以て被告人を他の監獄に移すことを妨げず

第九十八條 前條第一項及第二項ノ規定ハ第九十四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ勾引狀ニ囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名及囑託ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

【理由】 囑託に因り發する勾引狀には一般の記載事項の外囑託に因り發する旨を記載し且囑託を爲したる裁判長の氏名を明示し引致すべき裁判所を明にす

第九十九條 召喚狀ハ之ヲ送達ス

【理由】 現行法第七十六條第三項前段に同じ

第一百條 勾引狀又ハ勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ司法警察官吏之ヲ執行ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長、受命判事、豫審判事又は區裁判所判事其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ監獄官吏之ヲ執行ス  
檢事ノ指揮ニ依リ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テハ之ヲ發シタル官署ハ其ノ原本ヲ檢事ニ送付スヘシ

【理由】 勾引狀及勾留狀は檢事の指揮に因り之を執行す勾引狀は總て司法警察官吏をして之を執行せしめ勾留狀は一般の場合には司法警察官吏をして執行せしめ監獄に在る被告人に對し發したるものは監獄官吏をして之を執行せしむ、勾引狀勾留狀執行の指揮は檢事之を爲すを本則とすれども急速を要する場合には裁判長、受命判事豫審判事又は區裁判所判事をして直接に司法警察官吏に對して執行の指揮を爲すことを得せしむ裁判所、受命判事又は豫審判事檢事の在らざる出張先に於て執行指揮を爲すの必要を生ずる場合あるべきを以てなり、勾引狀勾留狀の執行は原本に依り爲すべきものにして謄本又は抄本に依り爲すべきものに非ず故に執行を指揮すべき檢事には必ず其の原本を交付すべきものとす

第一百一條 勾引狀ハ數通ヲ作り之ヲ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ得

【理由】 現行法に於ては正本數通を作るべき旨を規定せり思ふに正本と稱するは原本に外ならず本法に於ては正本なる名稱を認めず且實際の取扱に従ひ常に原本に依り執行することと定めたるを以て數人の司法警察官吏をして執行せしむる場合に於ては原本數通を作りて之に交付すべきものと爲す

現行法には勾留狀に付ても同様の規定を設く本法に於て之を採らざるは數通の令狀を以て廣く被告人を捜査する場合には必ず勾引狀に依るべきものにして勾留狀に依るべき場合なきを以てなり

第一百二條 司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄區域外ニ於テ勾引狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ司法警察官ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

【理由】 現行法は司法警察官吏管外に於て自ら令狀の執行を爲すことを許さず此の如くなるときは急速を要する場合に應ずる能はざるか故に本條を設け之を補正したり

第一百三條 勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル裁判所ニ引致スヘシ

第九十四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀 付テハ之ヲ發シタル官署ニ引致スヘシ  
勾留狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致スヘシ

第一百四條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ其ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ

得

【理由】 現行法は被告人の請求に依り令狀を示すべき旨を規定するも勾引狀又は勾留狀は執行の際必ず之を被告人に示し尙請求あれば其の謄本を交付するを相當とし本二條の如く改めたり

第一百五條 軍事用ノ廳舎又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ廳舎若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍事用ノ廳舎又ハ艦船ノ外ニ在リテ現ニ勤務ニ従事スル軍人、軍屬又ハ陸軍海軍所屬ノ學生生徒ニ對シテ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

【理由】 勾引狀又は勾留狀は軍事用の廳舎及艦船の内ニ於ても之を執行することを得べきは勿論なりと雖其の域内の秩序を重んずるの趣旨に於て特別の法則を設け其の長又は之に代るべき者に之を示して引渡を求むるの方法を採ることとせり  
前項以外の場所に於て現に勤務に従事する軍人等に對し勾引狀 勾留狀を執行する場合に於ても同様の理由に因り特別の執行方法を定む

第一百六條 裁判長ハ必要アルトキハ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得  
被告人正當ノ理由ナクシテ之ヲ肯セサルトキハ 場所ニ勾引スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十九條ノ期間ハ其ノ場所ニ引致シタル時ヨリ之ヲ起算ス



【理由】 召喚は裁判所に出頭を命ずることを本則とす然れども裁判長必要と認むるときは裁判所外指定の場所に出頭又は同行を命ずる事を得、又勾引は裁判所に引致するを本則とすれども被告人故なく前上の命令に従はざるときは之を其の場所に勾引することを得せしむ是れ其の場所に於て被告人を訊問するの必要を生ずべき場合を慮りたるものなり

第一百七七條 勾引状又ハ勾留状ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送スル場合ニ於テ必要アルトキハ假ニ最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スルコトヲ得

【理由】 勾引状の執行を受けたる被告人は之を裁判所に引致すべく又勾留状の執行を受けたる被告人は勾留状に指示したる監獄署に拘禁するを本則とすれども遠隔の地より護送するか如き場合には直に指定の場所に引致し難きことあり故に本條を設け護送の途中必要あるときは假りに之を最寄の監獄に留置し得べきものと爲す

第一百八八條 勾引状ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

【理由】 勾引状の執行を受けたる被告人は四十八時間内に訊問すべきものにして其の間拘束を繼續するときは之を裁判所に留置するを本則とするも時として之を不便とすることあるべきを以て本條を設け之を監獄に留置することを得せしむ

第一百九九條 勾引状又ハ勾留状ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月日時ヲ記載シ之ヲ

執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ記名捺印スヘシ

勾引状又ハ勾留状ノ執行ニ關スル書類ハ執行ヲ指揮シタル検事其ノ他ノ官署ニ之ヲ差出スヘシ

勾引状ノ執行ニ關スル書類ヲ受取リタル検事其ノ他ノ官署ハ被告人ノ引致セラレタル年月日時ヲ勾引状ニ記載スヘシ

【理由】 本條第一項第二項は其の趣旨現行法第七十七條第三項第四項と異なることなし

勾引には四十八時間の制限あり其の起算は引致の時よりするを以て執行後検事をし勾引状に引致の日時を記載せしむることとせり

第一百十條 検事ハ裁判所ノ同意ヲ得テ勾留セラレタル被告人ヲ他ノ監獄ニ移スコトヲ得

【理由】 勾留は勾留状に指定したる監獄に拘禁するを本則とすれども取調の都合上之を他の監獄に移す必要を生ずることあり、今日の實際の取扱に於ては此場合には別に勾留状を發せず検事の指揮により移監するを得べきものとせるも明文上の根據なし、本法は之を明文に示すを妥當とし且勾留の執行は裁判の執行にして移監は其の裁判を以て指定したる監獄を離れしむるものなるを以て裁判所の同意を得ること必要と爲す

第一百十一條 勾留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ

授受ヲ爲スコトヲ得勾引狀ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ

【理由】 勾留狀又は勾引狀に依り監獄に拘禁せられたる被告人は刑事訴訟法監獄法其の他法令の定むる所に従ひ拘束を受くべきものなり故に是等の法令を以て特に制限を加へざる以上は他人との接見又は書類若は物の授受に付束縛を受くべきもの非ず、本條は此の趣旨を明にする爲他人との接見又は書類若は物の授受を爲し得ることを本則として規定し特に之を禁すべき場合は明確に本法に之を規定し其の取締に付必要とする規定は監獄法等を以て之を定む

第一百十二條 裁判所ハ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ檢閲シ其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得但シ糧食ハ其ノ授受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス  
裁判所檢閲ヲ爲スコト能ハサルトキハ檢事之ヲ爲スコトヲ得

【理由】 現行法第八十五條第二項に於ては接見及書類若は物の授受の禁止に關し別に條件を限定せず本法は之に制限を加へ罪證を湮滅し又は逃亡を圖るの虞あるに非されは其の禁止を爲すことを得ざるものとし書類の檢閲に付ても同一の條件に従ふべきものと爲す、殊に糧食の授受を禁し又は之を差押ふるは人身の保護を全する所以に非ざるを以て特に明文を設けて之を認容せざることを明にす  
糧食の授受は之を禁することを得ざるも之を檢閲することを妨げず若し檢閲の結果

交付すへからざる事由を發見したる場合に於ては其の事由に因り機宜の措置を爲すを妨げざるは勿論なり

現行法は監房を別異するの規定を設くるも監房を別異するは接見禁止に伴ひ當然爲し得べき措置にして特に明文を以て之を定むるの要なきものとし之を削除せり  
裁判所に於て事件の内容を調査する能はざる場合あり控訴裁判所未だ訴訟記録の送致を受けざる場合の如し此の如き場合に於ては事實上裁判所に於て檢閲を爲すことを得ず之に由て本條第二項の規定を設く

第一百十三條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

【理由】 身體の自由は最も尊重すべきものなるを以て被告人の勾留期間は努めて之を短縮せざるへからす故に本法は事件處理の常態に覈へ其の期間を二月とするの規定を設けたり然れども被告人多數なるか又は犯罪事實の内容複雑なるか爲二月以上に涉るの已むを得ざるに至ることなしとせず故に裁判所の決定を以て勾留を更新するを得べきものとせり、裁判所勾留を更新する場合に於ても其期間は二月に限定せらるること勿論にして若し尙ほ足らざるときは更に更新の決定を爲さざるへからす

第一百十四條 勾留ノ原由消滅シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ勾留ヲ取消スヘシ

(本條中「檢事ノ意見ヲ聽キ」とありたるを帝國議會に於て削除さる)

【理由】 現行法に勾留取消の規定なきは缺點なり、勾留の原因消滅したる時は前條所定の期間内と雖も之を取消すべきは當然なり本條此の趣旨を明にし現行法の缺點を補足す

第百十五條 勾留セラレタル被告人又ハ其ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者、被告人ノ屬スル家ノ戸主若ハ辯護人ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
(本條中原法案「夫」とあるを「配偶者」と修正さる)

【理由】 現行法亦保釋を認むるも保釋の請求を爲し得べき者を被告人に限れるは狭きに失す本條に列擧する者は皆被告人の利益を圖るべき地位に在り就中被告人と近親の關係ある者は其の拘束を受くると否とに付深き利害を有す之に由て本法は此等の者にも保釋を請求するの權利あることを認めたり

第百十六條 保釋ノ請求アリタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ  
保釋ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ  
保釋ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得

【理由】 本條第一項第二項は現行法第百五十條と其の趣旨を同じくす  
第三項の規定を設けたるは保證金のみを以て出頭を確保することを得ざる場合に於ても尙住居の制限を條件として保釋を許すことを得べきものとし成るべく拘束を解き得べき範圍を廣からしめむとするの趣旨に出でたるなり

第百十七條 保釋ヲ許ス決定ハ保證金ヲ納メシメタル後之ヲ執行スヘシ  
檢事ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ納メシムルコトヲ得

檢事ハ有價證券又ハ裁判所ノ管轄地内ニ住居シ保證金ヲ納ムルニ十分ナル資産ヲ有スル者ノ差出シタル保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコトヲ許スコトヲ得  
保證書ニハ保證金額及何時ニテモ其ノ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載スヘシ

【理由】 保釋許可の決定は保證金を差出すことを條件とするものなるを以て其の執行は保證金を納付したる後に非されは爲すことを得ず

現行法に於ては保證金は保釋請求を爲す者に限り之を納付するを得べきものと爲すも此の如く制限するの必要毫も存せざるを以て本法に於ては請求者以外の者をして保證金を差出さしむることを得べきものとし可成其の執行を容易ならしむるの方針を採りたり、又同一趣旨を以て有價證券又は他人の保證書を以て保證金に代ふることを得せしむ

第百十八條 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレタル被告人ヲ親族其ノ他ノ者ニ責付シ又ハ被告ハノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得  
責付ヲ爲スニハ被告人ノ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應シ被告人ヲ出頭セシムヘキ旨ノ書面ヲ差出サシムヘシ

【理由】 現行法は親族故舊に責付すべきことを規定す本法は廣く親族其の他の者に

責付し得べき事を定む、故舊の字範圍明確ならず字義を以て論ずれば狭きに失するの嫌あるを以て修正を加へたるに過ぎず

本法は責付の外新に被告人の住居を制限して勾留の執行を停止するの處分を認めたり即ち被告人保證金を納むることを得ざる爲保釋の處分を爲すことを得るか又は引受人なき爲責付を爲すこと能はざる場合に於ても可成拘束を解き得るの途を開き勾留の時間を短縮せむとするの趣旨に出でたるものなり

**第一百十九條** 被告人逃亡シタルトキ、逃亡スル虞アルトキ、召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキ、罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ又ハ住居ノ制限ニ違反シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得保釋ヲ取消ス場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スルコトヲ得

保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ爲召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス又ハ逃亡シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ

(原法案條文) 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得  
(保釋中被告人召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス、住居ノ制限ニ違反シ又ハ逃亡シタル爲保釋ヲ取消ス場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ)

〔原法案理由〕 本條第一項ノ趣旨ハ現行法第五十六條第六十條第二項に同じ勾留の執行停止の取消を加へたるは前條の規定を新設したるに因る

現行法は保證金の沒收を不出頭の理由に因り保釋を取消する場合に限るも本法に於ては被告人逃亡し又は住居の制限に違背したる爲保釋を取消する場合に於ても保釋金の全部又は一部を沒收すべきものとしたり、被告人の逃亡を加へたるは現行法の不備を補足したるものにして住居の制限に違反したる場合を加へたるは前條の規定を新設したる結果なり、前上に示す場合の外判決確定後刑の執行の爲召喚を受け出頭せざる場合に於ても保證金を沒收すべきものと爲したるは審判の爲發したる召喚に應せざりし場合と取扱を異にすべき理由なきを以てなり

**第一百二十條** 勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ效力消滅シタルトキハ檢事ハ沒取ニ係ラサル保證金ヲ還付スヘシ

〔理由〕 本條は當然の規定にして説明の要なし

**第一百二十一條** 上訴提起期間内又ハ上訴中ノ事件ニ付勾留ノ期間ヲ更新シ、勾留ヲ取消シ又ハ保釋ヲ爲シ責付ヲ爲シ、勾留ノ執行停止ヲ爲シ若ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テ訴訟記録原裁判所ニ在ルトキハ原裁判所其ノ決定ヲ爲スヘシ

〔理由〕 本法に於ては勾留期間の更新、勾留の取消、保釋、責付、勾留の執行停止及其の取消は事件の繫屬する裁判所に於て之を爲すを本則とす然るに上訴提起期間

内は勿論上訴中と雖も訴訟記録原裁判所に在るときは上訴裁判所に於て決定を爲し難きを以て本條の明文を設け原裁判所に於て其の決定を爲すべきものと定む

第二百二十二條 豫審判事ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

【理由】 本章に於て召喚、勾引、勾留に關して裁判所又は裁判長に與へたる職權は豫審中に於ては豫審判事に屬すべきものなり當然の結論として本章の規定は別に例外を認めざる限り總て之を豫審に適用すべきものとす

第二百二十三條 左ノ場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ檢事ハ勾引狀ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

- 一 被疑者定リタル住居ヲ有セサルトキ
- 二 現行犯人其ノ場所ニ在ラサルトキ
- 三 現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ
- 四 既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ
- 五 死體ノ檢證ニ因リ犯人ヲ發見シタルトキ
- 六 被疑者常習トシテ強盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ

本條は衆議院に於て全文を削除したれ共貴院に於て復活されたり

又原法案末項には司法警察官は前項各號の場合に於て勾引狀を發し又は之を司法警察官に命令し若は囑託すること

を得たり。

【理由】 本條は急速を要する場合に於て檢事、司法警察官に勾引狀を發することを許したる規定なり

本法は獨逸法系の立法の如く急速を要する場合に於て何等の制限をも加へずして檢事、司法警察官吏に逮捕を許せるものと其趣旨を異にし法文に列記して場合を制限し且事急速を要し判事の勾引狀を求むる能はざる事を條件とせり、本條各號に列記する場合は何れも實際の必要に顧みて之を定めたるなり、今其大要を案するに第一號は被疑者定まりたる住居を有せざるとき本條の處分を爲し得べきことを定む本號記載の者は事急なるに當て檢事又は司法警察官の勾引狀を以て拘束するに非されは其所在を失ひ訴追の目的を達する能はざるの虞あるを以てなり、第二號は現行犯の場合に付規定す本法は現行犯に付犯人其の現場に在るときと其の現場に在らざるときとを區別し犯人現場に在るときは第二百二十四條第二百二十五條に依り直に之を逮捕することを得べく現場に在らざるときは本條に依り檢事、司法警察官の勾引狀を以て之を引致することを得せしむ、第三號は現行犯の取調に因り其事件の共犯を發見したる場合なり現在の法規の下に於ても現行犯の共犯を發見したるときは之に對して所謂現行犯處分を行ふことを得本號は之と同一趣旨に出づるものなり、第四號は既決の囚人又は本法に依り逮捕、勾引、勾留せられたる者逃亡したる場合なり外

國の立法例多くは此の場合に於て検事、司法警察官に逮捕狀を發するの權を與ふるも本法に於ては勾引狀を發すべきものと爲す、第五號は検事司法警察官死體の檢證に因り其の事件の犯人を發見したる場合なり此の場合には事急速を要する場合多く遷延するに因り重大なる犯人を逸するの虞あり故に現行犯に對すると同一の處分を爲し得べきものとす、第六號は強盜の犯人に對し本條の處分を爲し得べきことを定む強盜は最も多く行はるる犯罪にして或は之を常習とし或は之を營業とし之が爲良民に害を及ぼすこと甚しきものあり捜査の職に在る者殊に司法警察官に於て之を拘引することを得ざる時は常に犯人を逸し良民保護の急に應ずる能はざるの憾あり本號の規定を置くは社會の實情に照し洵に已むを得ざるに出づるものなり

### 第二百二十四條

檢事又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アルコトヲ知リタル場

合ニ於テ犯人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルコトキ又ハ第八十七條第一項各號ニ規定シタル事由アルコトキハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

一 檢事ハ司法警察官吏ニ犯人ノ逮捕ヲ命スヘシ必要アル場合ニ於テハ自ラ之ヲ逮捕スルコトヲ得

二 司法警察官ハ直ニ犯人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ司法警察吏ニ命スヘシ

三 司法警察吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ犯人ヲ逮捕スヘシ

【理由】 本條は檢事司法警察官吏其の職務を行ふに當り現行犯あることを知り犯人現場に在る場合に於て其の爲すべき處分を規定したるものなり

現行法は單に現行犯ある場合には直に逮捕することを得る旨を規定し何等制限を定むることなし本法に於ては被告人現場に在りて而かも其の住居氏名分明ならざるか又は勾引狀を發すべき原因あるに非されは逮捕處分を爲さざることとせり

### 第二百二十五條

現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖之ヲ逮捕スルコトヲ得

犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ司法警察官吏ニ引渡スヘシ

【理由】 本條第一項は現行法第六十條を修正したるものにして逮捕し得る場合を犯人其場所に在るときに限れり、現行法に依れば通常人現行犯人を逮捕したるときは之を司法警察官に引致し又は司法警察官吏に引渡すべきものとし檢事に引致し又は引渡すべきことを規定せず本條は之を補足し檢事にも引渡すことを得べきものと爲す

### 第二百二十六條

司法警察吏現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致スヘシ

司法警察吏犯人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ヲ聴取ルヘシ必要アルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルコトヲ得

【理由】 本條第一項は現行法第五十九條第一項ト趣旨を一にし本條第二項は現行法第六十一條第一項後段同條第三項と其の趣旨を一にす

第二百二十七條 司法警察官現行犯人ヲ捕逮シ若ハ之ヲ受取リ又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取リタルトキハ即時訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遅クモ四十八時間内ニ書類及證據物ト共ニ之ヲ地方判裁所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

【理由】 司法警察官自ら現行犯人を逮捕し若は司法警察官吏其の他の者の逮捕したる現行犯人を受取り又は第二百二十三條第二項に依り自ら發したる勾引狀の執行に依り被疑者を受取りたる場合に於て其の履行すべき手續を定めたるものなり、檢事其他權限ある官署に送致すべきものとするは自ら勾引狀を發する權限を有せざるを以てなり勾引狀に依る留置の期間を四十八時間に制限したるは第八十九條の例に依る

第二百二十八條 司法警察官吏檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ現行犯人ヲ逮捕シ又ハ司法警察官檢事ノ命令ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依ラス速ニ之ヲ命令シタル檢事又ハ司法警察官ニ引致スヘシ

原法案には第二項として「司法警察官他ノ司法警察官ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ前

ノ規定ニ準シ之ヲ囑託シタル司法警察官ニ送致スヘシ」とありたるを帝國議會に於て削除されたり

【理由】 司法警察官吏第二百二十四條第一號に依る檢事の命令に依りて現行犯人を逮捕したるとき又は第二百二十三條第一項に依る檢事の命令に依りて被疑者に對して勾引狀を發したるときは何等の手續を爲すことなく直に檢事に引致すべきものとす

第二百二十九條 檢事現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リ又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取リタルトキハ遅クモ二十四時間内ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ勾留狀ヲ發シ速ニ公訴ヲ提起シ又ハ書類及證據物ト共ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

檢事トシテ檢事ヨリ被疑者ヲ受取リタルトキハ前項ノ手續ニ準シ處分スヘシ但シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ

檢事他ノ檢事ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ第一項ノ手續ニ依ラス速ニ之ヲ囑託シタル檢事ニ送致ヘシ

(本條は衆議院に於て修正したれ共貴族院に於て原案に復活セリ)

【理由】 本條第一項に記載する場合に於て檢事をして勾留の權を有せしむるは現行法に於て檢事に現行犯を勾留するの權を與ふると其の趣旨に於て異なる所なし此場合に於て急速を要し判事の勾留狀を求むること能はざることを條件とするは勾引狀を發する場合と同一なり唯裁判所は四十八時間内に引致したる被告人を訊問すべき

ものなるも検事は四十八時間内に引致したる被疑者を訊問せざる可らず、検事勾留状を發したるときは速に公訴を提起するか又は他管送致の手續を爲さざるへからず此の場合に於て検事の發したる勾留状は其の效力を繼續すへきものなり

検事前項の手續に依り他の検事より被疑者を受取りたる場合に於ては前項の場合と手續を異にすへき理由なきを以て第二項に依り之に準して處分すへきものとせり、此場合には送致したる検事前項の手續に依り既に勾留状を發したるものなるを以て送致を受けたる検事留置の必要なしと認むるときは勾留を取消さざるへからず

被疑者を訊問し或は之を釋放し或は之に對して勾留状を發したる場合に於ては自ら其の被疑者を訊問し或は之を釋放し或は之に對して勾留状を發すへきものに非ざるを以て此等の手續を爲さずして速に囑託を發したる検事に送致すへきものと定む

**第三百三十條** 現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス  
兇器贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ、誰何セラレテ逃走シ、犯人トシテ追呼セラレ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合ハ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス

**【理由】** 本法に於ける現行犯の意義は現行法に於けると異なる事なし、本法は現行法に所謂準現行犯なるものを認め一定の條件を具備するときには現行犯人其の場所に在るものと看做し之と同一の法則に従はしむることとせり所謂準現行犯の場合は現

行犯と大同小異なり誰何せられて逃走したる場合を加へ現行法第五十七條第三號に示したるものを除きたるの差あるのみ

**第三百三十一條** 第九十七條、第九十八條及第百條乃至第百十條ノ規定ハ第百二十三條及第百二十九條ノ勾引又ハ勾留ニ付之ヲ準用ス

(本條は衆議院に於て削除したれ共貴族院に於て原案に復活したり)

**【理由】** 本條は検事の爲す勾引、勾留に一般の規定を準用すへきことを定めたるものなり

**第三百三十二條** 五百圓以下ノ罰金、勾留又ハ科料ニ該ル罪ノ現行犯ニ付テハ犯人ノ住居若ハ氏名分明ナラサル場合又ハ犯人逃亡スル虞アル場合ニ限り第百二十四條乃至前條ノ規定ヲ適用ス

**【理由】** 五百圓を超過せざる罰金、勾留又は科料に該る罪に付勾引の原由を制限したると同一の趣旨を以て此等の罪の現行犯に對する検事及司法警察官吏の處分に付ても之に制限を加ふ即ち犯人の住居氏名分明ならざる場合又は犯人逃亡の虞ある場合の外之に對して第百二十四條以下の規定を適用すへからざるものと爲す一般の場合に於て逃亡の虞あることを以て勾引の原由と爲さざるに之を以て現行犯處分を爲すの原由と爲すは現行犯の性質より來る區別にして當然なり



## 第十章 被告人訊問

【理由】 本章の規定は現行法第九十三條乃至第百條の規定を修正したるものなり現行法は主として證據調の見地より規定を設け被告人の訊問を豫審の章に置きたれども本法に於ては被告人、當事者として有する防禦權の行使に重きを置き主として此の見地より之を規定し豫審及公判に共通するものとして改めて其規定を總則中に置く事とし、尙之を檢事及司法警察官被疑者を訊問する場合に準用すべきものとせり

第三百三十三條 被告人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問スヘシ

【理由】 被告人の訊問を爲すに當りては先づ氏名、年齢、職業住所等其の本人たることを確むるに足るべき事項を訊問し人違に非ざることを認めたる後事件に付訊問を爲すは當然の順序なり本條此の趣旨を明にす

第三百三十四條 被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問フヘシ

【理由】 被告人の供述は其の利益に歸すると其の不利益に歸するとを問はず常に之を裁判の資料と爲すことを得べく殊に被告人の自白か其の有罪を認むるに付最も有力なる證據と爲るべきは言を俟たざる所なりと雖之を證據調の見地より規定し被告人を以て單に取調の目的に過ぎざるものと爲すは失當なり被告人は訴訟の當事者にして防禦の主體なり其の陳述は防禦權の行使に屬し義務として爲すべきものに非ざるか故に證據に供するの目的を以て其の陳述を強要すべきに非す必ずや事件に付辯解を爲さしむることを本旨とせざるべからず、從て被告人を訊問するに當ては先づ被告事件を告げて事件に付陳述すべきことありや否やを問ひ之に防禦權行使の機會を與へざるべからず

○第三百三十五條 被告人ニ對シテハ丁寧親切ヲ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ

【理由】 被告人の訊問は被告人をして其の防禦權を行使せしむるを本旨と爲すか故に常に其の利益と爲るべき事實を陳述するの機會を與へ其の言はんとする所を盡さしめざるべからず、而て訊問、正當なるを期せんとせば訊問者自ら愼を加へざるべからず即ち其の體度嚴正なると共に丁寧なることを要し其の心至公至平なるを期すると共に深切を旨とすることを忘るべからず、本條被告人に臨むに當り丁寧深切を旨とすべきことを訓示するは叙上の趣旨に外ならず

現行法は第九十四條を以て罪狀を自白せしむる爲め恐喝詐言を用ふべからずとの消極的規定を設くるも本法は前條及本條に於て正面より其の趣旨を示したるを以て此

の如き規定を存置するの必要なきものとし之を削除したり

第三百三十六條 被告人ヲ訊問スルトキハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘシ

【理由】 裁判所及豫審判事の爲すべき被告人訊問は必ず書記の立會を要す、現行法第九十二條第二項には急遽の際書記の立會を得る事能はさるときは立會人二名あることを要すとあるも本法は書記の立會なくして訊問することの不適當なるを認め此の如き例外規定を置かざることとせり

第三百三十七條 事實發見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證人と對質セシムルコトヲ得

【理由】 本條は實質に於て現行法第九十八條と異なることなし

第三百三十八條 被告人聲ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得

【理由】 本條の趣旨現行法第百條第一項に同じ

第三百三十九條 本章ノ規定ハ被疑者ヲ訊問スル場合ニ之ヲ準用ス但シ司法警察官訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立會ハシムヘシ

【理由】 檢事又は司法警察官第百二十九條又は第百二十七條に依り被疑者を訊問する場合に於ても被告人訊問の本旨に従ふべきは當然なり故に此の場合に於ても前數條の現定に準據すべきものと爲す

本條に従へは檢事被疑者を訊問する場合に於ては必ず書記をして之に立會はしめざるへからず而して司法警察官訊問を爲す場合には此の規定に依る能はざるを以て司法警察吏を以て書記に代ふることとせり

### 第十一章 押収及搜索

【理由】 現行法は押収及搜索を豫審の章に規定したるも本法は第九章に述べると同一の理由に因り之を總則中に規定せり

押収及搜索は物・住居又は身體に對して爲す一種の強制處分にして勾引、勾留と等しく個人の權利に直接の關係を及ぼし殊に犯罪に關與せざる者の利害に影響すること尠からざるを以て本法は公益の要求と個人の保護とを參酌して適當の規定を設けたり

押収は強制して爲すものあり強制處分に因らざるものあり差押及提出命令に因るものは前者に屬し領置は後者に屬す

第四百十條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノアルトキハ之ヲ差押フヘシ

裁判所ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者、所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命スルコト

ヲ得

【理由】 押收の目的物は證據物及沒收すべき物なり現行法第六六條は事實を證明するに足るべき物件を差押ふことを得る旨を規定するに止まるを以て單に沒收を必要とする物に付ては之を差押へ得べきや否や法文上疑なき能はず故に本條第一項を以て之を差押へ得べきことを明示したり

本條第二項に於ては物件提出の命令を認めたり現行法に於て此の命令を爲し得るや否やは議論の存する所なるを以て條文を以て之を明にし差押ふべき物一定せるときは之を指定して提出せしむるの便法を採用したり、物の所有者所持者又は保管者にして此の命令を受くるときは被告人の外皆提出の義務を有す被告人は供述の義務なきと同しく物を提出するの義務を負ふべきものに非ず

第四百十一條 裁判所ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノヲ差押へ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ該當セサル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限り之ヲ差押へ又ハ提出セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ發信人又ハ受信人ニ通知スヘシ但シ

通知ニ因リ審理ヲ妨クル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 郵便物は電信に關する書類にして發信人又は受信人の手にある時は證據物又は沒收物として當然之を差押ふる事を得べきも通信事務を取扱ふ官署其他の者に於て保管又は所持する者に關しては特別の規定あるに非されは之を差押ふるを得ず是れ本條を設くる所以なり、本條は被告人より發シ又ハ被告人に對して發したるものと其以外のものとを區別し前者は常に通信官署其他の占有者より之を差押へ又は之に對し提出を命ずる事を得後者は被告事件に關係ありと思料するに足るべき狀況あるときに限り之を差押へ又は其の提出を命ずる事を得べきものと爲す是れ信書の秘密を重んじ可成被告人以外の者の蒙る迷惑を尠からしむるの趣旨に出るなり

第四百十二條 被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得

【理由】 本法は差押の外領置の處分を認め所持者の存せざる遺留物竝任意に提出したる物に對しては差押を爲さずして之を領置し得ることとせり、領置は強制力を用ひざる押收なり

第四百十三條 裁判所ハ必要アルトキハ被告人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ狀況アル場合ニ限り搜索ヲ爲スコトヲ得  
 婦女ノ身體ノ搜索ニ付テハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 搜索は身體、物又は場所に就き之を爲すことを得而して第四百四十一條の場合と均しく被告人に對する場合と被告人以外の者に對する場合とを區別し前の場合には別に條件を定めざるも後の場合には押收すべき物の存在を認知するに足るべき狀況あるに非されは搜索を爲すことを得ざることをせり從て現行法の如く單に證據物藏匿の疑即ち單純なる推測のみを以て之を爲すことを得ざるなり

婦女の身體は其の生命ともいふべき節操と關係を有するものなれば之れか搜索を爲すに當りては之に因り生ずる無形の損害を考慮し特に慎重の方法を以て之に臨まざるへからず故に本法は急速を要する場合の外必ず成年の婦女の立會を要する旨を規定したり

第四百十四條 搜索ニ付テハ秘密ヲ保チ且搜索ヲ受クル者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

【理由】 搜索を受けたる者は犯罪に關係ありとの疑を受くることを免れざるを以て其の事實を公表せらるるに於ては其の名譽及信用を害すること尠しとせず故に搜索

を爲すに當りては能く其の秘密を保ち且搜索を受くる者の名譽を毀損せざることに注意せざるへからず

第四百十五條 搜索ヲ爲シタル場合ニ於テ證據物又ハ沒收スヘキ物ナキトキハ搜索ヲ受ケタル者ノ請求ニ因リ其ノ旨ノ證明書ヲ交付スヘシ

【理由】 一旦搜索を受けたるときは假令證據物又は沒收すべき物存せざりし場合と雖仍犯罪に關係ありとの疑を受くるの虞あり且押收物の有無明かならざるときは甚しく搜索を受けたる者をして不安を感せしむるを以て證據物並押收物なき場合に於ては請求に因り其の旨の證明書を交付すべきものと定む

第四百十六條 押收又ハ搜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得押收物ニ付亦同シ

【理由】 押收及搜索を爲すに當りては其の目的を達する爲鎖鑰、封緘の開披其他種々の處分を必要とすることありて一々之を列擧すること能はざるを以て著明なる例を示し廣く必要なる處分を爲し得べき旨の規定を設けたり、又押收に因りて裁判所の手に歸したる物即ち押收物に付ても同様必要の處分を要することあるべきを以て未段の規定を設け其の義務を明にす

第四百十七條 軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス

【理由】 本條は押收搜索の場所に關する重要な制限なり押收又は搜索は軍事上秘密を要する場所に於ても絶體に爲し得へからざるには非す然れども之か爲秘密を漏洩すへからざるや言を俟たす故に其の場所を主宰する者は秘密保持の必要上之を拒むべきを以て得べきものと爲す

第四百四十八條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元師、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ保管又ハ所持スル物ニ付前項ノ申立ヲ爲シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス

【理由】 本條は押收の禁止に關する規定をして證據物は裁判上必要なるも之を他人に開示するに因りて重大なる利益を害するか如き場合に於ては裁判上の必要と其の害とを比し輕重を考査して之か集取を爲すへきや否やを決せざるへからず本條規定する所は此問題に關するものなり、公務員又は公務員たりし者の保管又は所持する物職務上秘密にすへきものにして之か開示に因り帝國の安寧を害するときは押收を

爲す事を得ず現行法に依れば所持者たる公務員又は公務員たりし者に於て拒否すへきものとし其の承諾に依らされは之を差押ふることを得ざるものと爲す、本法は公務員の屬する監督官廳をして拒否せしむるを妥當と爲し所持者又は保管者には單に職務上の秘密に關するものなることを申立つる權を與ふるに止め監督官廳の承諾を以て押收の條件と爲したり

本條第二項に列記せる者は孰れも在職中天皇に直屬し之を監督する官廳なきを以て此等の者より秘密に關するものなることを申立てたる場合に於ては勅許を受くることを以て押收の條件と爲したり

第四百四十九條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、辯理士、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲保管又ハ所持スル物ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付差押ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(原法案中、辯護人の次に「辯理士」を加へらる。)

【理由】 本條は業務上委託を受けたる爲所持する物にして他人の秘密に關するものに付其の所持者に差押を拒むの權利を與へたる規定にして大體に於て現行法と趣旨を同じくす然れども現行法の如く本人即委託者の意思を顧みざるは理由なきことなるを以て本法に於ては委託者本人押收を承諾したるときは拒絶權なきものとせり

第五十條

裁判所ハ押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身體若ハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲ爲サシムルコトヲ得  
命令狀ニハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ  
命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ

【理由】 押收及搜索の處分は裁判所自ら之を行ふを原則とす即ち裁判所に於て裁判と執行とを兼ね行ふを普通とす然れども裁判と執行は必ずしも分離し得へからざるものに非ず裁判所は裁判を爲したる後其の執行を他の機關に委ね得るものとす即ち本法に於ては便宜を慮り裁判所に於て客體を指定し方式を備へたる押收又は搜索の命令狀を作り司法警察官に之か執行を命令し得るの規定を設けたり

第五十一條 司法警察官前條第一項ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ被告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押收スルコトヲ得

【理由】 司法警察官裁判所の命令に依り押收又は搜索を爲すに當り被告事件に關する他の證據物を發見したる場合に之を押收し得ざるに於ては反て證據の湮滅を促かすに至るの虞あるを以て本條の規定を設けたり

第五十二條 司法警察官前二條ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲シタルトキハ檢事ヲ經由シテ之ニ關スル書類及押收物ヲ裁判所ニ差出スヘシ

【理由】 本條は前二條の結果として當然履むべき手續を規定したるものなり

第五十三條 裁判所押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假ニ之ヲ押收シテ檢事ニ送付スルコトヲ得  
檢事前項ノ規定ニ依リ押收シタル物ヲ留置スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ還付スヘシ

【理由】 本條に於ては裁判所押收、搜索を爲すに當りて他の犯罪に關する顯著なる證據物を發見したるときは假りに之を押收して檢事に送付し得べき旨を定む蓋し偽造貨弊、偽造文書等の如き顯著なる犯罪の證據物は現に處分を爲す事件に關係なしと雖之を押收せされは公益の要求を充すこと能はざるを以てなり

第五十四條 押收又ハ搜索ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ之ヲ爲スヘキ地ノ豫審判事、區裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得  
受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得  
受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ノ爲ス押收又ハ搜索ニ付テハ裁判所ノ爲ス押收又ハ搜索ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四百十一條第三項ノ通知ハ裁判所之ヲ爲スヘシ

【理由】 本條は押收搜索は部員をして之を爲さしめ又は之を相當官署に囑託し得ることを規定したるものにして第九十三條第九十四條と其の趣旨を同じくす

**第二百五十五條** 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押収又ハ搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス

猶豫スヘカラサル場合ニ於テハ前項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ調査ニ記載スヘシ

日没前押収又ハ搜索ニ着手シタルトキハ日没後ト雖モ其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

【理由】 本條は押収、搜索に關する時、制限を規定するものにして其の原則とする所は現行法第七十八條第三項に同じ

猶豫すへからざる場合を例外としたるは物の所持者之を携帯して逃亡せむとするか如き危急の場合を慮りたるものなり

日出前著手したる押収、搜索を日没後迄繼續し得ることは既に間接國稅犯則者處分法の規定する所なり既に着手したる處分を中途に於て止むるは不便少からず而して斯る場合に於て之を繼續するは新に着手するに比し被告人其他の者に迷惑を及ぼすこと少かるへし故に本法は此の規定を採用したり

**第二百五十六條** 左ノ場所ニ於テ爲ス押収又ハ搜索ニ付テハ前條第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

一 賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セララルモノト認ムヘキ場所

二 旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所但シ公開シタル時間内ニ限ル

【理由】 本條は押収搜索に關する時の制限に對する例外を規定す、本條第二號は現行法第七十八條第三項但書に定むるところと同じ、第一號は現行刑事訴訟法中之を存せざるも行政執行法に於ては此の如き場所に付時の制限を置かざる旨を規定す條に之を加へたるは司法處分を爲すに付ても亦之を制限外に置くを相當と認めたるに依るものなり

**第二百五十七條** 公務所又ハ軍所用ノ廳、若ハ艦船ノ内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ

前項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ船舶ノ内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ此等ノ者ヲシテ立會ハシムルコト能ハサルトキハ隣人又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

【理由】 本條は押収搜索に立會ふべき者を定む、本條第二項は大體現行法第百條第二項と其の趣旨を同じくし、現行法に於ては官署公署又は軍所用の廳舎、艦船に於ける押収、搜索に付特に立會の規定を置かざるも本法は之を必要と認め本條第一項の規定を新設せり

**第二百五十八條** 検事、被告人又ハ辯護人ハ押収又ハ搜索ニ立會フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被告人ハ此ノ限ニ在ラス

押収又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ被告人ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ得

【理由】 拘禁せられざる被告人に押収、搜索の處分に立會ふの權利を與へたるは現行法第八八條に同じ、現行法に於ては豫審中辯護人を選任することを得ざるを以て豫審の章には辯護人の立會を許す規定を存せず而て公判の編には此の點に付何等の規定をも置かざるを以て結局辯護人は全く立會ふの權を有せざることと爲るへし然れとも被告人に與へて辯護人に與へざるは理由なきことなり之に由て本條は辯護人に立會の權あるを明示せり、而て本條の規定は豫審にも適用せらるるものなれば本法の下に於ては公判中なると豫審中なるとを問はず辯護人に於て立會の權を有するものなり、検事に付ては現行法何等の明文を設けざるも其立會の權を有するは言を俟たず本條に檢事を加へたるは之を明示して疑の餘地なからしめたるものなり

**第二百五十九條** 押収又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫メ前條ノ規定ニ依リ其ノ處分ニ立會フコトヲ得ヘキ者ニ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 押収、搜索の處分を爲すヘキ日時、場所を檢事其他之に立會ふ權利を有する者に通知すヘキは當然なり然れとも急速の處分を要する場合に於て事實上不能の場合多かるヘきを以て但書を置き必ずしも本則に依るを要せざる旨を規定せり

**第六十條** 押収又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムコトヲ得

【理由】 檢事は總ての場合に於て司法警察官吏をして補助を爲さしむることを得るも裁判所は特に明文なき以上は司法警察官吏を使用することを得ず故に本條を以て裁判所にも此の權あることを明にしたり

**第六十一條** 押収又ハ搜索ノ處分中ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ禁止ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ處分終ル迄之ヲ留置スルコトヲ得

【理由】 本條の趣旨現行法第一百一一條と異なることなし

**第六十二條** 押収又ハ搜索ノ處分ヲ中止スル場合ニ於テ必要アルトキハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クヘシ

【理由】 本條の趣旨現行法第七七條に同じ

**第六十三條** 押収ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者、所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ品目ヲ記載シタル調書又ハ目録ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スヘシ

【理由】 本條は押収を受けたる者の請求あるとき第五十七條第二項に依り調製すべき調書又は目録の謄本又は抄本を交付すヘキことを定む蓋し押収を受けたる者の權利を確保せむか爲めなり



**第六十四條** 押收物ニ付テハ喪失又ハ毀損ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ  
運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ看守者ヲ置キ又ハ所有者其他ノ者ヲシテ之ヲ保  
管セシムルコトヲ得

危険ヲ生スル虞アル押收物ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

【理由】 押收物は裁判所の占有に歸するものなるを以て裁判所は所有者其の他權利  
者の利益を保護する爲め相當の處置を爲し其の滅失毀損を防かざるへからず  
押收物は必ずしも裁判所に持來ることを必要とするものに非ず運搬又は保管に不便  
なる物は所有者其他の者をして之を保管せしめ又は看守者を置くことを得せしむ、  
末項に所謂危険を生ずる虞ある物とは爆發物の如き物をいふ之を廢棄することを得  
せしむるは當然なり

**第六十五條** 押收スルコトヲ得ヘキ押收物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ保管ニ  
不便ナルモノハ之ヲ賣却シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

【理由】 沒收することを得べき物は國家に歸屬し結局公賣に付すべきものなるを以  
て本條の如く處分するを妨げざるも單に證據として押收する物に付ては此の如き處  
分を爲すことを許さず若し公賣して代價を保管することとせば全く押收の意義を失  
ひ始めより押收せざるか又は速に還付するを相當とすへし本條の處分を沒收物に限  
りたるは此の理由に因る

**第六十六條** 押收物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被告事件ノ終結ヲ待タス檢事ノ意見ヲ  
聽キ決定ヲ以テ之ヲ還付スヘシ

押收物ハ所有者、所持者、保管者又ハ差出人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ  
假ニ之ヲ還付スルコトヲ得

【理由】 押收は事件の終了に至る迄持續するを普通とすれども此の原則を固守する  
ときは故なく物の利用を妨ぐると同時に官廳に無用の煩累を及ぼすの虞あるを以て  
本條を以て還付及假還付の規定を設けたり

**第六十七條** 押收シタル贓物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明白  
ナルトキニ限り被告事件ノ終結ヲ待タス檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ被害者ニ還付  
スヘシ

前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

【理由】 贓物は元來被害者の訴訟上の請求を待て之に還付するを本則とすれども事  
件單純にして之を還付すべき理由明瞭なるときは其手續を要せずして之を還付して  
可なり、故に第三百七十三條に於ては事件の終結と同時に此の處分を爲し得べきこ  
とを規定し本條第一項に於ては事件の終結を待たず此の處分を爲し得べきことを明  
にせり

本條第一項の處分は被害者の權利を確定するものに非ず故に相當の理由あるときは

利害關係人は還付を受けたる被害者に對して其の取戻を求め又は損害賠償の請求を爲し得べきものとす

**第六十八條** 押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘシ

【理由】 本法は押収、搜索の處分には必ず書記の立會を要するものとし特に明文ある場合の外現行法に於けるか如く書記以外の立會人を認めず

**第六十九條** 豫審判事ハ押収及搜索ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス

【理由】 押収及搜索の規定は豫審公判に共通すべきものなるか前數條は皆裁判所を本位として規定したるを以て本條を以て豫審判事の職權を定め豫審に於ても同一の法則に従ふべきことを明にす

**第七十條** 檢事ハ第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限リ押収若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限リ押収若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官押収ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ速ニ押収物ヲ檢事ニ送付スヘシ但シ第六十四條第二項又ハ第三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

【理由】 檢事又は司法警察官が現行犯其他特定の事件に付被疑者を逮捕し又は之に對して勾引狀又は勾留狀を發する等強制處分を爲し得べきことは前に述べたる所なり本條は同一の場合に於て檢事又は司法警察官が法律に定めたる區別に従ひ押収又は搜索をも爲し得べきことを規定す是れ現行法第四百四十四條第四百四十六條第四百四十七條に依り現行犯に對して爲すべき特別の處分と其の趣旨を同じくするものなり

**第七十一條** 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り押収又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得

【理由】 現行犯を逮捕し又は之に對して勾引狀を發したる場合に檢事、司法警察官が押収又は搜索の處分を爲し得ることは前條の認むるところなり、本條は現行犯ありたる場所に就き押収搜索を爲す場合に付特例を認むるものなり即現行犯ありし場所人の住居又は人の看守する邸宅、建造物、艦船なるときと雖とも急速を要するときは時の制限なく其場所に立入り前記の處分を爲し得べきことを規定す行政執行法第二條の規定に比較するも刑事訴訟法に此の規定を置くの當然なるは言を俟たず

**七十二條** 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官吏ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り犯人ヲ逮捕スル爲搜索ヲ爲スコトヲ得檢事又ハ司法警察官吏現行犯人ヲ逮捕スル爲追行シタル場合

ニ於テ犯人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ逃入りタルトキ亦同シ  
**【理由】** 人の住居又は人の監守する邸宅、建造物若ハ艦船内に現ニ犯ある場合に於テ犯人逮捕の爲ニ爲す搜索に付ても急速を要するときは時ニ制限なく其の場所に立入ることを許すものとす現行犯人を逮捕するか如き場合は極めて急速を要し立會人を求むる暇なきこと多きに居るを以てなり、現行犯人を逮捕する爲追行したる場合に於テ犯人此等の場所に逃入りたるるとき亦同一の規定に従ふは處分を異にすへき理由なきに由る

**第七十三條** 司法警察官吏勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要アルトキハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ入り搜索ヲ爲スコトヲ得

**【理由】** 現行法第七十八條に於ては巡查、憲兵卒に此の權限を認めたるも其の指揮を爲す司法警察官に此の權限を認めざるは狭きに失するを以て之を補正したり  
 本條の場合に於ける時の制限並立會人に關する規定の準用に付きては次條に定むる所なり

**第七十四條** 第四百十條乃至第四百十九條、第五百十三條、第五百五十五條乃至第五百七條及第六十一條乃至第六十七條ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外檢事又ハ司法警察官ノ爲ス押收又ハ搜索ニ付之ヲ準用ス

**第四百十六條**、**第四百十七條**、**第五百五十五條**乃至**第五百五十七條**及**第六十一條**ノ規定ハ

別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外司法警察官ノ爲ス搜索ニ付之ヲ準用ス

**第七十二條**ノ搜索ヲ爲ス場合及**第二十三條**第三號乃至**第六號**ノ規定ニ依リ發シタル勾引狀ヲ執行スル爲前條ノ搜索ヲ爲ス場合ニ於テハ**第五十七條**第二項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

**【理由】** 檢事、司法警察官の爲す押收及搜索に付ては大體裁判所の爲す押收及搜索に關する規定に依るべきものとして本條列記の條文を準用す、**第五十條**乃至**第五十二條**を準用せざるは檢事、司法警察官の特別處分は**第七十條**に依り當然押收搜索ノ命令を爲し得べきを以てなり、**第六十條**の準用なきは檢事及司法警察官は其職務の性質上當然配下の警察官吏に命じて補助を爲さしむるを得るを以てなり**第六十八條**の準用なきは急速の處分を要する場合に必ず裁判所書記の立會を必要とするときは書記の配置少なき檢事局にては不便を感ずること少からず又司法警察官には此機關なく當然此規定に依ることを得ざるを以てなり  
 司法警察吏の爲す搜索は被告人逮捕の爲にのみ爲すものなれば此の場合に付必要な規定のみを準用せり

第三項は前二項の準用法文中**第五十七條**第二項を除外すへき特別の場合を定めたるものにして何れも急速の處分を必要とするに由るものなり

## 第十一章 檢 證

【理由】 現行法は檢證の規定を豫審の章に置きたるも本法は第九章に述ふると同一の理由に因り改めて之を總則中に置くこととせり

現行法は檢證と搜索及物件差押とを同一の章に規定したるも檢證は檢證物を實驗する證據調にして證據物を發見し又は之を保全する強制處分と其の性質を異にするか故に本法に於ては之を各別に規定することとせり

第七十五條 裁判所ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ檢證ヲ爲スヘシ

【理由】 現行法第二百二條は犯所又は其の他の場所に臨みて爲す旨を規定するも檢證は本と檢證物を實驗する證據調にして裁判所の内外を問はず之を行ふべきものなるを以て之を本條の如く改めたり

第七十六條 檢證ニ付テハ身體ノ檢査、死體ノ解剖、墳墓ノ發掘、物ノ毀壞其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體ノ檢査ハ一定ノ證據ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

婦女ノ身體ヲ檢査スル場合ニ於テハ醫師又ハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ

死體ヲ解剖シ又ハ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テハ禮意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族アルト

キハ之ニ通知スヘシ

【理由】 檢證を爲すには種々の處分を爲すことを要し法律を以て之を制限することを得ず故に本條第一項に於て其の重要なものを例示し廣く其の他必要な處分を爲し得る旨を規定せり

身體に對する檢證は身體の不可侵權に關係を有するものなるを以て被告人以外の者の身體の檢證には一定の條件を附し一定の證據の存否を確認するに必要な場合に限り之を爲し得べきものとせり

本條第三項に於ては婦女の身體檢査に付第四百四十六條第三項と同一の趣旨に依り醫師又は成年の婦女の立會を要することと爲したり

死體又は墳墓の保全に付ては刑法を以て其の侵犯に對する制裁を定め之を保護することに留意せり刑事訴訟手續上檢證を爲すか爲死體を解剖し墳墓を發掘するか如きは必要止むを得ずと雖之を爲すに當りては禮意を失はざることには注意し我固有の良俗に背戻せざることとを念とすへきは當然なり殊に遺族在るときは之に通知したる上之を爲すを穩當とす故に新たに本條第四項の規定を設けて其の義を明にす

第七十七條 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ檢證ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達スルコト能ハサル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

日没前檢證ニ着手シタルトキハ日没後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得  
第五百十六條ニ規定スル場所ニ付テハ第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

【理由】 本條は檢證に關する時の制限を規定したるものにして其の原則とする所は  
押收、搜索の場合と異なることなし、唯本條に於ては日出後に至れば檢證の目的を  
達する能はざる場合を例外として規定したり日出後に至れば檢證すべき状態に變動  
を生ずるか如き場合又は特に夜間檢證するに非されは必要の事項を發見する能はさ  
る場合あるを以てなり

第七十八條 第四百七十七條、第五百五十四條、第五百五十七條乃至第六十二條及第六十  
八條ノ規定ハ檢證ニ付之ヲ準用ス

【理由】 檢證に付ても押收、搜索に關する規定を準用し左の規定に従はしむ  
(一) 軍事上の祕密を要する所に於ける檢證に付ては其の長又は之に代るべき者の承諾  
を得るを要す

(二) 檢證は部員に命して之を爲さしめ又は相當官憲に囑託することを得

(三) 官署、公署又は軍事用の廳舎若は艦船内に在りては其の長又は之に代るべき者に  
通知して之に立會はしむることを要す

(四) 檢事、不勾留の被告人及辯護人に立會の權を認め急速を要する場合の外檢證の日  
時及場所を立會權ある者に豫め通知するを要す

(五) 必要あるときは司法警察官吏をして補助を爲さしむることを得

(六) 檢證の場所に他人の出入を禁し之に従はざる者は之を退去せしめ又は處分中之を  
留置することを得

(七) 處分中止の際は其の場所を閉鎖し又は看守者を置くべきものとす

(八) 檢證の處分には裁判所書記をして立會はしむることを要す

第七十九條 豫審判事ハ檢證ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス

【理由】 本條は第六十九條と同一の趣旨に依るものなり

第八十條 檢事ハ第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタル場  
合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警  
察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官  
ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

第八十一條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ  
於テ急速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り檢證ヲ爲スコ  
トヲ得

【理由】 檢事及司法警察官カ現行犯其ノ他特定ノ事件に付檢證を爲し得べきことを  
定めたるものにして其の範圍並條件は大體押收及搜索に付規定するところと異なる

ことなし

第八十二條 變死者又ハ變死ノ疑アル死體アルトキハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事檢視ヲ爲スヘシ  
前項ノ處分ニ因リ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ引續キ檢證ヲ爲スコトヲ得

檢事ハ司法警察官ヲシテ前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サシムルコトヲ得

【理由】 變死は犯罪に起因する場合尠からず從て變死者又は變死の疑ある死體あるときは所在地を管轄する地方裁判所又は區裁判所の檢事をして其の檢視を爲すの職責を有せしむ

本條第一項の處分を爲したる結果犯罪あることを發見したる場合に於て普通の手續に従ひ起訴したる上豫審判事又は裁判所の檢證を求むるときは遅延の爲其の目的を達し得ざる場合多かるへし故に此の場合に於ては檢事自ら引續キ檢證を爲し得るものとす

檢事自ら檢視又は檢證を爲すは實際の便宜に適せざることあり故に司法警察官をして之を爲さしむることを得るものと爲す

第八十三條 第四百十七條、第五百十七條、第六十一條、第六十二條、第七十六條及第七十七條ノ規定ハ檢事又ハ司法警察官ノ爲ス檢證ニ付之ヲ準用ス

【理由】 檢事及司法警察官の檢證は大體裁判所の爲すべき檢證と同一の規定に従はしむ、本條準用すべき規定を列記し其の趣旨を明にす

### 第十三章 證人訊問

【理由】 證人訊問は重要な證據調たると同時に個人の利害に影響する所鮮からざるを以て本法は公益の要求と私人の利益とを顧慮し現行法の不備を補正するに付遺漏なきを期したり、而て現行法は之を豫審の章に規定したるも本法は第九章に示す所と同一の趣旨に依り改めて之を總則中に規定したり

第八十四條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

【理由】 我裁判權に服從する者は其身分、國籍の如何を問はず證人として裁判所の訊問を受くるの義務を負擔するを原則とす本法は本章の冒頭に於て此の原則を明示したり

第八十五條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ知得タル事實ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍々令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者前項ノ申立ヲ爲シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス

【理由】 本條乃至第百八十八條は證言の義務を免除すべき場合を規定す

本條は職務上の祕密に關することを申立たる事項に付勅許を受け又は監督官廳の承諾を得るに非されは訊問することを許さざることを規定するものにして押收、搜索に付第百四十八條に規定する所と其趣旨を同じくす

第百八十六條 左ニ掲クル者ハ證言ヲ拒ムコトヲ得

一 被告人ノ配者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ被告人ト此等ノ親族關係アリタル者

二 被告人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人

三 被告人ヲ後見人、後見監督人又ハ保佐人ト爲ス者

共同被告人ノ一人又ハ數人ニ對シ前項ノ關係アル者ト雖他ノ共同被告人ノミニ關スル事項ニ付テハ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

【理由】 被告人と各號列擧の如き關係ある者に證言拒絶の權利を認めたるは情誼を重んずる 因る蓋し本條に列記する者は情誼上被告事件に關し供述することを憚るものなり然るに強て供述を爲さしむるは人情に反するを以て證言の義務を免除する

を相當と認む

共同被告人の一人又は數人に對し親族其の他の關係のりと雖他の共同被告人のみに關する事項に付ては證言を拒むべき理由なきを以て第二項の規定を設けたり

第百八十七條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、辨理士、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノニ付證言ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(本條中辯護人の次に辨理士を加へらる)

【理由】 本條に於て業務上祕密を守るべき事項に付證言拒絶の權利を認めたるは現行法第百二十五條第二項と其の趣旨を同じくす唯現行法に於ては醫師其の他本條に列擧したる者か證言を爲すと否とは其の者の意思に依り決すべきものとせるも本法は之を改め押收に關する場合と同じく祕密に付利益を有する本人の承諾あるときは證言を拒絶することを得ざるものとせり

第百八十八條 證言ヲ爲スニ因リ自己又ハ自己ト第百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者刑事訴追ヲ受クル虞アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得

現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アリトシテ起訴セラレ未タ確定判決ヲ經サルトキ亦前項ニ同シ

【理由】 法律を以て自己又は自己と第八十六條の關係ある者の犯罪を供述するの義務を負はしむるは人情を無視し事理に反す犯罪を供述せしめざるも犯罪を推定せらるるの虞ある事項を供述せしむるも亦同じ本條を以て證言拒絶の權利を認めたるは此の理由に基くものなり

第八十九條 證言ヲ拒ム者ハ之ヲ拒ム事由ヲ疏明スヘシ但シ前條ノ場合ニ於テハ其事由ノ相違ナキ旨ノ宣誓ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ得

證言ヲ拒ム者之ヲ拒ム事由ヲ疏明スルコト能ハサルトキ又ハ宣誓ヲ爲ササルトキハ決定ヲ以テ其ノ申立ヲ却下スヘシ

【理由】 證言を拒む者をして之を拒む事由を疏明せしむることは現行法第二百二十五條第二項に同じ但し第八十八條の場合に於ては實際上疏明を爲すことの困難なる場合多かるべきを以て宣誓を以て疏明に代ふることを許したり、證言を拒む者疏明を爲す能はざるか又は前記の宣誓を爲さざるときは決定を以て拒絶の申立を却下すべきものとす

第九十條 召喚ヲ受ケタル證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處シ且出頭セサルニ因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條は現行法第一百八十八條第一項と其趣旨を同じくす、異なる所は現行法の

如く秩序罰の性質を有する制裁に罰金の名を付するの適當ならざるを慮り之を過料に改めたり

第九十一條 召喚ニ應セサル證人ニ對シテハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第一百八十八條第二項と其の趣旨を同じくす

第九十二條 第八十四條及第九十九條ノ規定ハ證人ノ召喚ニ付之ヲ準用ス

【理由】 證人の召喚は召喚状を送達して爲すを本則と爲すべきこと被告人の召喚と異なることなく又被告人の召喚と同じく簡易の方法に依ることを得しむるを便とするか故に被告人の召喚に關する第八十四條及第九十九條を證人の召喚に準用したり

第九十三條 第八十八條、第九十條乃至第九十五條及第九十九條ノ規定ハ證人ノ勾引ニ付之ヲ準用ス

【理由】 證人の勾引は勾引状を發して之を爲すべきものにして勾引状の執行方法は被告人の勾引と異なることなし本條被告人の勾引に關する法條を準用して其義を明にす

第九十四條 證人ノ召喚狀又ハ勾引狀ニハ其ノ氏名及住居、被告人ノ氏名並被告事件ヲ記載シ裁判長之ニ署名捺印スヘシ

召喚狀ニハ出頭スヘキ年月日時及場所並出頭セサルトキハ過料ニ處シ且勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ



召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クトモ二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘシ但急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條第一項及第二項は召喚狀及勾引狀の形式を定めたるものにして其の第一項に於て證人の召喚狀及勾引狀に氏名、住居の記載を要するものとしたるは當然のことにして説明の要なく被告人の氏名及被告事件を記載せしむることとしたるは證人をして如何なる事件に付訊問を受くべきやを知らしむるを適當と認めたるに因る、第二項は現行法第百十五條第二項と其の趣旨を同じくす、第三項は現行法第百十五條第三項と同趣旨にして異なる處は但書に於て急速を要する場合を除外し實際の必要に應せしめたるの點に在り

第百九十五條 證人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキカ否及第百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者ナリヤ否ヲ取調フヘシ

第百八十六條第一項ニ規定スル關係アル者ニハ證言ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告クヘシ

【理由】 本條第一項は現行法第百二十一條と其趣旨を同じくす、現行法に於て氏名年齢等を問ふべき旨規定したるは人違なきや否やを取調ふるを目的とするものにして本法と趣旨を異にするものに非ず、被告人と親族其他第百八十六條第一項に規定したる關係を有する者は證言を拒む權利を有す然るに此等の者權利あることを知らざる爲之を行任せざる場合なきを保する能はず故に本條第二項に於て此等の者に證

言拒絶の權ある旨を告知すべきものと爲したり

第百九十六條 證人ニハ宣誓ヲ爲サシムヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 別段の規定ある場合の外證人をして宣誓を爲さしむることは現行法と異なることなし

第百九十七條 宣誓ハ訊問前之ヲ爲サシムヘシ但シ宣誓ヲ爲サシムヘキ者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ訊問後之ヲ爲サシムルコトヲ得

【理由】 宣誓は訊問前之を爲さしむるを本則と爲すも訊問を爲したる後に非されは宣誓を爲さしむべきや否や疑はしき場合あるを以て新に後段の規定を設けたり

第百九十八條 宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ但シ訊問後宣誓ヲ爲ス場合ニ於テハ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ  
裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ證人ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ

【理由】 本條第一項及第二項は現行法第百二十二條と同趣旨にして訊問後宣誓を爲す場合を附加したるに過ぎず、現行法は裁判所書記宣誓書を讀み聞かす旨規定するも宣誓の形式は極めて嚴肅なることを要するを以て本條第二項に於ては裁判長自ら起立して之を朗讀することに改めたり、此場合に於て被告人は勿論檢事辯護人其の

他法廷に在る者悉く起立すへきことは明文を俟たずして當然行はるへきことなり  
第九十九條 宣誓ヲ爲サシムヘキ證人ニハ宣誓前偽證ノ罰ヲ告クヘシ

【理由】 宣誓前偽證の罰を諭告することは從來慣行せらるる所なるも明文を置くを  
相當と認め本條の規定を設けたり

第二百條 證人ノ宣誓ハ各別ニ之ヲ爲サシムヘシ

【理由】 宣誓の重要な手續たることを認め極めて嚴肅に之を行ふへきものと爲し  
たる結果同時に爲さしむることを不當と認め必ず各別に爲さしむへきものと定む

第二百一條 證人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ宣誓ヲ爲サシメヌシテ之ヲ訊問スヘシ  
一 十六歳未満ノ者

二 宣誓ノ本旨ヲ解スルコト能ハサル者

三 現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アル者又ハ其ノ嫌疑アル者

四 第九十六條第一項ニ規定スル關係アル者ニシテ證言ヲ拒マサルモノ

五 第九十八條ノ場合ニ於テ證言ヲ拒マサル者

六 被告人ノ雇人又ハ同居人

前項第三號ノ規定ノ適用ニ付テハ犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虚偽ノ鑑定  
通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ノ犯人ハ其ノ本犯ノ共犯ト看做ス

第一項ニ掲クル者宣誓ヲ爲シタルトキト雖其ノ供述ハ證言タルノ效力ヲ妨ケララルコト

ナシ

【理由】 本條は宣誓を爲さしめずして訊問すへき場合を規定す證言に信を置く能は  
ざる場合に宣誓を爲さしめざること近來の立法の傾向なれとも之を概括的に規定す  
るときは法の運用上支障尠からざるを以て本法は現行法と同しく其の主要なる場合  
を列擧して規定するに止めたり、而て現行法に於ては本條に列擧したる者の外公權  
を剝奪せられ又は停止せられたる者、重罪事件又は重禁錮の刑に當るへき輕罪事件  
に付公判に付せられたる者並供述を爲すへき事件に付曾て訴を受け證憑不十分の爲  
免訴と爲りたる者並民事原告人及之と特種の關係ある者の證人と爲ることを許さず  
して事實參考の爲宣誓せしめずして之を訊問するを得る旨を規定すれとも本法に於  
ては此等の者の宣誓義務を免除すへき理由を認めさりしなり

本條第二項に列擧したる罪の犯人か其の本犯の被告事件に付爲す證言は信を措き難  
き點に於て其の本犯の共犯の爲す證言と異なることなし故に第二項の規定あり  
本條第一項に列擧したる者の供述は決して證言たるの效力を有せざるに非ず而して  
偶々此等の者が宣誓を爲して供述したるときは違法たることを免れざるも之を無効  
に歸せしむへき理由毫も存せず即ち本條第三項を以て此の趣旨を明にす

第二百二條 證人ノ供述證人若ハ之ト第九十六條第一項ニ規定スル關係アル者ノ恥辱ニ  
歸シ又ハ其ノ財産上ニ重大ナル損害ヲ生スル虞アルトキハ宣誓ヲ爲サシメヌシテ之ヲ訊

問スルコトヲ得

110

【理由】 本條は裁判所の裁量に依り宣誓を爲さしめずして訊問するを得べき場合を規定したるものなり即證人の供述か證人又ハ其の親族其の他の者の恥辱に歸し又は其財産に重大なる損害を生ずる虞ある場合に於ては其の供述に信を措き難き場合多かるべきを以て裁判所は宣誓を爲さしめずして之を訊問するを得べきものと爲す

第二百三條 證人ハ各別ニ之ヲ訊問スヘシ  
後ニ訊問スヘキ證人在廷スルトキハ退廷ヲ命スヘシ

【理由】 本條第一項は現行法第二百二十七條の本文と趣旨を同しくす  
本條第二項の規定は第一項より生ずる當然の結果なり

第二百四條 事實發見ノ爲必要アルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第二百二十七條但書と趣旨を同しくす

第二百五條 證人ニハ訊問事項ニ付連絡シタル供述ヲ爲サシムヘシ  
必要アル場合ニ於テハ證人ノ供述ヲ明白ナラシメ又ハ其ノ眞否ヲ判斷スル爲適當ナル訊問ヲ爲スヘシ

【理由】 本條は證人訊問に關する訓示的規定なり證人の訊問は眞情を得るに最も適當なる方法に依るべく訊問すべき人の熟練に待つこと多き故に法律を以て之を制

限すべき謂はれなし然れども訊問事項を定めて斷片的に問を發し之に對して斷片的に答を求め爲に證人の供述前後の連絡を缺き之を聞く者又は其の調書を讀む者をして眞偽を判斷するに由ならしむるか如き又は押問答の爲證人をして支離滅裂の供述を爲さしめ人をして了解に苦ましむるか如きは最も拙劣なる取調なり故に本條第一項を以て連絡したる供述を爲さしむべきことを示し此の如き弊に陥ることなからしめむとしたるものなり

本條第二項の規定は殆と言ふを要せざる如くなるも證人の陳述曖昧なるも之を確むることを爲さす又其の眞偽に付疑あるも之を判別することを努めざるか如きは非常なる怠慢なるに拘らす時として經驗に乏しき審問官の陥り易き弊なるを以て特に此規定を示し過誤なからしめんことを期したり

第二百六條 證人ニハ其實驗シタル事實ニ因リ推測シタル事項ヲ供述セシムルコトヲ得  
前項ノ供述ハ鑑定ニ屬スル故ヲ以テ證言タルノ效力ヲ妨ケララルコトナシ

【理由】 證言は訴訟外の實驗に基き過去の事實を供述することを本質とするものなり本法に於ても亦之を認めざるに非ず然るに實際に於て證人は實驗したる事實より推測したる事項を供述することあり而して其推測は普通の智識を以て爲し得べきものあり特別の智能を以てするに非されは爲し得へからざるものあり特別の智能を以て推測したる事項の供述は嚴格の意味に於ては證言に非ずして寧ろ鑑定の性質を有

す而して多くの場合に於ては此の點に付疑を生ずることなかるへしと雖も時としては實驗と推測との間に明確なる分界をなす能はざることあり又普通の知識に依る推測と特別の知能に依る判断と分別すること極めて困難なる場合あり故に推測に屬することを理由として別に鑑定人の宣誓を要するものと爲すは甚た不便なるのみならず屢々宣誓の效力に付疑を生ずるの虞あり之に由て推測も亦之を證言の一部と看做すを至當と認め又は其の性質鑑定に屬するの故を以て證言たるの效力を失はしめざるものとし本條の規定を設けたり

第二百七條 第八十五條、第三百三十六條及第三百三十八條ノ規定ハ證人ノ訊問ニ付之ヲ準用ス

【理由】 證人は被告人と同じく出頭したるときは速に之を訊問すべく證人裁判所構内に在るときは召喚せざる場合と雖之を訊問することを得べく、其の訊問には裁判所書記の立會を必要とし聾者、啞者の訊問に書面を用ふることを得へし

本條被告人の召喚並被告人の訊問に關する法條を準用して其の義を明にす

第二百八條 證人ハ必要アル場合ニ於テハ裁判所外ニ之ヲ召喚シ又ハ其ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得

【理由】 證人の出頭すべき場所は多くの場合に於ては裁判所なり然れとも犯所其他の場所に於て證人を訊問し又は其の所在に付之を訊問する必要がある場合尠からす現行法に於ても第一百十條、第一百五條、第二百一一條等に同趣旨の規定あり本法は之を

一括して本條に規定す

第二百九條 親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ハ其ノ現在地ヲ管轄スル裁判所ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

帝國議會ノ議員議會ノ開會中開會地ニ滞在スルトキハ其ノ滞在地ヲ管轄スル裁判所ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

【理由】 本條の趣旨現行法第三百十條に同じ現行法の如く皇族證人なる場合の規定を設けざるは皇族の身位其他の權義に關する規定は皇室典範の示す所に從ひ特別の法規に讓るべきものと爲したるに因る

第二百十條 證人正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ百圓以下ノ過料ニ處ス第百八十九條第一項但書ノ場合ニ於テ虚偽ノ宣誓ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條ノ趣旨現行法第二百二十六條に同じ、罰金を過料に改めたるは第九十條に付説明したる所に同じ、虚偽の宣誓を爲したる場合を加へたるは宣誓を以て證言を拒む事由の疏明に代ふるを得るの制を設けたるを以てなり

第二百十一條 裁判所ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ證人ノ同行ヲ命スルコトヲ得證人正當ノ事由ナクシテ同行ヲ肯セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

【理由】 本條の趣旨現行法第二百二十八條に同じ

**第二百十二條** 裁判所外ニ於テ證人ヲ訊問スヘキトキハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ證人ノ現在地ノ豫審判事、區裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ證人ノ訊問ニ關シ裁判所又ハ裁判長ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但シ第九十條及第二百十條ノ決定ハ裁判所亦之ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條第一項は現行法第九十一條を修正したるものなり現行法は證人正當の事故に因り出頭する能はざることを疏明したる場合に其の所在に付き訊問せしむる旨を規定するも狭きに失するを以て裁判所外に於て訊問すべきときと改めたり

本條第二項及第三項の規定は第五十四條第二項第三項と其の趣旨異なることなし

**第二百十三條** 豫審判事ハ證人ノ訊問ニ關シ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

【理由】 證人訊問も亦裁判所を本位として規定したるを以て本條に依り豫審判事の權限を定め豫審に於ても前數條の規定に従ふべきことを示す

**第二百十四條** 檢事ハ第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタル

場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限り第八十四條乃至第二百十一條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スル事ヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訴提起前ニ限り第八十四條乃至第二百十一條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

【理由】 本條は檢事及司法警察官の爲す證人訊問に關する規定なり本條に規定する場合に於て檢事及司法警察官が押收、搜索並檢證を爲し得べきことは已に述べたる所なり、同一の場合に於て檢事及司法警察官をして證人を訊問することを得さしめたるは之と同一の理由に基くものなり

**第二百十五條** 檢事又ハ司法警察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

(原法案、檢事證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシメサルコトヲ得司法警察官ハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス)とありたるを修正されたり)

【理由】 檢事證人を訊問すへき場合に於ても供述の正確を期する爲之に宣誓を命ずるの權を與ふるは當然なり唯檢事の訊問したる證人は後に裁判所又は豫審判事に於て更に訊問すへき場合多かるべきを以て必ずしも宣誓を命ずるに及はざるものとし之を命ずると否とは當該檢事の裁量に一任す(原法案理由)

司法警察官に宣誓を爲さしむるの權を與ふるは從來の觀念に反し其の地位に顧て穩當ならざるを以て第二項の規定を設けたり

**第二百十六條** 司法警察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立會ハシムヘシ

【理由】 本法證人訊問には必ず裁判所書記の立會を要することと爲し其の規定は第二百十四條に依り檢事訊問を爲す場合に準用すべきものなり、司法警察官の爲す訊問に付司法警察吏の立會を必要とするは第三百二十九條と同一の趣旨に出づ

**第二百十七條** 第二百十四條ノ規定ニ依リ證人ヲ過料ニ處シ又ハ之ニ賠償ヲ命スヘキトキハ證人ノ所在地ヲ管轄スル區裁判ニ其ノ處分ヲ請求スヘシ

【理由】 證人を過料に處するの規定は檢事及司法警察官の訊問する場合に準用すべきものなるも檢事又は司法警察官は自ら裁判を爲すことを得ざるを以て本條に於て其の請求に依り裁判を爲すへき裁判所を定めたり

**第二百十八條** 證人ハ旅費、日當及止宿料ヲ請求スルコトヲ得但シ正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタル者ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條は證人をして旅費、日當、止宿料を請求することを得せしむ、唯正當の事由なくして宣誓又は證言を拒みたる者は證言の義務を盡さざるものなるを以て之を除外したり

## 第十四章 鑑定

【理由】 現行法は鑑定に關する規定を豫審の章に置きたるも第九章に述ふると同一の理由に依り之を總則中に規定したり

**第二百十九條** 裁判所ハ學識經驗アル者ニ鑑定ヲ命スルコトヲ得

【理由】 本條の趣旨現行法第三百二十五條第一項に同じ現行法には犯罪の性質、方法、結果を分明ならしむる爲とあれとも此の如く目的を限定すへき理由存せざるを以て之を削除せり

**第二百二十條** 鑑定人ニハ鑑定ヲ爲ス前宣誓ヲ爲サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ良心ニ從ヒ誠實ニ鑑定ヲ爲スヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

【理由】 本條の趣旨現行法第三百二十七條に同じ現行法に従へは宣誓書に良心に従ひの文字なきも自ら此の精神を含むものと解するを至當とすへし、本法は此の趣旨を以て宣誓書の式を改むることとせり

**第二百二十一條** 鑑定ノ經過及結果ハ鑑定人ヲシテ鑑定書ニ依リ又ハ口頭ヲ以テ之ヲ報告セシムヘシ

鑑定人數人アルトキハ共同シテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

鑑定書ヲ差出シタル場合ニ於テ必要アルトキハ口頭ヲ以テ其ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第四百十條に相當す現行法に於ては鑑定人は常に鑑定書を作るべきものとせるも簡單なる事項に付ては口頭を以て報告せしむるを便と爲すか故に本法に於ては鑑定の手續及結果は書面又は口頭を以て報告せしむることとし、書面報告の場合に於ては口頭を以て其説明を爲さしむることを得るものとす、鑑定人數人ある場合に於て各別に報告を爲さしむべき場合あり又共同して報告を爲さしむべき場合あり殊に複雑なる事項に付ては數人の鑑定人相協力して研究を遂げ其の研究の結果を共同して報告すべき場合なしとせず其の孰れに依るべきやは一に裁判所の定むる所に從ふ

第二百二十二條 裁判所ハ必要アル場合ニ於テハ鑑定人ヲシテ裁判所外ニ於テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ鑑定ニ關スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得  
被告人ノ心神又ハ身體ニ關スル鑑定ヲ爲サシムルニ付必要アルトキハ裁判所ハ期間ヲ定メ病院其ノ他ノ相當ノ場所ニ被告人ヲ留置スルコトヲ得

【理由】 本條第一項第一項 規定する所は現在明文なきに拘はらず慣例上實行し來れる所なり本法にては之を明示するを妥當とし前上の規定を設けたり、第三項の處

分は鑑定の目的を達する爲に缺くへからざるものなるも現行法之を定めず故に之を明示して其の缺點を補正したり

第二百二十三條 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ身體ヲ検査シ死體ヲ解剖シ又ハ物ヲ毀壞スルコトヲ得

第七十條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準ス

【理由】 鑑定の爲必要とする場合に於て死體を解剖し墳墓を發掘し得ることは現行法第三百三十五條第二項に之を規定す本法は其の外身體を検査し又は物を毀壞することを得べきものとし之を補足し

鑑定の場合に於ても婦女の身體検査、死體の解剖、墳墓の發掘を爲すに付特別の注意を爲すべきこと當然なるを以て本條第一項の規定を設け此の義を明にせり

第二百二十四條 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テ裁判長ノ許可ヲ受ケ書類及證據物ヲ閱覽シ若ハ謄寫シ又ハ被告人若ハ證人ノ訊問ニ立會フコトヲ得

鑑定人ハ被告人若ハ證人ノ訊問ヲ求メ又ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ此等ノ者ニ對シ直接ニ問ヲ發スルコトヲ得

【理由】 本條所載の手續は鑑定の目的を達する爲必要なるものなり故に之を明示す  
第二百二十五條 裁判所ハ部員ヲシテ鑑定ニ付必要ナル處分ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第二百二十二條第三項ニ規定スル處分ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 鑑定を命ずる手續又は鑑定に必要なる處分は裁判所自ら之を行はずして部員に命じて之を行はしむるを得へきは當然なり但第二百二十二條第三項に規定する處分は事體頗る重きを以て之れを部員に委せず常に裁判所の判断に待つべきものと爲す

第二百二十六條 裁判所ハ鑑定ヲ十分ナラストスルトキハ鑑定人ヲ増加シ又ハ他ノ鑑定人ニ命ジテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

【理由】 本條の趣旨現行法第三百三十九條に同じ

第二百二十七條 検事及辯護人ハ鑑定ニ立會フコトヲ得

第二百五十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

【理由】 本條の趣旨は前に押收、搜索に關する第五百五十八條及第五百五十九條と異なることなし

第二百二十八條 第十三章ノ規定ハ勾引ニ關スル規定ヲ除クノ外鑑定ニ付之ヲ準用ス但シ検事及司法警察官ハ第二百二十二條第三項ニ規定スル處分ヲ爲スコトヲ得ス

【理由】 本條は現行法第三百三十六條第三百三十八條とに相當す即ち鑑定は前に規定したる事項の外證人の訊問に付定めたる規定に依るべきものにして鑑定人は證人の如く召喚に應ぜざるの理由に依り勾引することを得ざるの差異あるのみ

検事及司法警察官特定の場合に於て押收、搜索並證人訊問を爲し得べきことは前に

示すか如し検事及司法警察官は同一の場合に於て鑑定を命じ裁判所の鑑定に付定めたる規定に準して處分を爲すことを得へし、唯第二百二十二條第三項の處分は事體重く其の性質裁判所又は豫審判事の外許容すへからざるものなるを以て之を検事及司法警察官の權限に屬せしめざることとせり

第二百二十九條 鑑定人ハ旅費、日常及止宿料ノ外鑑定料及立替金ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

【理由】 現行法に於ては鑑定料を請求し得ることを認めすと雖鑑定は特別の技能と勞力に待つもの多く時間と費用を要する場合あるべきを以て之を請求し得べきものとせり

第二百三十條 裁判所ハ官署又ハ公署ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得

第二百二十一條乃至第二百二十三條及第二百二十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第二百二十一條第三項ノ規定ニ依ル鑑定書ノ説明ハ官署又ハ公署ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

【理由】 鑑定は専門の研究場、試験場其他相當の設備を有する官署又は公署に之を囑託するを便宜とする場合尠からざるを以て本條の規定を設けたり

本條第一項の鑑定に付ては大體一般の鑑定に關する規定を適用するも個人に對して命したるものに非ざるを以て宣誓を爲さしむることを得す是れ第二項を以て第二百



二十一條以下を準用する所となり、又書面の報告に對する口頭説明は之を爲す者を明にする必要あり是れ第二項の段の規定ある所なり

**第二百三十一條** 特別ノ知識ニ因リ知得タル過去ノ事實ニ付其事實ヲ知リタル者ヲ訊問スル場合ニハ本章ノ規定ニ依ラス第十三章ノ規定ヲ適用ス

**【理由】** 本條は所謂鑑定證人に關する規定にして其の趣旨民事訴訟法第三百三十三條に同じ即ち特別の知識に因り知得たる過去の事實に付訊問する場合には其知得たる事實が特別の知識に因ることを理由として其の證人たることを失はしめざるものとし之に證人訊問に關する規定を適用することとせり

### 第十五章 通 譯

**【理由】** 本章は通譯及翻譯に關する規定を示したるものにして之を現行法の如く豫審の章に規定せずして總則中に規定したる理由は第九章に於て述ふる所に同じ

**第二百三十二條** 國語ニ通セサル者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムヘシ

**【理由】** 本條は現行法第百條第二項に相當す、而して現行法に被告人及對質人國語に通せざる場合とあるは狭きに失するを以て本條を以て之を修正せり

**第二百三十三條** 聾者又ハ啞者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ得

**【理由】** 聾者啞者文字を解するときは書面を以て問答することを得へきも必ずしも此の方法に依ることを要せず適當と認むるときは通事をして通譯を爲さしむることを得るを便とす之に由て現行法第百條第一項を本條の如く修正したり

**第二百三十四條** 國語ニ非サルノ字又ハ符號ハ之ヲ翻譯セシムルコトヲ得

**【理由】** 國語に非ざる文字又は符號を翻譯せしむべきことは勿論なるも現行法其規定を缺如するを以て新に本條の規定を設けたり

**第二百三十五條** 裁判所ハ官署又ハ公署ニ翻譯ヲ囑託スルコトヲ得

**【理由】** 翻譯に付ても鑑定と同じく特殊の事項に付ては之を官署、公署に囑託すること便宜と爲すか故に本條の規定を設けたり

**第二百三十六條** 第十四章ノ規定ハ通譯及翻譯ニ付之ヲ準用ス

**【理由】** 通譯及翻譯は其の性質に抵觸せざる限り凡て鑑定に關する規定に準據すへきものなるを以て本條の規定を設けたり

### 第十六章 訴訟費用

【理由】 現行法には訴訟費用の裁判に關し僅に第二百一條の規定を存するに過ぎずして不完全なるか故に本法に於ては第二百三十七條乃至第四百十五條の規定を設け之を詳細に規定することとせり

第二百三十七條 刑ノ言渡ヲ爲シタルトキハ被告人ヲシテ訴訟費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムヘシ

被告人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ生シタル費用ハ刑ノ言渡ヲ爲ササル場合ト雖被告人ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

【理由】 本條第一項は現行法第二百一條第一項の規定に字句の修正を加へたるものにして其の趣旨之と異なることなし

現行法第二百一條第二項の規定に依れば免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては公訴に關する訴訟費用は常に國庫の負擔とし被告人の責に歸すヘキ事由に因リ生したる費用と雖被告人をして之を負擔せしむることを許さず本法は之を改め被告人の責に歸すヘキ事由に因リ生したる費用は刑の言渡を爲さざる場合に於ても被告人をして負擔せしむるを得ヘキものと爲す凡そ刑の言渡を爲さざる場合は無罪免訴刑の免除又は公訴棄却の裁判に因リ訴訟手續を終了する場合と上訴の取下ありたるべき如く裁判に因らずして訴訟手續の終了する場合とあり被告人の責に歸すヘキ事由に因リ生したる費用を其の負擔に歸するは其の何れの場合たるかを問はざるなり

第二百三十八條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ヲシテ連帶シテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

【理由】 本條は共犯に關する訴訟費用の負擔に付定めたるものにして刑事訴訟費用法第七條を修正して本法中に規定したるものなり

第二百三十九條 告訴又ハ告發ニ因リ公訴ノ提起アリタル事件ニ付被告人無罪又ハ免訴ノ裁判ヲ受ケタル場合ニ於テ告訴人又ハ告發人ニ故意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

【理由】 第二百三十七條に關し説明したる如く現行法第二百一條第二項の規定に依れば免訴又は無罪の言渡ありたるときは如何なる事情あるも公訴に關する訴訟費用は常に國庫之を負擔することとなり居れども告訴又は告發に因リ公訴を提起し無罪又は免訴の裁判ありたる場合に於て告訴人又は告發人か故意又は重大なる過失により不實の申告を爲したる場合の如きは告訴人、告發人に其の責あるを以て是等の者をして訴訟費用を負擔せしむるを適當なりと認め其の旨を規定せり

第二百四十條 親告罪ニ付告訴ノ取消アリタル場合ニ於テハ告訴人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

【理由】 親告罪は告訴を待て後始めて公訴を提起し得ヘク公訴提起後と雖告訴を取消したるときは刑の言渡を爲すことを得ざるものとす故に特別の明文なきときは親告罪に付告訴の取消ありたるときは第二百三十七條第二項の適用ある場合に非され

は國庫に於て訴訟費用を負担せざるへからず、然れども元來親告罪に關する事件は告訴に基きて發生し又告訴人が任意に取消を爲すに因り消滅せしめ得るものなるを以て其の取消ありたる場合に於て告訴人をして訴訟費用を負担せしむるを適當なりと認め本條の如く規定せり

**第二百四十一條** 檢事ニ非サル者上訴ノ取下ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ上訴ニ關スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

檢事ニ非サル者再審ノ請求ヲ取下ケタル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ再審ニ關スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

【理由】 檢事に非ざる者上訴の取下を爲し又は再審の請求を取下たる場合に於て上訴又は再審の手續無用に歸し之に關して生したる費用は上訴又は再審の請求を爲したる者の責に歸すべき場合多かるべきを以て之をして訴訟費用を負担せしめ得るものとせり、本條は取下を爲したる者被告人なると其他の者なるとを問はず、被告人に付ては第二百三十七條第二項の適用に依りても同一の結果を生ずることあるへし

**第二百四十二條** 裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合ニ於テ被告人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムトキハ職權ヲ以テ其ノ裁判ヲ爲スヘシ此ノ裁判ニ對シテハ本案ノ裁判ニ付上訴アリタルトキニ限リテ申立ツルコトヲ得

【理由】 被告人に對する訴訟費用の裁判は本法の裁判に付隨すべきものなるを以て本法の裁判を爲すときは之と同時に職權を以て其の裁判を爲すべきものとす、而して訴訟費用に關する裁判は從たる裁判なるを以て本案の裁判に付上訴を爲すに非ざれば獨立して之に對し不服の申立を爲すことを許さざることとせり

**第二百四十三條** 裁判ニ因リ訴訟手續終了スル場合ニ於テ被告人ニ非サル者ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ職權ヲ以テ別ニ其ノ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

【理由】 裁判に因り訴訟手續終了する場合に於て被告人に非ざる者（例へは第二百四十條に規定せる告訴人の如く）に訴訟費用を負担すべきことを命ずるときは本法の裁判を受くる者と訴訟費用の裁判を受くる者と相異なるを以て訴訟費用の裁判は本法の裁判と分ちて別に決定を以て之を爲すべきものとせり、此の場合に於ては訴訟費用の裁判は獨立の運命を有し本案の裁判に拘はらず之に對して抗告を爲すことを得

**第二百四十四條** 裁判ニ因ラスシテ訴訟手續終了スル場合ニ於テ訴訟費用ヲ負擔セシムルトキハ最終ニ事件ノ繫屬シタル裁判所職權ヲ以テ其ノ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

【理由】 裁判に因らずして訴訟手續終了する場合に於ては訴訟費用に關する裁判は

別に之を爲さざるへからず、而して其の裁判は最終に事件の繫屬したる裁判所職權を以て之を爲すを便とするを以て其の旨を規定せり

**第二百四十五條** 訴訟費用ノ負擔ヲ命スル裁判ニ於テ其ノ額ヲ定メサルトキハ執行ノ指揮ヲ爲スヘキ檢事之ヲ定ム

【理由】 訴訟費用の負擔を命する裁判に於て其の數額を定めたるときは其の額に従ふべきは勿論なれども若し其の裁判に於て之を定めざるときは其の執行を指揮すべき檢事に於て刑事訴訟費用法の定むる所に従ひ算出して其の執行を爲すを適なりと認め其の旨を規定せり、此の場合に於て檢事の確定額に不服ある者執行に對する異議の申立を爲し得べきや言を俟たす

## 第二編 第一審

### 第一章 捜査

【理由】 捜査の目的は公訴の提起及實行の爲必要な資料を蒐集するに在り犯罪は時日を経過するに従ひ漸次其の證據を失ひ終には其の存否を判別すること能はざるに至るべきを以て捜査を爲すに當ては迅速に事を處理し機會を逸せざることに留意し克く表裏を識別して證據の保全に努めざるへからず然れども捜査は人の權利に至大の影響を及ぼすものなるを以て其の職に在る者は慎重事に従ひ常に越ゆへからざるの限界を確守し意を人權の尊重に致さざるへからず本法は公益の要求と個人の保護とを考察して適當なる規定を設け偏重の弊なからしめむことを期せり

**第二百四十六條** 檢事犯罪アリト思料スルトキハ犯人及證據ヲ捜査スヘシ

【理由】 本條は現行法第四十六條を改正したるものにして規定の趣旨之と異なることなし現行法第四十六條には捜査開始の原由として特に例示する所あれども檢事は原由の如何を問はず苟も犯罪ありと思料するときは常に捜査を開始すべきものなれば本法に於ては例示の必要なきものと認め之を削除したり

**第二百四十七條** 警視總監、地方長官及憲兵司令官ハ各其ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官

トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付地方裁判所検事ト同一ノ權ヲ有ス但シ東京府知事ハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 本條は現行法第四十七條第一項を改正したるものなり現行法は警視總監及地方長官を擧げ憲兵司令官を脱す本法に於ては憲兵司令官にも亦同一の權限を與ふるの必要ありと認め之を警視總監及地方長官と同列に置くこととせり

第二百四十八條 左ニ掲クル者ハ檢事ノ輔佐トシテ其ノ指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スヘシ

- 一 廳府縣ノ警察官
- 二 憲兵ノ將校、准士官及下士

【理由】 本條は現行法第四十七條第二項を改正したるものなり現行法に於ては檢事の輔佐機關たる司法警察官として本條に定めたるもの、外島司、郡長、林務官、市町村長等を列記せるも社會の變遷に伴ひ各種の知識經驗を有する者をして犯罪捜査の任に當らしむる必要あることを豫想すべく又犯罪の行はるゝ場所に依り特種の機關をして之に當らしむるを便とする場合あるべきを以て本法に於ては現行法の如く之を法文に列記限定することを避け第二百五十條及第二百五十一條に依り勅令を以て司法警察官吏及司法警察官吏の職務を行ふべきものを定め得ることとせり

第二百四十九條 左ニ掲クル者ハ檢事又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ司法警察吏トシテ捜査

ノ補助ヲ爲スヘシ

- 一 巡查
- 二 憲兵卒

【理由】 現行法は巡查、憲兵卒を捜査の補助機關と認め居れとも其の根據は散在せる條文に求むるの外なく之に關する概括的の規定を缺如せり本條は此の缺點を補正したるものなり

第二百五十條 前三條ニ規定スル者ノ外勅令ヲ以テ司法警察官吏ヲ定ムルコトヲ得

【理由】 第二百四十八條の説明を参照せば其の理由明瞭なり

第二百五十一條 森林、鐵道其ノ他特別ノ事項ニ付司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者及其ノ職務ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【理由】 第二百四十八條の説明を参照せば其の理由明瞭なり

第二百五十二條 第十一條第一項ノ規定ハ檢事及司法警察官吏ノ爲ス捜査ニ付之ヲ準用ス  
【理由】 本條は檢事及司法警察官吏管外に於て職務を執行し得ることを定む第十一條第一項の説明を参照すれば其理由自ら明なり

第二百五十三條 捜査ニ付テハ祕密ヲ保チ被疑者其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

【理由】 檢事及司法警察官は犯罪ありと思料する場合に於ては捜査を開始して其の

存否を探查するの職責を有するものなり而して捜査に着手する當初にありては固より端緒を得るに止まり存否未だ明かならざるを以て之を明にする爲諸種の取調を爲さざるへからず而して捜査を進行するに當りては克く秘密を保つに非されは罪證を湮滅せらるゝの虞あり此の點より考察して捜査の秘密を嚴守するの必要あるは明なり又特に注意すべきは捜査の爲に關係人の取調を爲す場合に能く秘密を保たざるときは種々の疑惑を生し動もすれば取調を受けたるの一事を以て人を罪人視し其の甚しきに至りては揣摩憶測に依り紙上に虚偽の事實を掲載して憚らざる者あり斯の如きは良民保護の精神に背反するものなるを以て慎を加へて捜査の漏洩を防ぎ人の名譽を傷けざることを努めざるへからず特に本條を設けたる理由此に存す

**第二百五十四條** 捜査ニ付テハ其ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得但シ強制ノ處分ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

【理由】 捜査を爲すに當りては其の目的を達するに必要なる限度に於て各般の取調を爲すべきものにして其の手段方法の如きは之に従事する者の知識と經驗に待つべく一々之を法文に掲ぐるとを得ず、之に對する重要な制限は原則として強制の處分を用ゆることを得ざるにあり即ち捜査に付強制の處分を許すは例外にして特別の規定に基くことを要す現行犯處分其の他總則に依り特に檢事及司法警察官に許した

る勾引、勾留、押收、搜索、被疑者及證人の訊問、鑑定の命令並第二百五十五條に依り判事の爲すべき各般の處分の如きは捜査の階段に於て認容すべき強制處分の最も顯著なるものなり

本條第二項は檢事及司法警察官は捜査に付公務所に照會して必要なる事項の報告を求むる權あることを規定す此の規定に依るときは公務所は正當の事由なくして請求を拒絶するを得ざるものとす

**第二百五十五條** 檢事捜査ヲ爲スニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ公訴ノ提起前ト雖押收、搜索、檢證及被疑者ノ勾留、被疑者若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ其ノ所屬地方裁判所ノ豫審判事又ハ所屬區裁判所ノ判事ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

【理由】 檢事捜査を爲すに付必要ある場合には公訴提起前と雖豫審判事又は區裁判所判事に強制處分を請求することを得即ち檢事は總則に特例ある場合の外自ら強制處分を爲すことを得ざるも判事其の請求を受くるときは捜査の階段に於ても必要な處分を爲さざるへからず請求を受けたる判事は豫審判事と同一の權利を有するを以て總則中豫審に適用ある規定及豫審の章に示したる規定は皆本條の處分に適用すべきものなり

**第二百五十六條** 判事前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ

送付スヘシ

一四四

**第二百五十七條** 第二百五十五條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾留シタル事件ニ付十日内ニ公訴ヲ提起セサルトキハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釋放スヘシ

**第二百五十五條**ノ規定ニ依リ押收ヲ爲シタル事件ニ付公訴ヲ提起セサル處分ヲ爲シタルトキハ檢事ハ速ニ押收物ヲ還付スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ公訴ノ時効完成スルニ至ル迄之ヲ保管スルコトヲ得

【理由】 第二百五十六條及第二百五十七條は第二百五十五條の強制處分を爲したる後に履行すべき手續を規定したるものなり（帝國議會に於て 一項中に十日内の三字を挿入）

**第二百五十八條** 犯罪ニ因リ害ヲ被リタル者ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條乃至第二百七十五條は捜査の原由たる告訴、告發に關する規定なり本條は現行法第四十九條を改正したるものにして其の趣旨之と異なることなし即ち犯罪に因リ害を受けたるものは原則として告訴を爲し加害者の處罰を求むる爲捜査の職權を有する官署に犯罪事實の申告を爲すことを得る旨を規定す

**第二百五十九條** 祖父母又ハ父母ニ對シテハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス

【理由】 本條は前條に對する重要な例外なり子孫にして其の父母祖父母を告訴するか如きは我國古有の道徳に背反するものなり法を以て之を禁するは我良風美俗を維持し綱紀の頹廢を防止する所以なり

**第二百六十條** 被害者ノ法定代理人又ハ夫ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者死亡シタルトキハ其ノ配偶者、家督相續人、直系ノ親族又ハ兄弟姉妹ハ告訴ヲ爲スコトヲ得但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス  
前二項ノ規定ハ刑法第八十三條ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セス

【理由】 本條第一項は現行法第五十四條第二項に相當す現行法第五十四條第二項は被害者の法律上の代理人のみを擧ぐれとも本法に於ては被害者妻なるときは其の夫にも亦告訴權を與ふるを適當なりと認め之を加へたり

本條第二項は被害者死亡したる場合に於ける告訴權者を定む告訴權は一身に專屬する權利なるを以て被害者の告訴權は相續人に移るべきものに非ず故に被害者死亡したる場合に於て法律を以て特に告訴を爲し得べき者を定めるときは被害者の保護を完ふすることを得ざるに至るへし故に被害者の明示したる意思に反せざる限りは被害者と密接の關係を有する家督相續人、直系親族及兄弟姉妹告訴を爲し得べきものと定めたり

刑法第八十三條に規定せる姦通罪に付ては告訴權本夫に專屬するを以て本條第一項及第二項を適用するの餘地を存せず

**第二百六十一條** 被害者ノ法定代理人被疑者ナルトキ、被疑者ノ配偶者ナルトキ又ハ被疑者ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキハ被害者ノ親族ハ獨立シテ告訴ヲ爲ス

コトヲ得

【理由】 現行法第五十四條第二項は法律上の代理人か無能力者に代りて告訴を爲し得べきことを定むるに止まり法律上の代理人か無能力者の爲に告訴を爲し得ざる地位に在る場合に付ては何等の規定をも設けざる爲無能力者の保護を完ふすること能はず之に由て本條を設け其の不備を補ふこととせり

**第二百六十二條** 死者ノ名譽ヲ毀損シタル罪ニ付テハ死者ノ親族、遺族又ハ後裔ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

名譽ヲ毀損シタル罪ニ付被害者告訴ヲ爲サスシテ死亡シタルトキ亦前項ニ同シ但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

【理由】 刑法第二百三十條第二項に依れば死者の名譽を毀損したる者誣罔に出でたる場合に於ては之を處罰す然るに此の場合に於て何人か告訴權を有するや不明なるを以て本條第一項の規定を設けて此の場合に於ける告訴權者を明示せり  
本條第二項は被害者其の名譽を毀損せられ告訴を爲さずして死亡したる場合に於ても第一項の場合と同じく親族遺族又は後裔告訴を爲し得ることを定めたり此の場合に於ても第二百六十條の場合と同じく被害者の明示したる意思に反することを得ざるものと爲す

**第二百六十三條** 親告罪ニ付告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ナキ場合ニ於テハ管轄裁判所ノ檢

事ハ利害關係人ノ申立ニ因リ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ヲ指定スルコトヲ得

【理由】 本條は前三條の規定に依り告訴權を有するものなきときは檢事に於て利害關係人の申立に因り告訴を爲し得る者を指定するを得べきものとし偶々告訴權者の存在せざるか爲親告罪を罰する能はざるに至るの憾なからしむ

**第二百六十四條** 刑法第八十三條ノ罪ニ付テハ婚姻解消シ又ハ離婚ノ訴ヲ提起シタル後ニ非サレハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス再ヒ婚姻ヲ爲シ又ハ離婚ノ訴ヲ取下ケタルトキハ告訴ヲ取消シタルモノト看做ス

【理由】 刑法第八十三條に規定せる姦通罪の告訴を爲すには婚姻解消し又は離婚の訴を提起したることを要することとせり本夫一面に於て姦夫姦婦に對し姦通罪の告訴を爲し其の處罰を請求しながら依然として姦婦と夫婦の關係を持続するか如きは告訴權を正當に行使するものといふを得ざるのみならず之か爲往々告訴を利用し人を恐喝するか如き弊を生ずることなきを保せず是れ新に本條を設くる所以なり

**第二百六十五條** 親告罪ノ告訴ハ犯人ヲ知リタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

刑法第二百二十九條但書ノ場合ニ於ケル告訴ハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定シタル日ヨリ六月内ニ之ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ナシ

【理由】 親告罪を訴追するには告訴あることを要す故に告訴權者か告訴權を行使せ



さる間は起訴すべきや否や全く不定の状態にあり永く此の如き状態を持續するは秩序を害するの虞あり之に由て本法は一定の期間内に告訴を爲さざれば告訴権を消滅せしむるの主義を採り之を本條に規定せり

**第二百六十六條** 告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者數人アル場合ニ於テ一人ノ期間ノ懈怠ハ他ノ者ニ對シ其ノ效力ヲ及ホサス

【理由】 告訴權者數人ある場合に於て各自獨立して告訴權を有するを以て一人の期間の懈怠は他の告訴權者に影響を及ぼさざるものと爲す

**第二百六十七條** 告訴ハ第二審ノ判決アル迄之ヲ取消スコトヲ得

告訴ノ取消ヲ爲シタル者ハ更ニ告訴ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求ニ之ヲ準用ス

【理由】 本條は現行法第五十五條を改正したるものなり現行法に於ては告訴取消の時期に制限を附せざる爲上告審に於て之を取消し第一審及第二審に於ける審理を徒勞に歸せしむることあり思ふに告訴の取消は散て嫌疑すへきに非すと雖既に二審級を経て判決の言渡ありたるに拘はらず仍告訴を維持すへきや否やを決せざるか如きは誠實に權利を行使するものといふを得ざるものにして裁判權を蔑如するの嫌あり之に由て告訴の取消は控訴審の判決あるまで爲し得へきものとし其の判決後は之を許さざることとせり

告訴の取消を爲したるときは告訴權を喪失し同一の事件に付再び告訴を爲すことを得ざるは事理當然なれとも失權の事由なるを以て特に法文を以て之を明にせり  
現行刑事訴訟法は刑法以前の制定に係るを以て請求を待ちて論すへき罪に關し規定する所なし故に本條を以て之を補足せり即ち刑法に定むる請求を待ちて論すへき罪は元來親告罪と同一の性質を有するものなるを以て其の請求は訴訟手續上告訴と同一に取扱ふものとせり

**第二百六十八條** 親告罪ニ付共犯ノ一人又ハ數人ニ對シテ爲シタル告訴又ハ其ノ取消ハ他ノ共犯ニ對シ亦其ノ效力ヲ生ス

前項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求又ハ其ノ取消ニ之ヲ準用ス

刑法第百八十三條ノ罪ニ付相姦者ノ一人ニ對シテ告訴又ハ其ノ取消アリタルトキハ他ノ者ニ對シ亦其ノ效力ヲ生ス

【理由】 本條は親告罪及請求を待ちて論すへき事件の被告數人ある場合に於て共犯の一人又は數人に對する告訴又は告訴の取消は共犯全體に對して效ある旨を規定し告訴不可分の原則を明示せり

第二項は相姦者を共犯と同一に取扱ふべきことを規定す

**第二百六十九條** 何人ト雖犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スコトヲ得

官吏又ハ公吏其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スヘシ

【理由】 本條は告發に關する規定なり本條第一項は現行法第五十三條に相當し本條第二項は現行法第五十二條第一項に相當するものにして其の趣旨相異なることなし

第二百七十條 第二百五十九條ノ規定ハ告發ニ付之ヲ準用ス

【理由】 告發は捜査の職權を有する官署に犯罪を申告するの點に於て告訴と異なることなし故に告訴に關する第二百五十九條の規定は告發に之を準用す殊に注意すべきは官吏、公吏は告發の義務を有するものなり官吏、公吏をして祖父母、父母に對して告發を爲すの義務を負はしむるか如きは人倫に反するの甚しきものなり故に此場合には第二百五十九條に依らしむるの理由尤顯著なりといふへし

第二百七十一條 告訴ハ代理人ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得告訴ノ取消ニ付亦同シ

【理由】 本條は現行法第五十四條を改正したるものなり現行法に於ては告發も亦告訴と同しく代人に委任して爲し得べきものなれども告發は告訴と異なり自己の救済を求むるの意を包含せずして全く公益の爲申告を爲すに止まるものなり故に本法に於ては告發せんとする者は自ら之れを爲すべきものとし代人を以て爲すことを許さざるものとせり

第二百七十二條 告訴又ハ告發ハ書面又ハ口頭ヲ以テ檢事又ハ司法警察官ニ之ヲ爲スヘシ

【理由】 本條は現行法第四十九條第一項第五十一條第五十二條第五十三條の各一部を一括し規定したるものにして告訴告發の手續及告訴告發を受くべき官署を定めた

るものなり

第二百七十三條 檢事又ハ司法警察官口頭ノ告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ調書ヲ作ルヘシ

第五十六條第三項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ調書ニ付之ヲ準用ス

【理由】 本條は現行法第五十一條第二項及第五十三條の一部に相當し檢事及司法警察官口頭の告訴又は告發を受けたるとき調書を以て之を明確にすべきことを定む

●(原法案には「第二百七十四條 檢事ハ告訴人又ハ告發人ヲシテ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得」とありたるを削除されたり)

●(原法案には第二百七十五條 宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ、宣誓書ニハ良心ニ從ヒ眞實ノ申告ヲ爲シタルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ、檢事ハ宣誓書ヲ朗讀シ告訴人又ハ告發人ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ。とありたるを削除されたり)

第二百七十四條 司法警察官告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物

ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

【理由】 本條は現行法第四十九條第二項及第五十三條第二項に相當するものにして其の趣旨之と異なることなし

第二百七十五條 前三條ノ規定ハ告訴又ハ告發ノ取消ニ付之ヲ準用ス

【理由】 本條は告訴、告發の取消は告訴、告發と同一の手續に従ふべきことを示し

たるものなり

**第二百七十六條** 第二百七十二條、乃至第二百七十四條ノ規定ハ自首ニ付之ヲ準用ス

【理由】 告發は他人の犯罪事實を申告し自首は自己の犯罪事實を申告するものにして二者犯罪事實を申告する點に於ては其の性質を同じくす故に自首は告發と同一の法則に依るべきものとし本條を設けたり

**第二百七十七條** 犯罪ニ關シ匿名ノ申告又ハ風説アル場合ニ於テハ特ニ其ノ出所ニ注意シ虚實ヲ探查スヘシ

【理由】 檢事犯罪に付捜査の端緒を發見するときは直に捜査を開始せざるへからず而して捜査の端緒と爲るへき告訴、告發は申告者其の名を表示し自己の責任を以て之を爲すものなり此の場合に於ては捜査官は申告者を取調へ其の申告の根據を確め進んで各般の證憑を蒐集し申告せられたる事實の有無を判斷することを得へし、匿名の申告又は風説の如きものに至ては捜査の端緒と爲らざるに非すと雖元來責任ある申告者なく其の根據明ならず故に其の出所に付詳密の内偵を遂げ其の根據あることを確かめたる後に非されは輒く犯罪の捜査を開始すべきものに非す本條此の義を明にし捜査官の輕舉を戒む

## 第二章 公 訴

【理由】 刑事訴訟の目的は科刑權の存否並範圍を確定するに在り而して現今の法制は彈劾式訴訟主義を採用し不告不理を原則とす故に裁判所は請求あるに非されは審判を爲さず公訴は科刑權の確定を要求するものにして之に依て刑事訴訟を開始す

**第二百七十八條** 公訴ハ檢事之ヲ行フ

【理由】 本條は現行法第一條と其の趣旨を同じくし職權訴追主義に依ることを明にす即ち犯罪の訴追を國家の事務と爲し公訴權の行使を國家の代表者たる檢事の專權に屬せしむ

**第二百七十九條** 犯人ノ性格、年齢及境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルトキハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得

【理由】 本條は犯罪訴追に付任意主義を確立したるものなり現行刑事訴訟法は此の點に關し何等の明文を設けずと雖現行刑法既に犯罪必罰を主義とせず事情を斟酌して執行を猶豫するの制を採用せり蓋し罰條の明文に入るものと雖之に刑を加ふるの不可なるものあり之に刑を加ふるの可否未だ定まらざるものあり此の問題は起訴後に於てのみ生ずるものに非す必ずや起訴不起訴を決するに付考慮せざるへからず是を以て現行刑事訴訟法の下にありても久しく任意主義を實行し豫期の如く好結果を

收むることを得たり本法は亦此の主義を採用し法文を以て之を明示す

**第二百八十條** 公訴ハ檢事ノ指定シタル被告人以外ノ者ニ其ノ效力ヲ及ホサス

【理由】 現行法は裁判官の職權追及の制を認め彈劾式主義即ち不告不理の原則に例外を設けたり本法に於ては此の例に従はず國家の代表者たる檢事原告の地位に立ち被告に對して訴追を爲し訴追を受けたる被告は當事者の地位に立ちて之と對立し裁判所は双方の上において審判の職務のみを行ふべきものとし檢事訴追を爲すに非されは絶對に刑事の審判を爲すを得ざるものと爲し不告不理の原則を貫徹したり故に檢事公訴の提起を爲すに付ては必ず被告人たるべき者を指定することを要し公訴の效力は指定したる被告人以外に及ぶへからざるものと爲す本條は此の義を明にしたるものなり

**第二百八十一條** 時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因リテ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
- 三 長期十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
- 四 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ五年
- 五 長期五年未滿ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
- 六 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ六月

七 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

【理由】 本條は現行法第八條の規定を修正し長期五年以上の有期刑に該る罪及刑法第百八十五條の罪に付時效の期間を短縮したり

**第二百八十二條** 二以上ノ主刑ヲ併科シ又ハ二以上ノ主刑中其ノ一ヲ科スヘキ罪ニ付テハ其ノ重キ刑ニ從ヒ前條ノ規定ヲ適用ス

**第二百八十三條** 刑法ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スヘキ場合ニ於テハ加重又ハ減輕セサル刑ニ從ヒ第二百八十一條ノ規定ヲ適用ス

【理由】 時效の期間は現行法の如く各犯罪に付定めたる重き刑を標準として定むべきものなるを以て一の罪に付二個以上の主刑を併科し又は二個以上の主刑中其の一個を科すべきものなるときは其の重き刑に付定めたる期間を以て時效の期間と爲すへきは當然なり又刑を加重若は減輕すべき場合に於ては加重減輕せざる刑に付定めたる期間を以て時效の期間と爲すを相當とす然るに現行法此の點に付明文を缺如す兩條此の趣旨を明にし現行法の不備を補足す

**第二百八十四條** 時效ハ犯罪行爲ノ終リタル時ヨリ進行ス

共犯ノ場合ニ於テハ最終ノ行爲ノ終リタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時效ノ期間ヲ起算ス

【理由】 現行法第十條に於ては犯罪の日より時效期間を起算すへき旨規定し犯罪行

爲終了の日を起算日とすへきや將結果の發生したる日を起算日とすへきや不明なり  
 本法は判例の示す所を相當とし本條第一項を以て犯罪行為終了の日より時効期間進  
 行すへきことを明にす、本條第二項は數人共犯の場合に關する規定にして現行法の  
 不備を補足したるものなり

**第二百八十五條** 時効ハ公訴ノ提起、公判若ハ豫審ノ處分又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依  
 リ爲シタル判事ノ處分ニ因リ中斷ス但シ其ノ手續規定ニ違犯シタル爲無効ナルトキハ此  
 ノ限ニ在ラス

共犯ノ一人ニ對シテ爲シタル手續ニ因ル時効ノ中斷ハ他ノ共犯ニ對シ其ノ效力ヲ有ス  
**第二百八十六條** 時効ハ中斷ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ進行ス

【理由】 現行法第十一條と其の趣旨を同しくす唯本法に於ては第二百五十五條に依  
 り公訴提起前判事の爲すへき強制處分を認めたるを以て之を中斷の理由に加へたり  
**第二百八十七條** 時効ハ第三百五條第一項第二號ノ規定ニ依リ豫審手續ヲ中止シ又ハ第三  
 百五十二條ノ規定ニ依リ公判手續ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

【理由】 被告人心神喪失の狀態に在るの故を以て豫審・公判の手續を進行せしめさ  
 る場合に於ては時効を進行せしむへき理由なし故に本條を設く  
**第二百八十八條** 公訴ノ提起ハ豫審又ハ公判ヲ請求スルニ依リテ之ヲ爲ス

【理由】 公訴の提起は豫審を請求するに依りて爲すものと直に公判を請求するに依

り爲すものとあり豫審の請求を公訴提起前の手續と爲すへきや將之を公訴の提起と  
 爲すへきやに付議論ありしか本法に於ては之を公訴の提起と爲すことに決せり

**第二百八十九條** 拘留又ハ科料ニ該ル事件ニ付テハ罰金以上ノ刑ニ該ル事件ト同時ニ取調  
 ヲ爲スヘキ場合ニ限リ豫審ヲ請求スルコトヲ得

【理由】 豫審の請求は拘留又は科料に該る事件に付ては之を爲すことを得ざるを原  
 則とし罰金以上の刑に該る事件と同時に其の取調を爲すへき場合に於てのみ此の例  
 に依らざるものと爲す現行法第六十二條は重罪と輕罪とを區別し重罪に付ては必ず  
 豫審を請求すへきものと爲すも本法に於ては此の如き區別を認めず

**第二百九十條** 公訴ノ提起ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

豫審ノ請求ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ口頭又ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭又ハ電  
 報ヲ以テ豫審ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ調書ニ記載シ豫審判事裁判所書記ト共ニ署名  
 捺印スヘシ

公判開廷中被告人ニ他ノ犯罪アルコトヲ發見シ公判ヲ請求スル場合ニ於テハ口頭ヲ以テ  
 之ヲ爲スコトヲ得

【理由】 本條は公訴提起の方式を規定す公訴提起は書面を以て爲すを原則とす、豫  
 審の請求急速を要する場合並公判開廷中被告人に未だ起訴せざる犯罪あるとを發見  
 したる場合に付例外を設くるは正式の書面に依る能はざるを以てなり

第二百九十一條

公訴ヲ提起スルニハ被告人ヲ指定シ犯罪事實及罪名ヲ示スヘシ  
被告人ノ指定ハ氏名ヲ以テシ氏名知レサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テスヘシ

【理由】 公訴は科刑權の確定を要求するものなるを以て其の基礎と爲るべき犯罪事實を舉示せざるへからず而して本法に於ては不告不理の原則を貫徹し如何なる場合に於ても公訴を以て指定したる被告人以外の者に對して審判を開始することを得ず故に公訴を以て被告人を指定すへきは當然なり唯被告人の指定は其の人を確定するを以て足る故に氏名知れたる者は必ず氏名を以てすへきも氏名知れざる者は之を確定するに足るへき他の徵表を以てせば可なり

第二百九十二條

公訴ハ豫審終結決定又ハ第一審ノ判決アル迄之ヲ取消スコトヲ得  
公訴ノ取消ハ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

【理由】 公訴提起に付任意主義を採用したることは第二百七十九條に於て説明したる所の如し既に任意主義を採り公訴提起に付檢事の處分權を認めたる以上は理論上公訴提起後と雖其の實行に付檢事の處分權を認め公訴の取消を許すを相當とす又實際に於ても公訴を提起したる當時に於ては起訴の必要ありと爲したるに公訴提起後の取調に於て起訴を不適當と爲す新事實を發見する場合なきにしもあらず斯る場合に於て裁判所は執行猶豫の言渡を爲すことを得へきも執行猶豫の制たるや起訴猶豫又は宣告猶豫と其の效果を異にし有罪の裁判を免れしむることを得ざるものなり故

に公訴提起前起訴を猶豫すへき情狀分明なれば全く起訴を免かれ其の情狀公訴提起後に發見せらるるときは有罪の宣告を受けざるへからず斯の如きは公平を得たるものと言ふことを得す即ち之を理論に照すも之を實際に顧るも公訴取消の制を認むる必要あるや言を俟たず、但し既に裁判所に繫屬する事件に付無制限に公訴の取消を許すときは之を悪用するの弊を生ずるとあるへし本法は深く此の點を考慮し豫審を請求したる事件に付ては其の終結決定あるに至るまで公判を請求したる事件に付ては第一審の判決あるまで取消を爲すことを得へきものとし其の以後に於ては一切之を許さざるものとせり、又公訴の取消は其の理由を記載したる書面を以て之を爲すへきこととし相當の理由なくして恣に取消を爲すの弊なからしめんことを期したり

第二百九十三條 檢事事件其ノ所屬裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノト思料スルトキハ書類及證據物ト共ニ其ノ事件ヲ管轄裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ被疑者ニ對シ勾留ヲ繼續スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ釋放スヘシ

【理由】 本條第一項は現行法第六十四條第一項と其趣旨を同しくす、第二項は當然の規定なり

第二百九十四條

告訴ニ係ル事件ニ付公訴ヲ提起シ又ハ之ヲ提起セサル處分ヲ爲シタルト  
キハ速ニ其ノ旨ヲ告訴人ニ通知スヘシ公訴ヲ取消シ又ハ事件ヲ他ノ裁判所ノ檢事若ハ相

常官署ニ送致シタルトキ亦同シ

【理由】 本條の趣旨現行法第六十五條に同じ

### 第三章 豫 審

【理由】 判決裁判所の審理は科刑權の存否並其の範圍を確定するを目的とし豫審の審理は判決裁判所に於て審理を開始すべきや否やを決定する爲必要なる資料を蒐集するを目的とす本章は此の趣旨に基き豫審に關する規定を設けたり

第二百九十五條 豫審ハ被告事件ヲ公判ニ付スヘキカ否ヲ決スル爲必要ナル事項ヲ取調アルヲ以テ其ノ目的トス

豫審判事ハ公判ニ於テ取調ヘ難シト思料スル事項ニ付亦取調ヲ爲スヘシ

【理由】 本條は豫審に於ける取調の範圍を示すと共に豫審の本質を暗示す現行法第九十一條に豫審判事は事實發見の爲必要なりとする證據徴憑を収集すへしとあり此の條文は限度を示さざるを以て其範圍に付ては區々の解釋を爲すの餘地あり實際の取扱振りとして豫審の取調は頗る詳密に亘り公判に於ては多く豫審調書の記載を以て證據と爲し直接審理主義の實なくして間接審理に傾く弊あり本條は取調の限度に付特に規定を爲し判決裁判所に於ける直接審理の遂行を現實にすへきことを期したり唯證據の保全は訴訟の如何なる階段に於ても之を怠るへからず時期後るゝに因

り證據を逸することあるへければなり故に公判に於て取調難しと思料する事項に付ては公訴維持の資料たる被告の利益と爲るへき資料たるを問はず豫審に於て之を取調ヘ遺漏なからしむることを要す即ち此の如き事項に付公判に付すべきや否やを決定する爲必要ならざることを理由として其の取調を爲さざるは豫審の本旨に背反するものなり

第二百九十六條 豫審ニ於テハ取調ノ秘密ヲ保チ被告人其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

【理由】 豫審は起訴に因り開始し形式上訴訟の一階段を成すと雖其の目的とする所は公判の前提として各般の證據を蒐集するに在り故に捜査と同じく密行を旨とせされは其の目的を達成し難し又被告人は既に訴訟當事者として防禦權を行使すべき地位に在るも未だ公判に付せらるゝや否や不明の状態に在るものなり然るに世人動もすれば豫審に附せられたるの一事を以て之を罪人視するの傾向あり其の取調を秘密にするに非されは實際其の名譽を保護する能はず故に本條は捜査に付設けたる第二百五十三條と同一の趣旨を以て本條の規定を設けたり

第二百九十七條 豫審判事豫審中共犯アルコト又ハ他ノ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タズ豫審ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

豫審判事前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スヘシ

**第二百九十八條** 検事前條第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル場合ニ於テ豫審ヲ請求スヘキモノト思料スルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

豫審判事検事ヨリ豫審ヲ請求セサル旨ノ通知ヲ受ケタルトキ又ハ前條第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シタル時ヨリ四十八時間内ニ豫審ノ請求ナキトキハ前條ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得ス被疑者ヲ勾留シタルトキハ釋放ノ決定ヲ爲シ押收シタル物アルトキハ還付ノ決定ヲ爲スヘシ

【理由】 現行法第四百十二條は検事の豫審請求を待たずして豫審を開始し之を進行する場合を認むれとも本法は之を採らず唯豫審判事か検事の請求に因り豫審を開始したる後共犯又は他の犯罪あることを知り之に對し急速の處分を必要とし検事の請求を待つ暇なきことあり斯る場合に於ては其の急に應ずる爲必要な處分を爲さしむるとを相當とし第二百九十七條第一項を設けたり豫審判事の處分は審理の開始に非ず審理の開始は検事の起訴に待たざるへからず故に豫審判事前條の處分を爲したるときは速に其の旨を検事に通知し検事は四十八時間内に豫審の請求を爲すべきや否やを決すべきものなり而して検事豫審の請求を爲さざるときは豫審判事は其の處分を繼續して行ふことを得ず是れ不告不理の原則より生ずる當然の結果なり

**第二百九十九條** 豫審判事ハ豫審處分ニ付其ノ裁判所ノ豫審判事ニ補助ヲ求ムルコトヲ得【理由】 豫審事件中重大且複雑なるものあり又被告人多數に上ることあり此の如き

場合に於て一人の手を以て處理するときには往々時機を失し適當なる結果を見る能はざるの虞あり是れ本條の規定を設くる所以なり

**第三百條** 豫審判事ハ被告人ヲ訊問スヘシ

豫審判事ハ被告人ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得

【理由】 豫審判事の爲す被告人の訊問は裁判所内に於て爲すを原則とす然りと雖被告人疾病其の他の事由に因り出頭すること能はざる場合あり又特別の事由の爲所に就き訊問するを便宜とする場合あり此の如き場合に於ては必ずしも召喚して訊問するに及ばず本條は此の義を明にしたるものなり現行法第七十四條は同趣旨なるも其の適用の範圍狭きに失するを以て之を修正したり

**第三百一條** 豫審判事ハ豫審終結前被告人ニ對シ嫌疑ヲ受ケタル原由ヲ告知シ辯解ヲ爲サシムヘシ但シ被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 被告人は訴訟當事者として辯護權を行使し得べき地位に在るものなり然るに嫌疑の原由を知らざるときは適當なる辯解を爲すこと能はざる爲不利益なる推斷を受くるに至るへし此の如きは防禦權の行使を阻害するものにして被告人の地位を保護する所以に非ざるなり故に豫審の終了に先ち被告人に對し嫌疑を受けたる原由を告知し辯解を爲さしむべきものと定む、然れども被告人正當の事由なくして出頭せざるときは此の手續を履行するを得ず更に其の出頭を待つときは徒に豫審の終結



を遷延するの嫌あり且正當の事由なくして出頭せざるは被告人の怠慢に外ならざるを以て斯る場合に於ては其の手續を爲さずして豫審を終了するを適當とす

**第三百二條** 豫審判事公判ニ於テ召喚シ難シト思料スル證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ檢事及辯護人ハ其ノ訊問ニ立會フコトヲ得

**第三百二十九條** 規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

【理由】 檢事及辯護人は豫審に於ける證人訊問に立會はざるを原則とす然れとも後日公判に呼出し難き證人は公判に於て訊問するの機會なく豫審判事の訊問に立會ふに非されは親しく之に接して其の證言を聴くの機會なかるへし故に本條を設け檢事及辯護人に立會の權を與へ急速を要する場合の外訊問の日時及場所を之に通知すへきものと爲す

**第三百三條** 檢事、被告人又は辯護人ハ豫審中何時ニテモ必要トスル處分ヲ豫審判事ニ請求スルコトヲ得

檢事ハ豫審ノ進行ヲ妨ケサル限リ書類及證據物ヲ閱覽スルコトヲ得  
辯護人ハ豫審判事ノ許可ヲ受ケ書類及證據物ヲ閱覽スルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第六十八條の規定を修正し被告人及辯護人も檢事と同じく其の必要とする處分を豫審判事に請求し得べきものと爲す本條は書類及證據物の閱覽に付ても現行法の規定を改め檢事は閱覽の權を有するも之が爲豫審の進行を妨ぐる

ことを得ざるものとし辯護人は豫審判事の許可を受くることを條件とし檢事と時しく閱覽することを得るものと爲す

**第三百四條** 豫審判事ハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

【理由】 豫審判事が取調を爲すに當りては公務所に照會して取調に付必要なる事項の報告を得ることを便利とする場合尠からず殊に警察官署に對して此の要求を爲し得べきものとするは最も必要なり現行法の下に於ても實際上斯の如き取扱を爲すと雖法規上依るべきの根據なし故に本條を以て之を明にし照會を受けたる公務所に於ては所要の報告を爲すの義務を有するものと爲したり

**第三百五條** 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

- 一 被告人ノ所在分明ナラサルトキ
  - 二 被告人心神喪失ノ状態ニ在ルトキ
- 前項ノ決定ハ之ヲ送達セス

【理由】 豫審の取調は被告本人の訊問を爲すに非されは其の目的を達すること能はざる場合多し然るに被告人の所在分明ならざるとき又は被告人心神喪失の状態にあるときは其の訊問を爲すことを得ず故に斯の如き場合に於ては檢事の意見を聽き豫審手續を中止するの決定を爲すことを得しむ

**第三百六條** 豫審判事被告事件ニ付取調ヲ終ヘタルトキハ書類及證據物ヲ檢事ニ送付シテ其ノ意見ヲ求ムヘシ

**第三百七條** 檢事豫審判事ノ取調十分ナラスト思料スルトキハ事項ヲ指示シテ取調ヲ請求スルコトヲ得

豫審判事檢事ノ請求ニ應シタルトキハ更ニ其ノ取調ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ送付スヘシ請求ニ應セサルトキハ速ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

**第三百八條** 檢事前二條ノ規定ニ依リ書類及證據物ノ送付ヲ受ケタルトキハ速ニ意見ヲ付シテ之ヲ豫審判事ニ還付スヘシ

【理由】 第三百六條乃至第三百八條は現行法第六十一條第六十二條を修正したる規定にして豫審手續終了に關するものなり

**第三百九條** 被告事件裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ豫審判事ハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘシ

**第三百十條** 豫審判事ハ其ノ所屬裁判所ノ管内ニ在ル區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

**第三百十一條** 豫審判事ハ被告人ノ申立ニ因ルニ非サレハ土地管轄ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

【理由】 第三百九條乃至第三百十五條は豫審終結決定に關する規定を網羅す第三百

九條乃至第三百十一條は事物及土地の管轄に付豫審判事の爲すべき決定に關するものなり、第三百九條は原則を示し現行法第六十三條の如く豫審を求められし事件か豫審判事の屬する地方裁判所の管轄に屬せざるときは管轄違の言渡を爲すべきものと爲す、第三百十條及第三百十一條は前示の原則に對する例外を示す第三百十條に依れば豫審判事は其管内に在る區裁判所の管轄に屬する事件に付管轄違の言渡を爲すことを得ず此の規定は下級裁判所の管轄する事件を上級裁判所の管轄に屬するものと爲すに因るや將管轄權を有せざるも尙ほ管轄違の言渡を爲すを得ずとするものなるか議論あれとも結果に於て何等の差異なきを以て強て解決するも實益あるを見ず第三百十一條は第三百九條に對する重要な制限なり我國の如く統一したる裁判權の下に劃一の制を布き全國到る所構成を同じくする裁判所を有する國柄にありては土地の管轄に關する規定を施行する必要なく被告人異議なき限りは管轄違の言渡を爲さざるを相當とすへし第二百十三條の規定を設けたるは此の趣旨に従ふものなり

**第三百十二條** 公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルトキハ豫審判事ハ決定ヲ以テ被告事件ヲ公判ニ付スル言渡ヲ爲スヘシ

前項ノ決定ニハ罪ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ

【理由】 本條は豫審の取調に依り公判を開くに足るべき罪證ありと認めたる場合に

於て爲すへき決定に關するものにして現行法第六十七條第一項第六十九條第一項と其の趣旨を同しくす此の決定は罪の有無を斷するものに非ず公判を開くに足るへき犯罪の嫌疑あるや否やを決するものなり是れ豫審の性質に基く當然の結果なり本條第二項は決定に記載すへき要件を示す即ち此の決定には判決裁判所の判断を求むへき事實と之に對する法令の適用を示すへきものなり

**第三百十三條** 被告事件罪ト爲ラス又ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑ナキトキハ豫審判事ハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

**第三百十四條** 左ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

- 一 確定判決ヲ經タルトキ
- 二 犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ
- 三 大赦アリタルトキ
- 四 時効完成シタルトキ
- 五 法令ニ於テ刑ヲ免除スルトキ

【理由】 第三百十三條及第三百十四條は現行法第六十五條を修正して豫審終結決定を以て免訴の言渡を爲すへき場合を定めたるものなり第三百十三條は被告事件罪とならず又は公判を開くに足るへき罪證具はらざる場合に免訴の決定を爲すへきことを定む此の決定は事件の實體に關するものなり第三百十四條に依る免訴の決定は

公訴權の存せざること（多くの場合に於ては公訴權の消滅）を理由とするものにして事件の實體に關せざるものなり現行法は同一の條文を以て兩者々規定するも本法は其の性質の相異なることに留意し兩者を分別し各別條に之を規定したり

**第三百十五條** 左ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

- 一 被告人ニ對シテ裁判權ヲ有セサルトキ
- 二 第三百十七條ノ規定ニ違反シテ公訴ヲ提起シタルトキ
- 三 公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定アリタル事件ニ付更ニ公訴ヲ提起シタルトキ
- 四 公訴ノ提起アリタル事件ニ付更ニ同一裁判所ニ公訴ヲ提起シタルトキ
- 五 告訴又ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ
- 六 公訴ノ取消アリタルトキ
- 七 被告人死亡シ又ハ被告人タル法人存續セサルニ至リタルトキ
- 八 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲スヘカラサルトキ
- 九 公訴提起ノ手續其ノ規定ニ違反シタル爲無効ナルトキ

【理由】 本法は免訴と公訴棄却とを區別す即ち免訴は公訴權の存在せざる場合即ち始めより存在せざるか又は一旦存在したるも後に至り消滅したる場合に言渡すへきものとし公訴棄却は適法なる公訴の存在せざる場合に言渡すへきものとする、而て免訴の決定確定したるときは第三百十七條に該當する場合に限り更に公訴を提起する

ことを得るものと爲し公訴棄却の決定ありたるときは條件を具へて更に公訴權を實行するとを妨けず、本條は豫審終結決定を以て公訴棄却を言渡すべき場合を規定したるものなり

**第三百十六條** 第三百九條及第三百十三條乃至前條ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

【理由】 管轄違、免訴、公訴棄却の言渡に對しては即時抗告を爲すことを得元來抗告は裁判所の決定に對して爲すものなり而して豫審終結決定は抗告の關係に於て之を裁判所の決定と同一に取扱ふこととせり

**第三百十七條** 免訴ノ決定確定シタルトキハ左ノ場合ニ限り同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得

- 一 新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキ
- 二 決定若ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事、公訴ノ提起若ハ其ノ基礎ト爲リタル搜查ニ關與シタル檢事又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依リ公訴提起ノ基礎ト爲リタル處分ヲ爲シタル判事被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ決定ヲ爲ス前判事又ハ檢事ニ對スル公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ決定ヲ爲シタル豫審判事其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

【理由】 豫審終結決定は科刑權の有無を確定するものに非ず故に免訴の決定確定す

るも一定の條件の下に更に公訴を提起することを妨けず現行法第七十五條は新なる證據あるときに限り再訴を許すも本法は新なる事實又は證據を發見したるときは再訴を許すべきものとし之を補正せり、加之本法は一の重要な再訴の原因を附す即ち事件の取調に關與したる判事又は檢事其の事件に付職務上の罪を犯したること確定判決に依り證明せられ爲に決定の正確なることに信を措き難き場合には再訴を許すべきものと爲す此の原因は確定判決に對するときは再審の理由と爲るべきものなり

**第三百十八條** 免訴、公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキハ勾留セラレタル被告人ニ對シテハ放免ノ言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ豫審判事ハ勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄裁判所ノ檢事ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢事ハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢事五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

【理由】 免訴、公訴棄却又は管轄違の決定ありたる場合に於ては原則として被告人の勾留を繼續すべきものに非ず故に其の決定ありたるときは勾留を受けたる被告人に對し放免の言渡ありたるものと爲す故に檢事は放免の言渡なきも勾留を解かざる

へからず、免訴の決定ありたる場合に於ては再訴を爲し得るも新なる事實又は證據の發見等條件の具備するを必要とするものなれば急速に爲し得べきものに非らず反之公訴棄却又は管轄違の決定ありたる場合に於ては直に有效なる公訴を提起し得るものなり故に公訴棄却又は管轄違の決定を爲す場合に於ては豫審判事は既に發したる勾留狀を存し又は新に勾留狀を發し勾留を繼續することを得るものとす而して豫審判事の決定を以て勾留を繼續するは本と檢事の再起訴を慮りて爲すものなれば檢事一定の期間内に公訴を提起せざる時は被告人を釋放せざるへからず

**第三百十九條** 免訴、公訴棄却又は管轄違ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付押收物アルトキハ押收ヲ解ク言渡アリタルモノトス但シ必要アル場合ニ於テハ押收ヲ存續スルコトヲ得押收ヲ存續シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄裁判所ノ檢事ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢事ハ其ノ押收ヲ解クヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢事五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

【理由】 前條規定の趣旨は押收物にも之を適用するを相當とし其の旨の規定を爲したり

## 第四章 公判

【理由】 公判は判決裁判所に於て科刑權の存否並範圍を確定する爲行はるゝものに

して刑事訴訟手續の中樞を爲すものなり公判は彈劾式訴訟主義を基礎とし檢事は國家を代表して訴追者の地位に立ちて科刑權の確定を請求し被告は防禦權の主體として檢事と對立し裁判所は其の間に立ちて審判を爲すべきものとし形式上三個の訴訟主體を認む、而て彈劾主義を嚴正に貫徹する爲不告不理の原則に對する一切の例外を廢止し如何なる場合に於ても檢事の起訴せざる事件に對して審理を開始するを得ざるものとせり

本法は現行法と同じく職權主義を採り公訴取消の外當事者の處分權を認めず實質的眞實發見主義を本旨とし形式的眞實發見主義を排斥し自由心證主義に則りて形式的證據主義に依らず嚴に口頭辯論主義を守り書面審理を許さず直接審理主義は何れの立法に於ても嚴正に之を貫徹し得べきものに非ず本法又之を勵行せず眞實發見の爲間接審理に依ることを得べきものと爲す

公判は期日に公判廷を開き三個の訴訟主體會合して辯論を爲し裁判を爲すを以て本體と爲すと雖公判手續中には期日に於ける審判の外其の準備と爲るべき手續あり又公判中之に附隨する手續あり是等の手續は公判廷に於て爲すべきものに非すと雖公判手續の一部たるを失はざるなり本章は公判手續の順序に従ひ分ちて三節と爲し第一節を公判準備第二節を公判手續第三節を公判の裁判と爲す

本法に於ける公判の規定は現行法の形式を改めて面目を一新したる外實際の必要に

鑑みて現行法の缺點を補正したる點少しとせず今之を略述せば事案に付裁判官の腦裡に總括的印象を得せしむる爲訴訟材料の集中を計り可成公判の審理を連續して行はしむることとし公判に顯はれたる事實及證據に付裁判官の記憶を消失せざる間に訴訟を終結せしめむとしたる點是なり、此目的を達する爲一面に於て特に公判準備の手續に關する規定を設け期日前に於て充分に公判の材料を整理せしむることとし一面に於て辯論更新の規定を設け如何なる事由に因るも引續き十五日以上開廷せざるときは辯論を更新するを要するものと爲し、尙計算其の他繁雜なる事件に付受命判事をして公判廷外に於て訴訟材料を整理して報告を爲さしむるの制を新設して取調の便を計りたり、惟ふに此等の規定は口頭辯論主義の眞價を保持する爲最必要なるは勿論職權主義並實質的眞實發見主義の貫徹を期する爲最も有效なるものにして現行法に改正を加へたる主要の點に屬するものなり

### 第一節 公判準備

【理由】 公判の準備としては公判期日を定め公判の取調に付必要なる人を召喚し證據の準備及保全の爲適當なる處分を爲すにあり現行法に於ても公判準備に關する規定存すと雖全からざるか故に特に公判準備に關する節を設け之を補正せり

第三百二十條 裁判長ハ公判期日ヲ定ムヘシ

公判期日ニハ被告人、辯護人及輔佐人ヲ召喚スヘシ

第八十四條及第九十九條ノ規定ハ辯護人及輔佐人ノ召喚ニ付之ヲ準用ス

公判期日ハ之ヲ檢事ニ通知スヘシ

【理由】 本條は現行法第二百十三條を修正したるものなり公判の請求あるときは當然公判期日を指定すべきものにして其指定は裁判長の職權に屬す、期日には檢事其の他の訴訟關係人を公判廷に會合せしむべきものなり故に被告人、辯護人及輔佐人を召喚し尙檢事に之を通知す

第三百二十一條 第一回ノ公判期日ト被告人ニ對スル召喚狀ノ送達トノ間ニハ少クトモ三日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ

●(原法案「但シ區裁判所ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス」とありたるハ帝國議會に於て削除さる)

被告人異議ナキトキハ前項ノ猶豫期間ヲ存セサルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第二百十五條を修正したるものなり即ち地方裁判所以上に於ては辯論準備の爲第一回の期日と被告人に對する召喚狀の送達との間には少くとも三日の猶豫期間を存することを相當とし現行法に於ける二日の猶豫期間を延長し區裁判所に於ては法律上猶豫期間を與ふるの必要なきものと爲し判事の裁量に一任し尙地方裁判所以上に於ても被告人異議なきときは猶豫期間を與ふることを要せざるものとせり(原法案の理由)

**第三百二十二條** 裁判長ハ公判期日ヲ變更スルコトヲ得  
公判期日ノ變更ニ關スル請求ヲ却下スル命令ハ之ヲ送達スルコトヲ要セス

【理由】 現行法に於ても期日の變更を認むるは疑を容れざる所なりと雖明文なきか故に本法は其の不備を補充する爲明文を設け之を裁判長の職權に屬せしめたり訴訟關係人は期日の變更を請求することを得るも裁判長は命令を以て之を却下することを得べきは勿論なり、而して其の命令は送達するを要せざるものと爲す

**第三百二十三條** 裁判所ハ第一回ノ公判期日ニ於ケル取調準備ノ爲公判期日前被告人ノ訊問ヲ爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

檢事及辯護人ハ前項ノ訊問ニ立會フコトヲ得  
訊問ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫メ之ヲ檢事及辯護人ニ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

【理由】 現行法第二百三十七條は重罪事件に付てのみ被告人の豫備訊問を認め之を公判開始の要件と爲したりと雖實際に於ては重罪事件なればとて必ずしも豫備訊問を爲すの要なき場合あると同時に重罪以外の事件に付ても之を必要とする場合あるを以て之を重罪事件に限るは其の當を得ず之に由て本法は總ての事件に付豫備訊問を爲し得べきことを定め之を裁判所の裁量に委することとし尙豫備訊問を爲すときは檢事及辯護人をして之に立會はしむることを相當なりと認め其の旨を規定せり

**第三百二十四條** 裁判所ハ公判期日ニ於ケル取調準備ノ爲公判期日前證據物若ハ證據書類

ノ提出ヲ命シ又ハ證人、鑑定人、通事若ハ翻譯人ニ對シ召喚狀ヲ發スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ召喚狀ヲ發シタル證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ氏名ハ直ニ之ヲ訴訟關係人ニ通知スヘシ

檢事、被告人又ハ辯護人ハ第一項ノ規定ニ依ル處分ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得  
前項ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ爲スヘシ

【理由】 期日前に於ける證據調の準備に付現行法の規定する所は第百九十二條に檢事、被告人等の請求に因り呼出す證人の氏名目録は開廷より一日前之を相手方に送達すへしとの規定あるに止まり頗る不完全なり本法は其の不備を補ひ裁判所は公判準備の爲職權又は請求に因り公判期日前證據物又は證據書類の提出を命し又は證人、鑑定人等に對して召喚狀を發することを得べきものと爲し召喚狀を發したる證人等の氏名は直に之を訴訟關係人に通知すべく其の請求を却下するときは決定を爲すべきことを定めたり此の如く期日前準備を整ふるときは公判に於ける取調は連続して之を爲すことを得隨て事件の終結を迅速ならしめ多くは一回の開廷を以て事件を終了することを得事件複雑なる爲一回を以て終了すること能はざる場合と雖連續して審理することを得るを以て今日の如く數週日の後次回の期日を開くか如きことなきに至るへし、而て右示す所は第一回公判期日前のみならず第二回以後の期日前に於ても亦其の適用あるや勿論なり

第三百二十五條 検事、被告人又ハ辯護人ハ公判期日前證據物又ハ證據書類ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ得

一七八

【理由】 検事、被告人、辯護人は公判期日前證據物、證據書類の提出を命ずる處分ヲ裁判所に請求し得べきことは前條に之を規定す。検事、被告人、辯護人は又裁判所の命令を待たず自ら進て之ヲ裁判所に提出することを得、此の如くする時は裁判所ハ期日前之を受け豫め檢閲することを得べきを以て公判の進行を迅速ならしむるの便あり

第三百二十六條 裁判所ハ證人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ公判期日ニ出頭スルコト能ハスト思料スルトキハ公判期日前之ヲ訊問スルコトヲ得

第三百二十三條 第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十七條 裁判所ハ公判期日前鑑定若ハ翻譯ヲ爲サシメ又ハ押收、搜索若ハ檢證ヲ爲スコトヲ得

【理由】 期日前に於て取調の準備を爲し得るは前に示すか如し然れとも取調自體は期日に爲すべきものにして期日前取調殊に證據調を爲すは公判の本旨に反するものなるを以て之を爲さざるを原則とす然りと雖特別の事由の存するか爲に之を爲すことを必要とする場合なきに非ず證據保全の爲にする場合の如き是なり又處分の性質上期日前之を爲すことを妨げざるものあり故に本法は例外として期日前の取調を認

めたり即ち公判期日に出頭すること能はずと認むべき證人あるときは第三百二條と同一の趣旨に依り期日前之を訊問することを得、次に鑑定及翻譯は其性質上公判に於て爲すを要するものに非ず多くは書面を以て爲すものなるを以て公判前之を爲さしめ之を公判に於て示せば可なり、押收搜索、檢證亦然り押收、搜索は證據物を集取するの手段なり其の結果收取したる證據物は公判に於て取調ふべきものなるも手段たる押收、搜索は公判前之を爲すを妨げず檢證は多くの場合に於て裁判外に於て爲すものにして公判廷に於て爲すべきものに非ず公判廷以外に於て爲すべき檢證は期日前に之を爲し其の結果を公判廷に於て示せば可なり第三百二十六條第三百二十七條は前上述ふる所の趣旨を明にす

第三百二十八條 裁判所ハ公判期日前公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

【理由】 第三百四條と其の趣旨異なることなし

## 第二節 公判手續

第三百二十九條 公判期日ニ於ケル取調ハ公判廷ニ於テ之ヲ爲スヘシ  
公判廷ハ判事、檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ開ク

【理由】 公判準備の手續は公判廷にて行ふべきものに非ずと雖期日に於ける取調は



公判の本體を爲すものにして必ず公判廷にて之を行ふべきものなり本條此の義を明にす、現行法は明文を缺如するも趣旨を異にするものに非ず

**第三百三十條** 被告人公判期日ニ出頭セサルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外開廷スルコトヲ得ス

【理由】 本法は闕席審判の制を認めず蓋し現行法に規定する闕席審判の場合に於ても實質的眞實を以て裁判の基礎と爲すを要すること勿論なりと雖被告人在廷せざるときは審理自ら形式に流れ易く又檢事の主張のみを聽きて被告の辯解を聽かざるか爲事實の眞相を穿つ能はざる場合多かるへし畢竟するに口頭辯論の原則に反し實體的眞實發見主義と矛盾する虞あり是れ本條の規定ある所以なり

**第三百三十一條** 罰金以下ノ刑ニ該ル事件ノ被告人ハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得但シ裁判所ハ本人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

【理由】 本條は例外として被告人の出頭なくして開廷することを得る場合を規定す即ち罰金以下の刑に該るべき事件は事體重からず代人を以て辨するも不可なるを見す故に本人の自身出頭を必要とせず代人をして出頭せしめ得るものと爲す但し裁判所本人の出頭を必要とするときは之を命することを妨けず

**第三百三十二條** 被告人ハ公判廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但シ之ニ看守者ヲ附スルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第一百七十七條と其の趣旨異なる所なし

**第三百三十三條** 被告人ハ裁判長ノ許可アルニ非サレハ退廷スルコトヲ得ス

裁判長ハ被告人ヲシテ在廷セシムル爲相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

【理由】 被告人は在廷の義務を有するものなり故に裁判長は適當の方法を以て在廷を強制するとを得へし、現行法の下にても本條の如く實行し來り何等の支障なかりしも明文を缺如せるか故に本條を以て之を補足し其の義を明にせり

**第三百三十四條** 死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニ付テハ辯護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ス但シ判決ノ宣告ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

辯護人出頭セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ裁判長ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

【理由】 本條は現行法第二百三十七條に定むる強制辯護の制と其の趣旨異なる所なし即ち現行法の重罪事件に相當する事件の辯論に付ては辯護人の出廷あることを必要とし被告人の選任したる辯護人なきとき又は其の辯護人出頭せざるときは裁判長職權を以て辯護人を附すべきものとす、官選辯護に關する規定は總則に詳なり

**第三百三十五條** 左ノ場合ニ於テ辯護人出頭セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ辯護人ヲ附スルコトヲ得

一 被告人二十歳未満又ハ七十歳以上ナルトキ

- 二 被告人婦女ナルトキ
- 三 被告人聾者又ハ啞者ナルトキ
- 四 被告人心神喪失者又ハ心神耗弱者タル疑アルトキ
- 五 其ノ他必要ト認ムルトキ

【理由】 本條は裁判所の裁量を以て辯護人を附することを得べき場合を規定するものにして大體現行法第七十九條の二と異なる所なきも特に未成年者及老衰者を保護するの精神を以て之に修正を加へたり

第三百三十六條 事實ノ認定ハ證據ニ依ル

第三百三十七條 證據ノ證明力ハ判事ノ自由ナル判斷ニ任ス。

【理由】 事實は證據に依りて之を認定すべきものとし證據に基かざる事實の認定は之を違法とす、各種證據の證明力は判事の自由心證に従ふべきものとし法律ヲ以て證據の價を定むるとなし、兩條は此の義を明にするものにして其趣旨現行法と異なることなし

第三百三十八條 被告人訊問及證據調ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得  
 檢事又ハ辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得

被告人ハ必要トスル事項ニ付共同被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スヘキコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得

【理由】 本條は現行法第九十四條を修正したるものなり公判に於ける審理の内容を形成すへき取調は裁判長の職權に屬するも裁判長は裁判所の機關として之を爲すものなり即ち本條に依り被告人の訊問及證據調を爲すは裁判長の獨立の職權に屬するものに非ずして裁判所の機關として有する職權に屬するものなり陪席判事の爲す訊問亦然り、裁判長に告ぐることを要するは裁判所の構成に關する法規に照し其理由明なり、現行法にては辯護人は被告人、證人、鑑定人等に對し直接訊問を爲すとを得ざるも本法は正當なる辯護權の行使を完からしむる爲辯護人も檢事と同じく裁判長の許可を受け直接に訊問を爲し得ることとせり

第三百三十九條 裁判長ハ證人其ノ他ノ者被告人又ハ或傍聽人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲナスコトヲ得サルヘシト思料スルトキハ其ノ供述中之ヲ退廷セシムルコトヲ得被告人他ノ被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキ亦同シ  
 前項ノ規定ニ依リ被告人ヲ退廷セシメタル場合ニ於テ共同被告人、證人其ノ他ノ者ノ供述終リタルトキハ被告人ヲ入廷セシメ供述ノ要旨ヲ告クヘシ

(原法案)「裁判長ハ共同被告人、證人其ノ他ノ者被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキハ其ノ供述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但シ供述終リタルトキハ被告人ヲ入廷セシメ供述

ノ要旨ヲ告ケヘシ」とありたるを帝國議會に於て修正されたり

【理由】 本條は現行法第九十七條と其の趣旨異なることなし（原法案の理由）

第三百四十條 證據書類ハ裁判長之ヲ朗讀シ若ハ其ノ要旨ヲ告ケ又ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ

單ニ風説又ハ素行ヲ記載シタル書類ニシテ人ノ名譽ヲ毀損スル虞アルモノハ之ヲ朗讀スルコトヲ得ス

前項ノ書類ハ之ヲ被告人ニ示シ被告人文字ヲ解セサルトキニ限り其ノ要旨ヲ告ケヘシ

【理由】 本條は證據調中證據書類取調の手續を規定せるものなり、現行法第二百九條第二項に於ては必要なる調書其他證據書類は書記をして其の内容を朗讀せしめて取調を爲すべきことを規定するも本條に於ては裁判長自ら之を朗讀し又は之を朗讀せずして其の要點を摘示するを以て足るものと爲す、而て單に風説又は素行に關する記載にして被告人、被害者其他の者の名譽を毀損する虞あるものは之か朗讀を禁し之を證據と爲すの必要あるときは之を被告人に示して閱覽するを得せしめ若し被告人文字を解せざるときは其の要旨を告げ其の意義を了解せしむるに止むべきものとす是れ人の名譽を重んずるの趣旨に出でたるものにして現行法に此の規定なきは不備といはざるへからず素より現今に於ても練熟したる判事は常に考慮を怠らざるを以て法文に拘泥して不當の結果に陥るか如きことなきは内外齊しく首肯す

る所なり然れとも之を慣行に委ね明文を設けざるときは弊害の絶無なることを期し難し之に由て本條を設け現行法の不備を補正したり

第三百四十一條 證據物ハ裁判長之ヲ被告人ニ示スヘシ

證據物中書面ノ意義證據ト爲ルモノニ付テハ被告人文字ヲ解セサルトキハ其ノ要旨ヲ告ケヘシ

【理由】 本條は證據調中證據物取調の手續を規定す現行法第九十八條第二項に依れば證據物の取調は之を被告人に示して爲すべきものとすれども證據物中書面の内容即ち意義證據と爲るものあり此の如きものは之を見るも其の意義を解せされば證據調の目的を達する能はず故に文字を解せざる被告人には其の書面の要旨を告ぐべきものとす

第三百四十二條

公判期日前訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物及證據書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百二十六條乃至第三百二十八條ノ規定ニ依リ作成シ又ハ集取シタルモノニ付亦同シ但シ訴訟關係人ニ異議ナキモノニ付テハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

【理由】 公判期日前訴訟關係人より提出したる證據物、證據書類並期日前裁判所の爲したる取調の結果を裁判の資料と爲すには公判廷に於て證據調の方式に従ひ其の取調を爲すことを要す公判廷に於て證據調の方式に従ひ取調を爲さざるものは裁判所に於て之を裁判の根據と爲すことを得ざるは勿論訴訟關係人も亦之を攻撃防禦の

方法に用ゐることを得ず故に裁判所之れを裁判の資料と爲さんとせば之を取調へざるへからず裁判所に其の意なしとするも訴訟關係人に於て之を攻撃防禦の用に供するを得るを以て恣に其の取調を省略するを得ず即ち裁判所之を裁判の資料と爲すの意なく訴訟關係人も亦之を攻撃防禦の方法に援用するの意なきとき初めて其の取調を省略するを得るなり本條但書は訴訟關係人異議なければ之を取調へずして證據に供するを得るの趣旨と解すべきものに非ず

### 第三百四十三條

被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ録取シタル書類ニシテ法令ニ依リ作成シタル訊問調書ニ非サルモノハ左ノ場合ニ限り之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一 供述者死亡シタルトキ

二 疾病其ノ他ノ事由ニ因リ供述者ヲ訊問スルコト能ハサルトキ

(原決案供述者ヲ「召喚シ難キトキ」とありたるを帝國議會に於て修正さる)

三 訴訟關係人異議ナキトキ

區裁判所ノ事件ニ付テハ前項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

【理由】 本條は證據の能力に關する現行法の主義に重要な改正を加へたるものなり、現行法に於ては區裁判所たると地方裁判所たるとを問はず被告人、被害者其他の者の供述を録取したる書類は法令に依り作成したる訊問調書に非ざるもの（所謂聽取書、盜難口頭届書の類）と雖證據能力ありと爲し之を以て事案を斷するの資料

と爲したりと雖斯の如きは直接審理主義と相容れざること遠く妥當を缺くを以て本法に於ては證據能力に制限を加へ地方裁判所に於ては原則として斯の如き書類を證據と爲すことを得ざるものとせり抑も直接審理主義を貫徹せんとせば人證は裁判所の直接に取調へたるもの即ち裁判所の自ら聽取りたるものに限らざるへからず然れとも斯の如きは實際に適せざるを以て本法に於ては法令に依り作成したる訊問調書は證據書類として證據能力を有するものとし唯法令に依らずして人の供述を録取したるもののみを排斥することとせり、尙此原則は之を絶対に貫くことなく實情に顧みて之に例外を認め嚴に失して事を誤るの弊なからしめんことを期したり即ち供述者か死亡したる場合並に疾病其の他の事由に因り召喚し難き場合には正式に之を訊問することを得ざるを以て既に作成せられたる非公式の書面を證據に供することを妨げず又檢事、被告人其の他の訴訟關係人か之を證據と爲すことに付異議なき場合に於ては其證據能力に制限を加へざることとせり、尙輕微なる事件を管轄する區裁判所にては嚴格の方式に依らしむるの要なく寧ろ實際の便宜に従ふを可として證據能力に右の如き制限を附せざるを妥當と認め第二項の規定を設けたり

### 第三百四十四條

證據調ノ請求ノ却下ハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ  
新期日ノ指定其ノ他別段ノ手續ヲ必要トスル證據調ハ決定ニ依リ之ヲ爲スヘシ

【理由】 證據調も亦裁判長其の獨立の職權を以て爲すものに非ずして裁判所の機關